

平成20年第4回(12月)川根本町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (12月3日)

開 会.....	5
開 議.....	5
議事日程の報告.....	5
諸般の報告.....	5
町長挨拶及び行政報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	9
議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	9
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	12
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	13
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	16
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	19
議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	22
議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	24
議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	26
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	27
議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	28
議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	29
議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	42
議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	43
議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	47
議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	49
散 会.....	50

第 2 号 (12月11日)

開 議.....	53
諸般の報告.....	53
一般質問.....	53

小 藪 侃一郎 君.....	5 3
杉 本 道 生 君.....	6 3
高 畑 雅 一 君.....	6 9
鈴 木 多津枝 君.....	7 7
原 田 全 修 君.....	9 1
澤 畑 義 照 君.....	1 0 6
佐 藤 公 敏 君.....	1 1 4
板 谷 信 君.....	1 2 6
会議時間の延長.....	1 4 1
農業委員会委員の推薦について.....	1 4 2
議案第 5 6 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	1 4 2
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 4 8
発議第 3 号の上程、採決.....	1 5 2
発議第 4 号の上程、採決.....	1 5 3
発議第 5 号の上程、採決.....	1 5 3
発議第 6 号の上程、採決.....	1 5 4
川根本町議会議員派遣の件.....	1 5 5
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	1 5 5
常任委員会の閉会中の継続調査の件.....	1 5 5
閉 会.....	1 5 6

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	山	本	信	之	君
2番	佐	藤	公	敏	君
3番	中	田	隆	幸	君
4番	小	藪	侃	一郎	君
5番	原	田	全	修	君
6番	澤	畑	義	照	君
7番	杉	本	道	生	君
8番	高	畑	雅	一	君
9番	中	澤	智	義	君
10番	板	谷		信	君
11番	鈴	木	多	津枝	君
12番	芹	澤	徳	治	君
13番	久	野	孝	史	君
14番	森		照	信	君

不応招議員（なし）

平成20年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成20年12月3日(水)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第56号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第57号 川根本町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第58号 川根本町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第59号 川根本町職員の育児休業等に関する条例及び川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第60号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第61号 川根本町職員の旅費に関する条例及び川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第62号 川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第63号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第64号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第65号 川根本町流水占用料等徴収条例及び川根本町普通河川条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第66号 川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第67号 平成20年度川根本町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第68号 平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第69号 平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第70号 平成20年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第71号 平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	佐藤公敏君
3番	中田隆幸君	4番	小藪侃一郎君
5番	原田全修君	6番	澤畑義照君
7番	杉本道生君	8番	高畑雅一君
9番	中澤智義君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	久野孝史君	14番	森照信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	副町長	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	小坂進君
総合支所長 兼管理課長	藤田至君	企画環境課長	羽根田泰一君
企画観光課長	山田俊男君	税務課長	柴田光章君
健康増進課長	羽倉範行君	保健福祉課長	中澤莊也君
町民課長	西村太一君	住民課長	的場徹君
産業課長	鈴木一男君	建設課長 兼事業課長	岩田利文君
会計管理者 兼出納室長	森紀代志君	教育総務課長	小坂泰夫君
生涯学習課長	森下睦夫君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開会 午前 9時00分

開 会

議長（森 照信君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、平成20年第4回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

開 議

議長（森 照信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（森 照信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（森 照信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

11月28日、町長から第4回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案16件が町長から提出されております。

次に、監査委員から、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体監査の結果について報告がありました。

なお、内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

町長挨拶及び行政報告

議長（森 照信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして、ごあいさつがあります。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 改めまして、おはようございます。

本日は、平成20年第4回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多用中の中、全員の御出席をいただき開会できましたことを厚くお礼申し上げます。

本議会において、条例改正、補正予算関係等について御審議いただくことになっております。

冒頭のあいさつを兼ねまして、行政報告をさせていただきます。

2008年9月のアメリカ証券リーマン・ブラザーズの破綻以降、金融恐慌を思わせるような異常な緊張が世界の市場を覆い、世界同時株安が進行し、先行き不透明感や悲観論が強まっております。金融危機に襲われている海外に比べ、日本の金融システムは、安定性は確保されていると言われていますが、しかし外需に依存してきた日本経済は、世界経済の減速に伴い、既に景気後退局面に入っております。今後は世界的な景気後退を受けて、外需面に加え、国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化し、そして深刻化するおそれが高まっております。

金融経済情勢の悪化の影響は、いずれ国民すべてに到達し、とりわけ経済的な弱者に大きな波となって押し寄せてくるおそれがあります。政府が本年8月に決定した「安心実現のための緊急総合対策」、10月には家計支援のための定額給付金、住宅ローン減税の拡充、中小企業向け融資枠拡大、新エネ・省エネ投資優遇策、地方の活性化支援策などが盛り込まれている追加経済対策を発表しました。

川根本町としても、こうした国の緊急経済対策に対応し、悪影響を少しでも緩和するとともに、注意深く社会経済情勢を把握・分析し、住民に一番身近な基礎自治体として、住民の暮らしを守る観点から、不確実性の高い将来に備えることが重要と考えております。

さきの緊急総合対策に盛り込まれた「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金制度」により、川根本町に約1,220万円の交付限度額の提示がありました。限られた時間ではありましたが、早速、対応可能な事業を精査し、医療・介護強化対策、子育て支援対策などを柱とする交付金実施計画を策定、提出いたしました。個別事業については、12月補正予算に計上してあります。

現在、21年度予算も編成しております。国が今年6月に決定した経済財政改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2008では、歳出改革は2006年、2007年にのっとり、最大限削減を行うとするも、自治体の安定財政運営に必要な地方交付税などの一般財源確保と、地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考えに従った交付税の重点化を引き続き進め、財政の厳しい地域への交付税の重点配分が盛り込まれております。

こうした財政状況や日に日に厳しさを増す経済状況を踏まえ、平成21年度予算編成においては、行政改革推進委員会の提言を念頭に、引き続き集中改革プランの推進とともに、情報の公開・共有化による住民参画の環境づくりに努め、行政サービスのあり方・必要性、施設

の管理運営方法等を再検証し、地域資源を生かした独自の施策の展開や住民との協働のまちづくりを目指した予算といたします。

基本的な事項として、従来どおり歳入規模に応じた中での総合計画に基づいた当初予算。集中改革プランへの提言を念頭に事業を検証し、効率性、経済性を追求することにより、行財政改革を推進する予算にすること。真に必要な住民ニーズに即した事業の予算化に努める。住民と行政の役割分担による効率的な予算配分に努める。本町の経常収支比率を見ると、平成19年度では97.1%であり、県平均83.6に比べ、依然一般財源に余裕はない状況であります。限られた一般財源であるため、経常経費を節減し、経常収支比率の改善を目指すを基本的な事項とし、平成21年度予算要求では、各目の一般財源については、平成20年度当初予算一般財源額以内とするが、平成20年度当初予算の一般財源額には、財政調整基金等の繰入金が含まれているため、現在の経済状況にかんがみ、町税等の減収により、自主財源に余裕はないことを踏まえ、全般的な経費節減に努めることとします。

各目の需用費は、平成20年度予算額の5%以上の節減、旅費については、県内日当廃止などを基本としております。

また、本議会には、川根本町課の設置条例の改正を上程しております。詳しくは提案理由や委員会審議で御説明いたしますが、基本的な考え方を申し上げます。

地方分権の進展、国・地方の厳しい財政事情、少子高齢社会の到来など、町行財政を取り巻く潮流は大きく変化しております。この変化に対応し、自治自立のまちづくりに向けて、川根本町は、平成18年10月に行政改革大綱と集中改革プランを策定し、現在徹底した事務事業の見直しや町営施設への指定管理制度の導入、民間委託の推進に取り組んでおります。

また、簡素で効率的な行政組織を目指し、定員管理計画に基づいた町職員の適正配置を進めるとともに、職員数に応じた組織体制への移行を図る必要があります。今回、10課1局1室、23の課内室、3係で構成する機構改革案を編成いたしました。

課の中の室には、地域防災や自治会支援を一体的に扱う「地域支援室」、広報広聴のみならず、地域情報化を担う「広報情報室」、税や料の徴収、滞納対策を担う「徴収室」、高齢者の福祉・介護・医療を担う「長寿介護室」などを設置する予定で、より効率的に課題に対応できる組織といたします。

総合支所には、商工観光課、教育委員会2課と住民生活室など4つの室を配置し、各課所管の窓口事務及び相談業務を行い、住民サービスが低下しないように努めます。

次に、現在、住民の身近な足、いわゆる生活交通の確保の全町的な展開を目指し、川根本町バス路線対策委員会で、北部路線、いわゆる本川根地区を対象とした交通システムの検討や既存システムの見直しを行っており、検討が済み次第、予算計上を考えております。

21年度予算も、無駄を省き、効率的運用を前提とした予算編成に取り組みますが、住みなれたところで安心して暮らしたいという住民の自然な気持ちにこたえるため、子育て支援、高齢者福祉の充実はもとより、地域防災、日常交通、産業振興に、地域コミュニティーや地

域資源・特徴を生かす施策を取り組んでまいります。

また、環境に優しい暮らしを実践・提案する地域として、安心・安全・適正な農林産物の生産を積極的に押し進めるとともに、太陽光など自然エネルギーを使用した暮らしに対する支援策も検討しております。

次に、大井川の環境改善についてであります。現在、中部電力により、大井川ダム直下濁水対策検討会が設置され、ダム直下の濁水対策が、学識経験者、中部電力、国・県、川根本町間で検討が進められております。既に2回の検討会が開催され、清水バイパス、いわゆるきれいな水をバイパスに使う清水バイパス案を中心に技術的検討が加えられています。年度内に3回目の開催が予定されております。

中部電力が本格的に濁水対策に取り組むことを地元としても評価するとともに、河川環境が悪化して大きな影響を受けてきた地元として、今後の中長期的な環境改善を念頭に置きながら、地元としての意見を述べて、早期に具体的な対策に着手できるよう取り組んでまいります。

また、7月の区長連絡会で決定された「大井川の環境改善の要望書」については、各区長様の御尽力や町民の切なる思いの結果として、5,857名の署名が集まりました。今後、区長連絡会の要望書提出に行政も同行し、中部電力、国・県に対して、町民の思いが早期に実現するよう要望してまいります。議会としての御協力もお願いしたいと思います。

次に、11月下旬には、全国町村長大会や地方自治体が加盟するさまざまな組織・連盟の総会等が開催され、国政に対する要望等が決議されました。町村長大会では、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能の堅持と総額の復元、農林業の再生と食料自給率の向上、道路特定財源の確保等が決議され、要望活動も行ってまいりました。

現行の過疎地域自立促進特別措置法が平成22年3月末をもって失効することにかんがみ、新過疎法制定実現総決起大会も開催され、新たな過疎対策法の制定に関する決議が採択されました。当町においても、住民の暮らしを守るため、山村地域が持つ我が国特有の豊かな自然、環境、歴史、文化、景観を守り、森林資源や水資源の供給など、多面的な機能を担っていくためにも、全国組織、県組織と連携しながら、行動を発現してまいります。

次に、7月に事業認定された「地方の元気再生事業・奥大井観光振興プロジェクト」は、現在までに2回の推進会議やPRツールの作成、韓国・中国留学生によるモニターツアーなどが実施中で、今後も韓国旅行者を招いたファムトリップ、モニターツアー、まちかど博物館候補地現地調査など、来年3月の取りまとめに向け、旅行商品販売可能性調査、誘客可能性調査などを行ってまいります。12月1日には、韓国並びに中国向けのホームページも開設されております。

今週末の12月6日には、恒例の市町村対抗駅伝が開催されます。7月より練習に汗を流した駅伝チームのメンバーや役員、実行委員会の皆様の御苦勞に改めて感謝し、川根本町チームの健闘を期待いたします。多くの町民の皆様の応援もお願いしたいと思います。

以上、行政報告にかえさせていただきます。

今回提案いたすものは、条例関係等11件、補正予算5件の計16件であります。よろしく御審議をお願いし、開会に当たってのあいさつといたします。

議長（森 照信君） 御苦労さまでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（森 照信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番、鈴木多津枝君、12番、芹澤徳治君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（森 照信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの9日間に決定しました。

日程第3 議案第56号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例 について

議長（森 照信君） 日程第3、議案第56号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第56号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表は1ページをごらんください。

本案は、平成20年3月12日付でまとめられました川根本町行政改革推進委員会の「川根本

町行政改革大綱・集中改革プランへの提言」の提言9にありますように、合併当時の教育長を除いた職員数が186人であったものが、平成21年4月1日現在では163人になる見込みです。財政的にも、さきに公表された健全化判断比率では健全であると言えますが、しかし経常収支比率が97.1%で、県下平均の83.6%と比較しても高い水準にあることから、経常収支比率を下げていくためにも、将来に向けて、同規模の団体の平均職員数であります130人程度の規模に近づけていく必要があります。

自治自立のまちづくりに向けての組織の見直しの方針としては、住民サービスが低下しないこと、簡素で効率的であること、町民にわかりやすく利用しやすいこと、指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確であること、行政課題に的確に対応できること、総合計画を円滑に遂行できることとし、職員数に対応した組織体制へ移行するために、今回、課の設置条例の一部を改正する条例を提案するものであります。

これは平成21年4月1日から施行を予定しているものであります。

よろしく御審議いただき、御議決いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第57号 川根本町職員定数条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第4、議案第57号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第57号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表は6ページをごらんください。

平成17年の2町合併当時、教育長を含め187人いた職員も、平成21年4月1日には164人になることが予想されるため、平成21年4月1日現在の職員数を勘案し、条例の改正を行うものです。

内容としましては、町長事務部局の職員数を155人から137人に、教育委員会の所管する教育機関の職員数を23人から16人に改めるものです。このうち、定数の合計が195人から170人になりますが、農業委員会の事務部局の職員は、町長事務部局の職員が兼職しておりますので、実際には167人になります。また、各部局内の配分は、任命権者が定めることになっていますが、部局間の人事異動に支障が起きないように、平成21年4月1日の職員の予定数より3人多く規定しております。

この条例は、平成21年4月1日から施行したいとするものです。

よろしく御審議いただき、御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

前もって調べればよかったんですけども、そういう時間がなかったものですから、この場での質問になってしまいますけれども、通告してありますけれども、今の町長の説明では、農業委員会が町長部局になるから、実数より3人多く規定するということですが、よくわからないというか、これを見ていると、155人を137人、23人を16人とということで、合計で164人を153人にするというので、11人減らすということですが、現在の定数から見ても、21年4月1日で164人になる見込みだということで、その点でも人数的に心配がありますし、農業委員会のほうの人数が加算されるのかなと思うんですけども、そのところも詳しく聞きたいですし、本当に11人も減らして大丈夫なのかという点でも、ちょっと心配なものですから、その点も確認したいと思います。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） ただいまの御質問ですが、新旧対照表を見ていただきたいと思います。2条の定数のところで、改正前の人数ですが、町長の事務部局の職員が155人、議会の事務部局の職員が2人、農業委員会の事務部局の職員が3人、教育委員会の事務部局の職員が12人、教育委員会の所管する教育機関の職員が23人で、合計195人になっております。

そのところを今回の改正で、町長の事務部局の職員が137人、議会の事務部局の職員が2

人、農業委員会の事務部局の職員が3人、教育委員会の事務部局の職員が12人、教育委員会の所管する教育機関の職員が16人、合計170人となります。定数の上では25人の減少になりますが、現在の職員数が164人ですので、改正後の条例定数で可能だと考えております。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、川根本町職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号 川根本町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第5、議案第58号、川根本町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第58号、川根本町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表は7ページをごらんください。

本案は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正され、平成20年12月1日から施行されることに伴い、関係条文の整理を行うものです。

内容的には、題名及び第1条で、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の法律名が改正されたことについて、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改め、職員の派遣先を「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるもので、公布の日から施行し、平成20年12月1日から適用しようとするものです。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、川根本町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第58号、川根本町職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号 川根本町職員の育児休業等に関する条例及び川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第6、議案第59号、川根本町職員の育児休業等に関する条例及び川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第59号、川根本町職員の育児休業等に関する条例及び川根本町職

員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表は8ページをごらんください。

本案は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく、長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、小学校就学の始期に達するまでの期間、育児のための短時間勤務を取得することができる制度を導入するため、平成19年5月、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本町においても、平成21年度から導入するために、川根本町職員の育児休業等に関する条例及び川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の所要の改正を行おうとするものです。

主な内容といたしましては、川根本町職員の育児休業等に関する条例で、育児のための短時間勤務をすることができない職員、勤務形態、育児短時間勤務職員の給与条例の取り扱い、短時間勤務職員の任用及び給与、任期付短時間勤務職員の給与について定めを加え、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例については、育児短時間勤務職員の勤務時間、定年退職者の再任用の常時勤務者、任期付短時間勤務職員の勤務時間の割り振り等を加え、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、「公庫の予算及び決算に関する法律に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、改正については、公布の日から施行したいとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 通告をしたんですけれども、通告自体がかなりややこしいのかなと思いましたが、よろしくお願いいたします。

まず最初に、8条の次に加える9条から19条までの11条分の規定なんですけれども、これは地方公務員の育児休業などに関する法律というものでも、同じ文章、全く同じものが追加されたものなのか、まず確認をいたします。

それと、今回、育児休業について2条から8条まで、短時間勤務について9条から19条まで、この部分が新設ということで、その後に20条から23条に部分休業というのがあるわけなんですけれども、これも3歳未満を小学校就学の始期に達するまでに拡大するということなんですけれども、それぞれこの3つの休業形態における対象の児童の年齢とか、待遇について、給与などもどうなっているのか、本則と同じように当町でも定められているのかどうか、その点もお聞きいたします。

それから、行政の職員の待遇改善ということで、本当にすべてのところでこういう改善がされると、すばらしいことだと思うんですけれども、行政が民間に先駆けて行うということ

について、町長はどのように考えておられるのか、その点を町長にお聞きいたします。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） それでは、前段の部分のお答えを先に私のほうからさせていただきます。

内容的には、地方公務員の育児休業の法律に全く同じでございます。

私のほうからは以上です。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 行政がこうした待遇改善を先駆けてやることについてどう考えるかという御質問でありますけれども、2つ大きな目的があるかと思っております。

一つは、やはり待遇改善をしながら、より職員が働きやすい環境をつくり、その能力を十分に発揮していただいて、大変厳しい状況にある基礎的自治体の状況の中で頑張っているというのをまず1点であります。

それから、もう1点、これは社会全体に言えることではありますが、こうした行政が先駆けて、そうした職場環境の待遇改善を行うことによって、そうした雰囲気、あるいは仕組みというのを地域全体に広めていく中で、地域全体のそうした職場の環境というのを整えていく、そういう先導的な役目があるかと思っております。

ただし、地域全体がそういうレベルになったときには問題ないわけですが、役場の職員だけが待遇改善され、まだ地域全体の職場が追いつかないというときには、住民の意識のずれ等がございますので、そういう場合には、待遇改善された分だけ、役場の職員がしっかり働く、あるいはその分だけ地域の住民のニーズを酌み上げる、そうした努力をする、そういうことがついていかなければ、住民参加のまちづくりはできないと思っておりますので、その部分は管理者として責任ある対応をしていきたいと思っております。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長の構えというか、目的の説明、本当にそのとおりだと思います。ただ、地域の民間の企業において、この待遇改善、同じようなことがなかなか進まない、進めるのは非常に経費的にも大変なわけですから、難しい面もあるだろうと思っておりますけれども、でもやはり民間に広げなければいけないということで、行政は先駆けて示すということとともに、また地域の企業などへも指導あるいは啓蒙なども必要だと思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 当然そうした指導というのは、ちょっとおこがましい感じがしますが、けれども、こういう流れで従業員の環境を整えることが、ひいては企業の利益につながるというようなことを、役場の事例を示しながらやることと、もう一つは、現在、男女共同参画の計画づくり、あるいはワークショップ等を開いておりますので、そうした男女共同参画とい

うような、そうした一つの考え方も入れながら、さまざまな職場でのワーク・ライフ・バランスというか、そういったものを考える中で、待遇改善というのも広めていきたいと考えております。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、川根本町職員の育児休業等に関する条例及び川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第59号、川根本町職員の育児休業等に関する条例及び川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第60号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第7、議案第60号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第60号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表は34ページをごらんください。

本案は、育児休業等に関する条例の一部改正に伴う改正、通勤手当についての町内の移動距離を勘案した支給基準の改正とあわせて級別職務分類表の一部を改正するものです。

内容としては、第4条の2で育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、文言を改正し、

第10条第1項第3号では、第10条の3が挿入されたことによる号数の改正です。

第10条の2は、通勤手当の改正で、第10条の3に新たに挿入された町外勤務所に通勤する職員の勤務手当を従来どおりとし、従来の通勤手当対象者については、第2項で交通機関等の利用による運賃相当額の上限金額を1カ月当たり5万5,000円から5万1,000円に改め、自動車等の使用による使用距離の上限と支給額を、片道60km以上2万4,500円から片道30km以上1万6,100円に改め、交通機関等の利用及び自動車等の使用による支給額の上限を、1カ月当たり5万5,000円から5万1,000円に改めるものです。

第10条の4第2項、第3項、第6項、第10条の5及び第15条の10は、改正に伴う条文の整理を行ったものです。

第3条関係の別表2の改正については、参事の職を廃止し、課長の職務の級を6級とするものです。町には、町長部局、出納室、議会事務局及び教育委員会事務局の部局があるため、6級の職務を課長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会事務局長とし、5級の職務を室長、課長補佐、議会事務局長、教育委員会事務局長とするものです。

この条例は、平成21年4月1日から施行したいとするものです。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最初に、この給与に関する条例の改正で、改正される要点と、町財政への影響額について、それぞれ聞きたいんですけども、通告してあるとおり、居住手当については変更がないということで、通勤手当の限度額が5万5,000円から5万1,000円に下げるという分での影響額。

それから、2点目は、通勤手当30km以上は1万6,100円とするということで、この変更による影響額。

それから、3点目に、町外の勤務所へ勤務する場合の通勤手当を従来どおりとすることで、今までは通勤手当と同じだったわけですけども、そこが変わるものですから、従来どおりに直すという変更がされていますけれども、これは従来どおりということで、基本的には変更がないんですけども、限度額については変更がないわけですけども、距離当たりの手当については、従来は通勤手当で30km以下もずっと規定してあったわけですけども、今回は30km以上からの規定になっていますけれども、この点の影響と予想額ですけども、それとなぜ30km以上からにしたのか、こういう引き上げ額。

それから、このキロ当たりの手当額を見ますと、30から35kmまでは1万6,100円、それから35から40kmまでは1万8,500円、その後も40から45kmまでは2万900円ということで、それぞれ段階で2,400円ずつ上がっているわけですけども、その後は5kmずつ、900円ずつしか上がっていません。こういう2,400円と900円の違いについて、何か基準にして決めたのかど

うか、この違いについての説明をお願いいたします。

また、別表第2のほうの条例3条の関係ですけれども、級別職務分類表で、全協でも質問したんですけれども、保健師、栄養士、社会福祉士、保育士を1級から3級で頭打ちにしており、農林業センターの場長、保育園長は3級から4級で頭打ちとしていますけれども、これについて、なぜこういうふうな頭打ちをしているのか、それからこれ以上の昇級は考えていないということなのか、その点をお聞きいたします。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） 通勤手当の限度額を変えたことによる削減額ですけれども、総額で計算した場合、年間約73万円ぐらいになるのではないかと考えております。なお、現在、町外に勤務する職員については、差額については、今、計算してありませんが、大体月額1万円前後の変更が出てくる場合が出てくるとおられます。

それから、従来の給料表を使う町外の勤務場所への職員の階層での金額の差ということですが、今までの表をそのまま使っておりますので、新たにここで差を設けてつくったというものではありません。今までの使っていたものをそのまま町外へ勤めている場合は適用するという形で残させていただいたという形でございます。

それから、職務の級の分類表のところですが、保健師、栄養士、社会福祉士、農林業センター場長、保育園長が頭打ちになっているという部分だと思っておりますけれども、課長あるいは課長補佐等に昇格する場合については、課長とか課長補佐の職務を務めることになるために、課長とか課長補佐という名前の職務に変わっていくということで考えております。

もう一つ、額をどういうふうに決めたかという御質問があったんですけれども、本庁舎から寸又までの距離が27km、地名から寸又までの距離が大体35kmぐらいということで、30km以上35km未満の現行の表に当てはめて、金額を定めたということでございます。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 私も対照表をじっくり見なくて、勘違いしていたのかもしれませんが、議案15ページに町外の勤務所へ通勤する職員の通勤手当ということで、第10条の2第2項第2号ということで、キという項目から書いてあったものですから、ほかのものは全部、その前の分は削除されたのかと思ったんです。1万6,100円だったものが、それぞれそれ以上のところがふえるのかなと思ったものですから、今ちょっと対照表を見たら、キの前の全部はそのままということですね、確認させていただきます。そうすると、従来より、この部分ではふえることはないということですね。

（総務課長「はい」の声あり）

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第60号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第61号 川根本町職員の旅費に関する条例及び川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第8、議案第61号、川根本町職員の旅費に関する条例及び川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第61号、川根本町職員の旅費に関する条例及び川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表は42ページをごらんください。

本案は、町の経常的な経費の節減を進めていく中で、川根本町職員の旅費に関する条例中、宿泊を伴わない県内全域の日当支給の廃止及び外国旅行の旅費のうち支度金の支給を廃止し、条文を整えるものです。

また、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例中、海外旅行の旅費のうち支度金の支給を廃止し、職員の旅費に準じた改正を行うものです。

この条例は、平成21年4月1日から施行したいとするものであります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

職員の旅費の改正による影響額について、予測で構いませんので、お聞きいたします。

それから、宿泊を伴う場合の旅費なんですけれども、国外の場合は支度料というのが廃止されて、これまでも廃止すべきだと主張していましたので、この点は本当によかったと思うんですけれども、宿泊を伴う場合の国内の旅費で、日当が6,200円、町長の場合7,200円、1泊宿泊につき1万9,000円、町長の場合が2万2,500円、食事は一夜につき6,000円、町長が7,200円ということで、ここの部分には全く手をつけられていないわけなんですけれども、行財政改革を進めているという状況の中で、この金額というのが妥当かどうか。私は、実際に必要な額より多いのではないかというふうな気がしてならないんです。

それと、もう1点は、同じ人間である町職員や町長に関して、なぜこういう差別の料金を設けなければいけないのか、この点も理解できないものなんですけれども、町長などは交際の相手の格が違うよということで、高く見積もっているとすれば、これを上限とするような規定にして、実際は実費で払うと、ここに上げられた金額を上限として実費で支払うというふうにするべきではないかと思えますけれども、今後の方針としてどうお考えでしょうか。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） 最初に、予算ベースでというようなお話でしたけれども、一般会計の予算ベースで考えてみますと、おおむね170万円ぐらいなのではないかと当初予算のベースで考えております。

それから、日当部分については、外国旅費の部分の金額だというふうに思いますけれども、ここについては、今回、手をつけてありませんので、従来どおりの考え方で行っていききたいなと思っていただいております。

なぜ町長を多くしているかというような御質問ですけれども、一応国等の旅費の考え方についても、職務の級に応じて定められているということで、国家公務員の例を見ますと、幾つにも下のほうから上のほうまで分かれております。私たちのような町だと、一番下のほうのランクに近いところを使っているわけなんですけれども、そういうことで、そういう考え方に準じて、町としても職務の級に応じてというような考え方で差をつけさせていただいております。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 国家公務員の一般の職員の場合は、一番下のほうの定めで定めているということなんですけれども、そういう状況の中で、こういう小さい町ですからということだと思っておりますよ。そういう中で、町長と職員の差をつけなければならないのかという点で

町長はどのようにお考えですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これはあくまでも外国旅行ということでお話をさせていただいてよろしいですね。これはあくまでも外国旅行の例であります。国内は、こういった手当は私もいただいておりますので。

一つ考えることは、我々も、もし自分が全国各地の町村長を対象とした例えば海外の視察研修を企画する場合、やはり本人がどうこうというよりも、その町の代表者として扱うわけでありますので、それなりの待遇ということを企画側としては考えるというふうに思っております。ただ、いわゆるビジネスの方が仕事で行くビジネスホテル、それよりも少し経費のかかるものを、やはり町の代表としてお迎えする、あるいは研修をするということで、そういう意味では、一般の職員が行くよりも、全体として経費が高くなるだろうというのが、自分が企画する場合でも、そういうふうになる。町長個人をどうこうというよりも、町の代表として来る人に対して礼を尽くすというふうな形では、多少の金額が上がるというのも、世間一般の通念として認められるものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、川根本町職員の旅費に関する条例及び川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、川根本町職員の旅費に関する条例及び川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第62号 川根本町国民健康保険給付等支払準備基金
条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第9、議案第62号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第62号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表の46ページをごらんください。

後期高齢者医療制度の創設に伴い、世帯構成や加入関係に変化が生じることにより、療養給付費等支払いに不足が生じた際に備え、基金条例を整備するものです。

改正の概要であります。基金の取り扱い運用をより適正に行えるよう、「処分」「委任」の2条を追加し、より明確な基準や基金の管理に関する必要な事項を定めました。

以上が一部改正の内容であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 1点目は、国保支払準備基金条例の第5条に繰替運用する場合が規定してありますけれども、今回の第6条の1号で、処分する場合の支払いに不足を生じた場合というのが出てきますけれども、この繰替運用と今回の処分で基金を取り崩せるという場合の条件の違いというんですか、どういう場合に繰り替えをして、どういう場合には支払い、同じ支払いに不足を生じた場合だと思うんですけれども、その違いについてお聞きいたします。

それから、2点目は、繰替運用に使う場合は、年度内にまたその額を戻さなければならないというふうになっているんですけれども、今回の処分では、確実に使って、戻さなくてもいいということだと思えます。基金は必要額以上ため込む必要はないと私はいつも言っているんですけれども、こういう不足に使うことに基金を変えてしまうと、今度は必要額を膨らまさない、大変だ大変だと言って、基金の目標額が膨らんでしまうのではないかと、これも心配されますけれども、保険料が膨らんでしまえば、保険料の引き上げにつながっていくわけですから、むしろ一般会計の繰り入れを、こういう基金を取り崩したままにしなければならぬような重大な事態のときには、特別の事情の場合には、一般会計から繰り入れをして、町独自の繰り入れに対して基準を設けたりして、繰り入れを行うという、県内でも3分の2以上の自治体がやっている一般会計からの繰り入れを行うべきではないかと思うんですけれども、その点、基金の額をふやさないかどうか、そういう点で確認をしたいと思

ます。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） それでは、ただいまの質疑に対しましてお答えをさせていただきます。

2点ほどございますけれども、まず1点目につきましては、議員もおっしゃるとおり、第5条にあります繰替運用とは、財源確保の見込みがありますけれども、一時的に国保会計全体の財政に不足が生じた場合に、基金から現金を国保会計へ繰り替えするもので、年度末には返還し、借りていた期間の利息についても、国保会計から基金へ支払う一時借入れのことでございます。

第6条につきましては、急激な医療費の伸びや、その支払いに対応する基金へ支払う一時金のことでありまして、第6条につきましては、急激な医療費の伸びや、その支払いに対応するため、年度途中で国保税率の改正は、被保険者にとって非常に不利益となることを考慮しまして、不足分を基金を取り崩して支払いに対応することを処分として決めてございます。

2番目でございますけれども、一般会計繰り入れ基準は、国から示されている基準に従っております。法定外繰り入れを行いますと、国庫金の算定基準も下がりますし、川根本町については、他の保険者と比較し、保険税の負担能力が低いことから、一般会計繰り入れについては妥当ではないかと思っております。

また、基金保有額を膨らませるための保険税率の引き上げについては、以前からも考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第62号、川根本町国民健康保険給付等支払準備基金条例の一部を改正す

る条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第63号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第10、議案第63号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第63号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表は47ページをごらんください。

現在、川根本町の国保税の納期回数は、口座振替や納付書払いの普通徴収が12回、10月から開始された年金からの引き落とし対象世帯については、9月までの納期6回と10月以降、年金受給月3回を合わせ、9回の納付となっています。県内の状況を見ましても、12回の納期回数は川根本町のみとなり、8回納期を行う保険者が最も大きい状況となっております。

今回改正をお願いするものは、現在の12回の普通徴収の納期を9回へ変更するものです。4月から6月までの仮算定期間の納期を廃止し、前年度所得確定後の本算定以降7月から3月までの9回へと納期の変更をお願いするものです。

また、納期の改正に伴いまして、仮算定期間の徴収についての第21及び第22条は削除する内容となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 仮算定をやめて、今まで12回を9期にするということですがけれども、仮算定をやめることは反対ではありませんけれども、特別徴収では12回、2カ月ずつ6回ですね、要するに12期に計算するんだと思うんですね。普通徴収でも、仮算定ではなくて、前年度の保険料と同額でもらうということはできるのではないのでしょうか。特別徴収の場合にどうやってやるのか、ちょっとわかりませんが、特別徴収でできることだから、回数は減らさなくても、12回でやらなければ、加入者にとって、負担感が増すのが心配だということを担当課長も言われていましたし、そういうことをするのに、どういうことが障害になるのか、回数を減らさないことに障害になることは何なのかをお聞きいたします。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） ただいまの御質疑に対しましてお答えをさせていただきます。

普通徴収の仮算定をやめるということは、仮算定期間の税額について計算しないため、徴収することはできません。限度額を超えている世帯につきましては、課税所得が1,000万円以上の上位所得者が対象となるため、12回から9回へと変更になることによりまして、負担増にはなりますが、負担能力はあるものと考えられます。納期変更につきましては、十分な周知を行いまして、対応する予定でございます。

平成20年4月の国保税仮算定納付書発送時に多くの苦情が寄せられました。その際、対応に追われました。苦情の大半は、4月1日から後期高齢者医療制度へ移行したことに伴いまして、4月、5月、6月の国保税にも、後期高齢へ移行した方の分が含まれているといった内容のものでございます。仮算定期間は、前年度の税額を12カ月で除して納付してもらうため、前年度に国保に加入していた方は含まれてしまう考えになります。本算定で再計算し、前年度の所得や人数等に応じまして、還付処理等が行われますが、この仮算定の仕組みが理解しにくく、多く取られているといった誤解を招く結果となりました。

今年度は、後期高齢者医療制度へ移行した国保被保険者は約1,700人と、制度開始で非常に多数でしたが、今後も年間約200人の方が国保から後期へ移行すると考えられます。納期を変更することにより、過大に徴収されるのではといった誤解や不安感はなくなりまして、年間を通じて均一な保険税となることから、被保険者にとって非常にわかりやすい、理解が得られやすいものになることから、7月の本算定以降、毎月、9回の納期へと変更を今回お願いするものでございます。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第63号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 6 4 号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正
する条例について

議長（森 照信君） 日程第11、議案第64号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第64号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表は48ページをごらんください。

健康保険法等の一部を改正する法律の改正に伴い、市町村における国民健康保険出産育児一時金引き上げの整備を行うものです。

改正の概要につきましては、平成21年1月1日施行、産科医療補償制度の創設に伴い、負担が増加する被保険者の費用負担に対応するため、産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合のみ、3万円を加算し、現行の35万円から38万円の支給をするものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 第5条第1項、ただし書きをつけ加えるわけですが、ただし書き中に「健康保険法施行令第36条の規定により」と書いてありますけれども、それはどういう内容なのか伺います。

それから、「規則で定めるところにより」と書いてありますけれども、何を規則に定めるのか、この2点をお聞きいたします。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 2点ほど御質疑がありましたけれども、まず1点目につきましては、健康保険法施行令第36条とは、出産育児一時金の金額について定めてあります。出産育児一時金の金額につきましては35万円と定めていますが、産科医療補償制度に加入している病院、診療所、助産所にて出産した場合には、3万円を上限としまして加算するものとするというような内容となっております。

2点目の件でございますけれども、規則とは、川根本町国民健康保険給付規則第2条の出産育児一時金の給付について、必要書類、提出先等、手続に関する事項が定められています。以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第64号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで10時25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第12 議案第65号 川根本町流水占用料等徴収条例及び川根本町普通河川条例の一部を改正する条例
について

議長（森 照信君） 日程第12、議案第65号、川根本町流水占用料等徴収条例及び川根本町普通河川条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第65号、流水占用料及び河川占用料について、提案理由の説明を申し上げます。

新旧対照表は49ページをごらんください。

流水占用料及び河川占用料等の徴収の金額は、現在、別表の規定により算出した額に100分の105を乗じて得た額となっておりますが、消費税法第63条の2の規定により、表示については総額表示が義務づけられているため、消費税込みの金額に変更したく、議会の議決を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号、川根本町流水占用料等徴収条例及び川根本町普通河川条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第65号、川根本町流水占用料等徴収条例及び川根本町普通河川条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第66号 川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第13、議案第66号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第66号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

新旧対照表は53ページをごらんください。

平成19年4月20日に東京都営住宅において暴力団員の発砲事件を受け、国交省より「公営住宅における暴力団排除について」が全国自治体に通知されました。これを受け、当町においても、町営住宅入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保するため、町営住宅入居対象者から暴力団員を排除することについて、条例の一部を改正したく、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第66号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第67号 平成20年度川根本町一般会計補正予算

（第5号）

議長（森 照信君） 日程第14、議案第67号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第67号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第5号）の概要

について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ976万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,880万6,000円としたいものです。

今回の補正予算は、人事異動等に伴う職員人件費の更正及び地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業の追加による歳出が主なものです。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般11ページをごらんください。

第1款第1項議会費は9,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2款総務費、第1項総務管理費は1,307万5,000円の減額です。これは退職者及び職員人件費の補正です。

第2項企画費は335万5,000円の増額です。企画総務費及びダム水源地域振興費については、職員人件費の補正です。まちづくり事業費は、まちづくりフォーラム事業補助金の支出更正及び減額、温泉法改正に伴うガス測定検査手数料追加の補正をお願いするものであります。

第3項徴税费は25万7,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第4項戸籍住民基本台帳費は114万円の減額です。職員人件費の減額及び住民基本台帳カード購入費の追加をお願いするものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は848万8,000円の増額です。社会福祉総務費、国民年金事務費及び老人医療費は、職員人件費の補正です。心身障がい者福祉費は、国が創設した地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用した枝松作業所ひさし取りつけ工事の追加をお願いするものです。老人福祉費は、職員人件費の補正及び心身障がい者福祉費同様、交付金を活用し、外出支援車両の購入費等をお願いするものです。国民健康保険費は、職員人件費に係る国民健康保険事業特別会計繰出金の減額です。介護保険費は、平成19年介護保険低所得者利用者負担額軽減措置事業費補助金の精算に伴う返還金です。

第2項児童福祉費は1,417万7,000円の減額です。これは職員人件費の補正と放課後児童クラブに緊急安心実現総合対策交付金を活用するための財源更正です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は1,152万4,000円の増額です。保健衛生総務費及び環境衛生費については、職員人件費の補正です。診療所管理費は、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用したいやしの里診療所医療機器購入費と職員人件費の補正分の繰出金です。簡易水道施設費では、職員人件費の補正及び災害復旧工事等に係る簡易水道事業特別会計繰出金の増額をお願いするものです。

第2項清掃費は207万9,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は886万4,000円の増額です。農業総務費、農林業センター運営費、農地費及び地籍調査事業費は、職員人件費の補正です。農業農村整備事業費は、県営中山間地域総合整備事業費負担金の追加をお願いするものです。

第2項林業費は695万5,000円の増額です。林業総務費は、職員人件費の補正です。町有林管理費は、町有林造林事業委託料の追加をお願いするものです。林道費は、職員人件費の補正及び小規模修繕業務委託料、重機借上料の追加をお願いするものです。中山間地域林業整備事業費は、八中地区集落道改良工事に伴う土地購入費不足分の追加をお願いするものです。

第7款第1項商工費は847万3,000円の増額です。職員人件費の補正に加え、温泉施設費は、温泉法改正に伴うガス測定検査手数料及び災害復旧工事に係る温泉事業特別会計繰出金の増額をお願いするものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は161万4,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

第2項道路橋りょう費は215万3,000円の増額です。県道整備事業負担金の減額及び町道梅島下線改良に伴う分筆登記、土地購入費と小規模修繕委託料、重機借上料等の追加と職員人件費を補正するものです。

第3項河川費は330万円の増額です。これは急傾斜地崩壊対策事業費負担金の追加をお願いするものです。

第4項住宅費は773万6,000円の減額です。若者定住促進住宅に係る地質調査委託料及び建築木材購入費の減額と職員人件費の補正です。

第10款教育費、第1項教育総務費は、職員人件費34万3,000円の増額です。

第2項小学校費は13万3,000円の減額です。

第3項中学校費は10万3,000円の増額です。

第4項社会教育費は34万3,000円の減額です。

これらはそれぞれ職員人件費の補正です。

第5項保健体育費は23万1,000円の減額です。職員人件費の補正と学校給食共同調理場の落雷による設備修繕料の補正をお願いするものです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は300万円の減額です。これは重機借上料の減額補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細、一般7ページをごらんください。

第9款地方交付税、第1項地方交付税は293万9,000円の増額です。道路特定財源補てんに係る再算定及び調整率変更に伴う増額分を計上するものです。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は919万7,000円の減額です。これは合併市町村国庫補助金の減額と、国が新たに創設した地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を計上するものです。

第14款県支出金、第2項県補助金は2,051万円の増額です。これは森林吸収源対策事業の追加に伴う森林・林業交付金事業費補助金の増額及び若者定住促進住宅に係る市町村合併特別交付金の増額分を計上するものです。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は3,160万円の減額です。今回の補正による一般財源の調整として、社会福祉基金繰入金を3款の心身障がい者福祉費及び児童福祉施設費において3,160万円減額し、補正後の繰入額を4,840万円としたいものです。

第18款繰越金、第1項繰越金は3,294万3,000円の増額です。これは前年度繰越金で、今回の補正で全額計上となります。

第19款諸収入、第5項雑入は186万9,000円の増額です。これは学校給食共同調理場の落雷被害に係る公有建物災害共済金です。

第20款町債、第1項町債は770万円の減額です。これは過疎対策事業債における医療機器購入への追加と林道への充当の減額です。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

一般4ページをごらんください。

先ほど歳入で説明いたしました過疎対策事業債につきましては770万円減額し、限度額を9,590万円とするものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 通告に従いまして、たくさんの質問ですけれども、よろしく願いいたします。

まず最初に、歳入から順々にいきます。

7ページの13款2項9目地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の1,080万3,000円についてですけれども、資料では、1団体500万円から3,000万円を人口や財政力指数などの外形基準に基づいて設定し、財政基盤の脆弱な市町村や原油高騰の影響が大きい離島や寒冷地に配慮すると書かれています。私たちの町でも、高齢者や福祉施設などへの灯油代の補助なども、まだ全然やっていませんし、エコ対策でも、一般質問でも出したんですけれども、屋根の上に上げる温水器の購入、買いかえなどの補助もありませんし、中小零細企業などへの支援として、今、大変な時期ですので、年末を過ごせるようにという融資の拡大などの要望も強いわけですけれども、それもあります。そういうものを補正予算に計上すれば、対象になったのではないかと思うんですけれども、その点、考えられたのかどうか伺います。

2点目は、9ページです。20款1項3目の林業債の過疎対策債860万円減額なんですけれども、この理由について伺います。これは歳出のほうの21ページなんですけれども、6款2項5目の林道費で減額して、一般財源に組み替えているわけですけれども、委託料や重機借上料などで420万円も事業量というんですか、支出がふえているわけですから、なぜ過疎債を減額しなければならなかったのか、過疎債対象の事業が減ったのかどうか、その点をお聞きいたします。

それから、12ページですけれども、歳出に入ります。2款2項3目のまちづくり事業費の20万5,000円の減額の内訳についてですけれども、まちづくりフォーラムを補助金で行わずに、行政で直接行うための組み替えとの説明だったわけですから、組み替えて、計上した分、今回補正に出てきたわけですから、この分はこれから支出する分なのかどうかを伺います。

それから、講師謝礼41万円は、どんな人を何人、何回、考えているのか、食糧費で26万1,000円増額で、当初予算でも9万円とってあったわけですから、その内訳、また宿泊施設使用料10万円の計上について内訳をお聞きいたします。

次に、14ページの2款4項1目の戸籍住民基本台帳費の11節消耗品費の61万2,000円の増額についてですけれども、住基カードを無料にしたための増額との説明だったわけですから、当初予算で96万6,000円とってありますので、合わせて150万円以上の額になるわけですから、どれくらいの発行経費を見ているのか。この中ですべてが住基カードを無料にするための発行経費なのかどうか、ちょっとわかりませんので、発行経費としてはどれくらいを見ているのか、今回計上する分だけが住基カードの発行の部分なのかどうか確認いたします。それと、枚数についてもどれくらい予測しておられるのかお聞きいたします。

それから、特別交付税で来るということですから、1枚につき1,500円ですか、全額来るのかどうか、お聞きいたします。

それから、次、16ページの3款1項8目の介護保険費の23節国県支出金返還金33万1,000円についてですけれども、これは介護保険低所得者負担軽減事業補助金への県の補助金の返還になると思うんですけれども、何年度分の精算による返還なのかを伺います。

次、17ページの3款2項2目の児童福祉施設費のところ、給料で897万1,000円減額になっていますけれども、全協でもお聞きしたんですけれども、説明がなかったと思います。内訳について、保育士さんの増減だと思うんですけれども、内訳について、どういうことで897万1,000円の減額なのかをお聞きいたします。

それから、20ページですけれども、6款1項9目の農業農村整備事業費の県営中山間地域総合整備事業負担金（南部地区）の部分で861万3,000円増額になっています。当初予算と合わせて、どこの事業費が幾らというふうに決定して、それに対しての幾らの負担、それぞれ事業の幾らの負担額となるのか、お聞きいたします。

それから、次の21ページの6款2項5目の林道費で、過疎債860万円を一般財源に組み替えるということですから、組み替える理由は何なのかをお聞きいたします。

それから、23ページの7款1項4目音戯の郷運営費で152万2,000円増額になっています。これは2人の人件費で、総額この補正で1,392万6,000円となるわけで、2人分としては、かなり多い額だと思うんです。町長は全協で、適正と意欲を考えて、高い人を配置したという説明だったわけですから、どのような役職、号級の方を配置されたのか、それからどんな適正を認めて配置されたのか。そして、1年にはなりませんけれども、月日がたった結果、

現在、どのような実績、効果が上がっているのかを伺います。

次、24ページですけれども、8款2項1目の道路維持費、13節の小規模修繕業務委託料200万円についてですけれども、地区からの要望に基づいて、1地区1カ所ぐらいはやりたいたいのという説明で、これは本当にいいことだと思うんですけれども、地区からの要望という、かなり何件も出ているのではないかと思います。今年度はその要望のどれくらいに対応できるのか、見通しを伺います。

次、25ページですけれども、8款2項2目の道路新設改良費、17節土地購入費140万円の増額についてですけれども、N T Tのとり合い道路641㎡購入の代金なのかどうか。また、そうだとすると、平米当たり単価幾らなのか。町では一番高い地域になるのではないかと思いますけれども、641㎡購入というのを聞き間違いでなければ、140万円というのは、かなり低い額ですので、内訳をお聞きいたします。それと、購入先が地目は宅地なのかどうか、それから相手は個人なのかどうか、その点もお聞きいたします。

それから、同じく25ページの19節県道整備事業負担金350万円の減額について伺います。当初予算が1,000万円計上してあったわけですけれども、それを350万円減額するとすると、650万円の負担金ということで、ほぼ3分の1が減るわけですけれども、当初予算では大体これくらいということで、科目設置のような計上の仕方だったと思います。今回、工事箇所が決定したことで、こういう補正がされると思うんですけれども、決定した工事箇所、工事の内容、それと各工事の額、負担率はその工事箇所によって違うなら、負担率の違いなどもお聞きいたします。

それから、同じページの8款3項3目の砂防費でも、同様の質問ですけれども、急傾斜地崩壊対策事業費負担金が330万円増額ということで、こちらのほうは当初予算650万円と合わせると980万円になるわけですけれども、これも事業の決定による補正だと思いますけれども、事業名、工事費、負担率、負担額、それぞれの内訳をお聞きいたします。

それから、26ページですけれども、8款4項2目の住宅建設費、13節設計監理委託料で502万6,000円減額していますし、16節原材料費で260万円、これは予算皆減になっています。当初予算で想定したというか、計上した事業の何を取りやめることで、こういう減額補正が出されたのか、お聞きいたします。

また、国の合併市町村補助金4,400万円の計上を2,000万円減額し、県の市町村合併特別交付金2,000万円に組み替えるということですが、この理由について伺います。

それから、最後の29ページですけれども、10款5項4目の学校給食施設費、11節の修繕料で186万9,000円の増額で、これは落雷があって、故障したということで、建物共済のほうから補償金が全額来て、修繕をするということですが、したということですか、いつ何が故障して、そのとき給食はどうしたのか、こういう落雷対策、今後はどのように考えておられるのか、その点についてお伺いします。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） それでは、私のところで答えられる分を先にお答えさせていただきます。

7ページのところで、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の部分ですけれども、もっといろいろ補正に計上すれば、対象になったのではないかという御質問だと思いますけれども、この説明会がありましたのが11月5日で、県のほうで説明会がありました。11月中旬には持ってこいというお話でございまして、しかも9月以降の事業、または補正で対応できる事業という中身がありましたものですから、ちょうど町のほうでは、総合計画のローリング作業をやっていた関係上、今回のように短時間の間に何とか事業をまとめてもらえる形をとらせていただいたということで、時間的にも、なかなか苦しい中でやらせていただいたものですから、これだけの事業ということでございます。

それから、9ページのところの過疎債の減額ですけれども、後のところでも、また組み替えの部分で御質問が出ていましたけれども、内容につきましては、過疎債の枠も、国のほうでだんだん厳しくなりまして、採択基準も厳しくなったということで、今回、林道の事業2カ所、のり面保護の事業ですけれども、これが対象にされないということで、過疎債から外れたということでございます。財源の組み替えを行います。

14ページのところで、特別交付税はどれくらいかという部分だけですけれども、1枚につき1,500円ということでございます。

それから、17ページのところの児童福祉施設費の給与の減額の部分のお話ですけれども、内容的には、留保分で減額が66万7,000円、それから職員の異動及び育児休業の部分が減額の845万1,000円、昇給昇格等による増が14万7,000円です。合わせまして897万1,000円の減額になります。

21ページのところは、先ほどの9ページのところと同じでございます。

23ページのところの音戯の郷の人件費の部分ですけれども、人件費を予算編成で行う時期としまして、12月になるわけですけれども、実際に職員が決定するのは3月の終わりということで、予算を編成する時点では、職員については確定していないということで、あらかじめ人数を割り振って作成するというので、実際には変わってくる可能性が大きいということですが、同じ人数ですけれども、2人のうち1人を、年齢的に低い職員を充てた場合に、結果として、予算には出ていた、結果として、人事異動等で同じぐらいの人間を2人配置すると、その差額が当然出てきますので、この場合はそういうことで、同じ2人ですけれども、年齢の低い人間で見ていたところが、高い人間を実際に配置したという、年齢の大きな人を配置したということで、その差額でございます。

それから、26ページの住宅建設のところの財源の部分ですけれども、国の合併補助金を2,000万円減額して、県の特別交付金を2,000万円組み替えたということですが、当初4,400万円予算計上しましたけれども、全国的に要望額が多くて、国の枠が不足したために、今回の町への内示額が2,400万円ということになりました。その不足額につきまして、

財源を県と協議していたところですが、県の特別交付金により補うという組み替えをさせていただきます。

以上です。

議長（森 照信君） 企画環境課長。

企画環境課長（羽根田泰一君） 2款2項3目のまちづくり事業費の予算の組み替えの件についてですけれども、現在考えているのは、3月6日、7日の2日間にわたり、まちづくりのフォーラムを開催する考えでいます。講師謝礼についてですけれども、講演とパネルディスカッションを考えていまして、コーディネーターをお願いする予定の農村社会学、環境社会学を専門としている大学の教授1名分と、また事例発表していただく予定とともに、パネルディスカッションのパネラーとして参加をお願いしていただく予定の4名の方の分が講師謝礼の分として計上しております。

また、食糧費の件ですけれども、これについては、食糧費は、2日間にわたるお茶代とか、また昼食代、歓迎交流会の賄い代を計上しました。

最後ですけれども、宿泊施設の使用料ですけれども、今回は町の施設でもあるもりのいずみを利用して、その使用料ということで計上しました。

以上です。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 14ページ、2款4項1目の戸籍住民基本台帳費の11節の内容でございますけれども、96万6,000円の中で94%が追録代とか参考図書になっております。当初予算、住基カードにつきましては35枚を予算計上させていただきました。現在、10月から無料化になりましたことによりまして、最終的には20年度のカード発行見込みを400枚と推定いたしました。したがって、現在35枚、当初予算で計上しましたので、あと365枚が今回の補正ということになります。

なお、2点目の特別交付税では何割来るのかということでございますけれども、これは10割来ます。

以上です。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 16ページの3款1項8目介護保険費の精算返還金は何年度分かという御質問ですが、これは平成19年度分の県補助金の精算による返還金でございます。

以上です。

議長（森 照信君） 建設課長。

建設課長兼事業課長（岩田利文君） それでは、お答えします。

20ページの6款1項9目農業農村整備事業費の負担金の関係ですけれども、これにつきましては、当初の事業費が1億5,960万円で、今回変更する2億1,525万円ということです。それぞれの負担額はということですが、これにつきましては、事業費の計で負担が決ま

るので、御理解をお願いしたいと思います。主なやつにつきましては、事業費を大きく変更したのにつきましては、全協でもお話ししましたように、地名の用水が1,458万6,000円、瀬平の農道1号が1,017万4,500円、久野脇の農道4号が714万7,000円、同じく6号が1,478万4,000円、あと測量試験費、農道の2号、6号なんですけれども、それが1,142万4,000円、それと農道の開設に伴います用地買収費が1,909万円ということですので、お願いします。この負担の対象というのは、工事費と測量試験費、用地買収費等でございます。

続きまして、24ページ、8款2項1目の道路維持費でございます。13節小規模修繕ということで、自分も全協のときも、地区1カ所ぐらいは対応したいということを言いましたけれども、まず最初に各地区の要望箇所の現地調査を実施いたしまして、緊急性がある箇所から実施しております。ということで、何割ぐらいというのは、ちょっと御理解をお願いしたいと思います。また今後の計画箇所につきましては、一応13カ所を予定しております。

続きまして、25ページの道路新設改良費、土地購入費140万円の補正につきましては、N T Tとり合い道路と自分は説明したんですけれども、すみません、訂正をお願いしたいと思いますけれども、上長尾バイパスの取りつけ部のところのJ Aの製茶工場前の町道の工事に伴います補償費でございます。地目は雑種地でございます。補償単価につきましては、町の補償基準に基づいて算定しております。面積は641㎡で、個人の方でございます。140万円が今回の補正でありまして、当初100万円、予算化しております。計で240万円になります。

続きまして、19節の県道の整備事業負担金につきましては、2カ所、道路の拡幅工事、県道ということで、徳山と下沢間間を今工事をやっております。それと、奥泉、寸又峡間の工事に対する負担金でございます。

続きまして、8款3項3目砂防費の19節の負担金につきましては、上長尾、下長尾、水川、藤川、4カ所の工事に伴います負担金でございます。鈴木議員が1億3,600万円とここに書いてあるんですけれども、自分は間違えて、合計1億4,600万円です。それに対する負担金でありまして、これにつきましては、負担率が違います。10%と5%とありますけれども、公共施設のある工事箇所につきましては5%の負担金、一般的には10%の負担額となっております。

それと、26ページの8款4項2目の住宅建設費の件ですけれども、13節の減額につきましては、地質調査の業務委託、来年度計画してありましたD棟の建築の実施設計委託料でございます。その減額ということで、これにつきましては、建設が中止になったということで、これが減額となりました。16節につきましては、建築木材の購入費、来年度計画してありましたD棟の建築に伴う材料の購入費の減額でございます。

以上です。

議長（森 照信君） 教育総務課長。

教育総務課長（小坂泰夫君） 御質問の学校給食施設費の修繕のことにつきまして回答させ

ていただきます。

まず、この修繕料でありますけれども、186万9,000円の内訳は、火災警報システムの修繕が19万9,000円、それから空調機の修繕が167万円でございます。

この落雷による被害でございますけれども、8月9日午後の大雨時におきまして、落雷がありまして、これによる被災でございます。8月10日の朝、自動火災報知器の警報ベルが鳴ったということで、この異常を確認しております。なお、空調機については、8月22日に調理開始に当たっての試運転により、冷却不良が確認されまして、いずれも施設調理の安全上、非常に重要であるということで、需用費の修繕料に節内の流用対応ということで実施させていただいたものでございます。

火災警報器につきましては、基盤が3枚被災しておりました。空調機関係でありますけれども、室内機が6台、室外機が2台、空調機の基盤は8枚、電子膨張弁が6個、ストレーナ、いわゆるフィルターでありますけれども、これが18個、その他、配管内が冷媒液が障害によって詰まったということで、この洗浄等を行う作業がございました。8月29日に室内・室外機の基盤の取りかえをいたしまして、9月6日に膨張弁、ストレーナの取りかえをしました。9月13日に最終的に配管内の清浄等を行わせていただいて、復旧に至ったところであります。

給食については、8月29日から開始しておりますけれども、最初に言いましたように、空調基盤の改修によりまして、ある程度の機能が確保されました。ただ、高度の安全基準であるHACCP基準、調理室内の温度が25以下、湿度80%未満というのが確保されませんので、十分に安全を確保する形で調理いたしまして、1週間後の9月8日より、従来どおりの調理のほうに移らせていただいたということでございます。

なお、今後の安全対策でありますけれども、この施設については、高圧受電装置等を設置しておりますので、開閉遮断機、それから高圧受電装置、キュービクル、それからブレーカーが縦列に2台ということで、従前のものでありますれば、これによって安全は確保されるわけでありますけれども、今回この形態を見ますと、室外機2台、これに付随する室内機6台ということで、室外機2台に直接的に落雷の影響があったのではないかと考えられます。このような場合には、非常に対応等が難しいということもあります。

ただ、これから避雷針等の設置が可能であるかとか、こういう必要性があるかとか、今後検討させていただきたいと思っております。ただ、これについても、建物の鉄骨等の構造上の問題もありますので、それらも専門の方に相談等をさせていただきながら、検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

議長（森 照信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山田俊男君） 23ページの音戯の郷についての御質問でございますが、人件費については総務課長のほうからお答えを申し上げます。どんな実績、効果が上がっているかという御質問への答えが落ちていたようでございますので、実績につきましては、数

字上であらわすということは難しいわけでございます。ただ、私も担当2年目でございまして、前年と比較して考えてみますと、例えば全体的な雰囲気は明るくなったのではないかと、いうふうな感じをいたします。そして、女子職員を配置していただきましたので、その方はネットワークが非常にいい方でございますので、例えば保育園児とか、高齢の方がいらっしゃったときの接客態度等もやわらかな対応をしてくださっているというふうに思っております。以上であります。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、また課はばらばらになるかもしれませんが、16ページの介護保険費の再質問なんですけれども、19年度分の返還という答弁だったわけなんですけれども、これについて、19年度は低所得者軽減補助というんですか、低所得者負担軽減事業の補助金は、決算で320万8,000円だったわけです。18年度も決算で347万8,000円ということで、そんなにふえていないどころか、減っているわけなんですけれども、それでも返還しなければならなかったというのは、負担軽減事業を縮小したということ、対象者が減ったとか、縮小したとっていいかどうか分かりませんが、要するに負担軽減に使ったお金が少なくなったんだということなんでしょうか。対象者の人数とか、精算ということなんですけれども、何か具体的にわかるものがあれば、答弁をお願いいたします。

それから、次の17ページの児童福祉施設費の給料のところの減額なんですけれども、保育士さんの異動による減額が大きいということなんですけれども、15名分というふうに言われたと思うんです。人数そのものには、当初予算で考えていた保育士さんの人数が減ったということはないのでしょうか、それを確認いたします。

それから、20ページの6款1項9目の農業農村整備事業費のところなんですけれども、県営中山間地域総合整備事業費負担金が増額したということなんですけれども、決定で増額になったということなんですけれども、これで当初予算と合わせて、当初予算で計画していた事業量はクリアできるというか、予算で増額したんだから、クリアできて当たり前と言われれば、それまでなんですけれども、当初予算自体が科目設置みたいなとり方だということですので、予定していた事業がほぼクリアできるのかどうか確認いたします。

それから、その点では、19節の県道整備事業負担金、25ページなんですけれども、ここの部分でも負担金が350万円減っているわけなんですけれども、この部分での事業量、当初予算時にこれだけやるんだと考えていたものがクリアできるのかどうか、その点もお聞きいたします。

それから、26ページの住宅建設費のところなんですけれども、合併補助金を国が、要望が多くて、合併をどんどん進めているわけですから、足りなくなったというのはわかるわけなんですけれども、それでその分を県のほうの合併特別交付金、これは1町2億5,000万円ということで、2町分で5億円という枠があるわけなんですけれども、国のほうは、そういう県の特別交付

金のように総額の枠があるのでしょうか、その点を確認いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 16ページの介護保険費の県への精算返還金、減ってきているが、どういうことかという御質問ですが、社会福祉法人が運営する事業所を利用した場合に、この軽減措置がございます。最近、民間事業者もふえてきておりますものですから、内容はちょっとわかりませんが、そちらのほうの利用も多くなったということで、少なくなっているのではないかと考えております。

また、当初は見込みで県のほうへ要望するわけなんですけど、実績ということで、精算を翌年度にするために返還が生じたということでございます。

以上です。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） 17ページの3款2項2目の児童福祉施設の給料減額のところで、職員の異動及び育児休業中の保母3名の減額ということですが、職員の異動については、一応当初予算では栄養士さんを1名、ここに入っていて、実際にはほかの科目に移ったということで、保母さんではありません。育児休業中の保育士は2名分でございます。

議長（森 照信君） 建設課長。

建設課長兼事業課長（岩田利文君） 県営中山間の事業の件ですけれども、中川根、南部地区、今年度最終年度ということで、実施可能というんですか、当然用地買収、用地の問題とか、いろいろあるところもあるんですけども、一応県で実施できると、町と協議した中で、事業につきましてはすべて完了しました。

それと、8款2項2目のほうの県道の整備事業負担金ということで、町としては、よりたくさんの方の国県道の要望を出しておりますけれども、あくまでもこれは県営事業でございます。県の予算確保によって、僕らも当初1,000万円、予算化してあったんですけども、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） 先ほど一つ御質問のほうを落しましたけれども、合併補助金の国の予算の総額ということですが、そこまでは把握しておりません。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 国の合併市町村国庫補助金というのは、枠があるのではないですか。

それと、保育士さんのところの児童福祉施設の人事異動ですけれども、栄養士さんを見て

いたけれども、ほかへ移したという話ですか、答弁は。今まで保育所関係で1人栄養士さんを確保していたと思うんです。なぜほかへ移したのか。自園方式で給食をやっているわけですから、栄養士さんをどこかと兼務にしてしまうと、大変なんじゃないですか、その点を確認いたします。2点です。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） 先ほど合併補助金のほう、勘違いしまして、国の総枠という受け取り方をしましたものですから、それは把握していませんけれども、町については、本年度あと2,000万円ほど残っているということでございます。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 栄養士が別なところへということではありますが、今まで三ツ星保育園におりました栄養士が健康増進課のほうへ配属ということではありますが、この栄養士も保育園の給食の献立を立てる業務に当たっておりますが、兼務ということですが、特に近いところでもありますし、机上の業務と現場の週何回かの視察、現場へ行ってやっているということで、特に支障はございません。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりました。

これで質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第67号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第68号 平成20年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算(第3号)

議長(森 照信君) 日程第15、議案第68号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第68号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の概要について御説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,526万円としたいものです。

今回の補正は、人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は143万3,000円の減額です。職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細、国保5ページをごらんください。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は143万3,000円の減額です。職員人件費に係る一般会計からの繰入金の減額です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第68号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第69号 平成20年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第2号）

議長（森 照信君） 日程第16、議案第69号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第69号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ372万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,622万5,000円としたいものです。これは災害復旧費の工事費の追加と職員人件費の補正が主な内容です。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

事項別明細の簡水7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は260万1,000円の減額です。中川根地区一般管理費は281万6,000円の減額です。これは報酬と職員人件費及び消費税の補正です。本川根地区一般管理費は21万5,000円の増額です。報酬と職員人件費、土地借上料及び消費税の補正です。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は632万6,000円の増額です。中川根区域水道維持管理費については、基金繰入金の減額による財源更正です。本川根区域町営水道災害復旧費は、湯山沢導水管災害工事及び桑野山井戸制御盤落雷修繕の追加をお願いするものです。

第2款水道事業費、第2項水道建設費は、財源更正です。基金繰入金の減額によるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の簡水5ページをごらんください。

第4款1項一般会計繰入金は445万円の増額です。職員人件費、土地借上料及び災害復旧工事の補正に係る一般会計からの繰入金の補正です。

第2項基金繰入金は227万1,000円の減額です。今回の補正財源の調整として、中川根区域分については、基金繰入金を127万1,000円減額し、本川根区域分については、100万円減額するものです。

第5款第1項繰越金は154万6,000円の増額です。中川根区域分、本川根区域分の前年度繰

越金です。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最初に、消費税について、中川根区域、本川根区域、両方で消費税がかなり増額しているんですけども、その理由は何か伺います。

それから、8ページの2款1項4目で本川根区域町営水道災害復旧費のところ、15節で工事請負費631万6,000円増額になってあるわけですけども、2件の工事、災害復旧費ということで説明があったわけですけども、落石があったり、落雷があったりということで、こういうものに対して、保険とか、補償とか、そういうものはないのか、まず確認いたします。

それから、大間橋の落石で橋が壊れて、水道管とともに、この後の温泉のほうの給湯管のほうも飛んだということですけども、応急で107万円かかって、今後221万5,000円かかるということですけども、水道関係で。この107万円というお金は、どこから出たんでしょうか。

桑野山の井戸に落雷で制御盤が壊れたほうは、これからの工事なのか、410万円かかるという説明だったんですけども、こちらはまだ応急は全然やっていないのかどうか、その点あわせてお聞きいたします。

議長（森 照信君） 建設課長。

建設課長兼事業課長（岩田利文君） 消費税分の理由ということですけども、消費税額の計算につきましては、水道料金収入から、仕入れ金額ということですが、工事とか、備品とか、消費税のかかる工事をしました、その差し引いた金額の5%ということになっておりまして、今年度の予算につきましては、昨年の実績に基づきまして、予算を計上いたしました。ですが、仕入れ金額が大幅減となったために、控除金額が減りまして、消費税額、今回補正をお願いいたしました。水道料金につきましては、前年と大きな変化はございません。

以上です。

議長（森 照信君） 住民課長。

住民課長（的場 徹君） 本川根分の消費税の増額であります、理由につきましては、中川根と同様であります。それで、今回の補正は39万8,000円ではありますが、19年度の確定額であります88万8,300円の執行済み額分に、今回の中間申告分50万9,000円でありましたので、不足分の39万8,000円の補正をお願いするものであります。

それから、湯山沢の導水管復旧工事ではありますが、今回の災害復旧工事の場所は、大間飛竜橋を渡って、左の大間川林道、森林管理署管轄ではありますが、300mほど入ったところあります。ここには約15mの橋がかかっておりまして、この橋に水道管及び温泉パイプを添

架してありました。8月24日、25日の豪雨で崩土、落石が起こりまして、橋ごと飛ばされております。早急に対応しなければならないことから、温泉会計と案分のような形で修繕いたしております。修繕工事は18mのタワーの栈橋を2本かけまして、それに水道管、温泉パイプを通してあります。水道管分の修繕費が107万円ではありますが、これにつきましては、2款1項2目の維持管理費、11節の修繕料、予算額は65万円ではありますが、57万1,000円を2款1項4目の災害復旧費、需用費の修繕料に流用いたしております。

それから、今回の災害箇所の橋梁のかけかえ工事ではありますが、森林管理署が行うわけですが、早ければ来年度早々に着手予定とのことでありまして、このままでは工事着手できない、邪魔になってしまうことから、工事に差し支えないところまで前に出しまして、ワイヤロープを張って、水道管、温泉パイプをつる方法での工事であります。工事費は、水道関係が材料費を含めて221万5,500円であります。

次に、桑野山の井戸制御盤工事であります。8月5日に桑野山水源井戸に落雷がありました。井戸制御盤の取りかえが必要となっております。この井戸につきましては、沢間の中継ポンプ、それから新小長井配水池、それと総合支所のテレメーターと連動しております。それぞれの箇所の機能交換が必要であります。工事費であります。桑野山の井戸が77万2,000円、沢間中継ポンプが119万1,000円、新小長井配水池が77万2,000円、総合支所テレメーターが79万6,000円、これに消費税を含めた410万円の補正をお願いするものであります。

当初、部品の交換で済むのではないかとということで、部品を探しましたが、10年前に製造中止となっております。製造されていないことから、新たに取りかえなくてはならなくなっております。

保険の関係であります。井戸につきましては、平成13年度に施設ができて、そのときから建物共済には入っております。機器類につきましては入っておりませんでした。近年、雷の被害を何件か受けておりまして、経費がかかっております。したがって、今後の対応としましては、本年度、水道施設の資産調査を実施しております。その結果を踏まえて、保険に加入し対応していきたいと考えております。

それから、災害に対する補助、補償がないかということでありますが、これにつきまして、県にも確認いたしました。今回の災害での補助制度はないということであります。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最初の消費税の増額で、本川根区域のほうですけども、当初予算で100万円とってあるわけですね。それに39万8,000円、今回増額するわけですけども、それだけでもかなり多くなるんですけども、本川根区域のほうは、工事が少ないということで、控除額が少ないということもあるのかもしれませんが、平成19年度の決算でも、13万円しか消費税を払っていないわけです。それなのにこんなに大きな額になるということ

が、工事費がそんなに違ってきていると、19年度ですよ、18年度より、むしろふえたんじゃないかと思うんですけれども、どうして19年度の決算で13万円しかないものを、今回このように大幅な増額というか、消費税額を確保しなければならないのか、説明をお願いいたします。

それから、もう一つ、桑野山の井戸に落雷があって、8月5日ということですが、その復旧というか、修繕に410万円かかるので、今回計上したということですが、これはこれからやる工事でしょうか。8月5日の事故で、まだ工事しないで、使えない状態になっていると思うんですけれども、その状態になっているのでしょうか。やったのではないかなと思ったんですけれども、そうではないとすれば、この間、どうやっていたのか、説明をお願いいたします。

それから、107万円の湯山沢のほうですが、応急処置で107万円使ったということで、50万円は当初予算にあるというふうに言われていましたけれども、予算では、災害復旧費はゼロですよ。予備費が50万円とってあったんですけれども、予備費を充てるということですか、この50万円あるというのは。それで、残りの57万円については、修繕料のほうから流用したということなんでしょうか、その点をお願いいたします。

議長（森 照信君） 住民課長。

住民課長（的場 徹君） 消費税につきましては、先ほど中川根のほうで説明いたしましたが、工事が減ったということが第一の原因となっております。20年度の確定額は、来年5月ごろ確定いたします。したがって、本年度は19年度の確定額分及び20年度の間納付額、これは19年度の確定額の半分の額であります。どうしても確定額が決まらなると、全体の金額がつかめない、また年度をまたがって納付することから、増減が出てしまう、見込み違いが生じてしまうということになります。

それから、工事ではありますが、桑野山の工事ではありますが、これにつきましては、先ほど材料がないという説明をいたしましたが、材料探しに約一月半ほど経過いたしました。最終的に製造されていないということから、今回取りかえという工事となっております。工事につきましては、今から実施でございます。

湯山沢の107万円の最初の修繕工事ではありますが、これは2款1項2目の維持管理費、11節の需用費に予算額650万円ございます。ここから流用として57万1,000円を2款1項4目の災害復旧費、需用費、修繕料に50万円ありますので、そこへ流用いたしまして対応しております。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第69号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第70号 平成20年度川根本町温泉事業特別会計
補正予算(第1号)

議長(森 照信君) 日程第17、議案第70号、平成20年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第70号、平成20年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ596万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,686万円としたいものです。これは検査手数料、土地借上料及び災害復旧工事が主な内容であります。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

事項別明細の温泉6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は74万5,000円の増額です。温泉法改正によるガス測定検査手数料及び土地借上料の追加をお願いするものです。

第2款温泉事業費、第1項温泉事業費は521万5,000円の増額です。湯山沢温泉管災害工事の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細、温泉5ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は557万9,000円の増額です。検査手数料、土地借上

料及び温泉管災害工事の補正に対し、一般会計からの繰入金で対応するものです。

第4款繰越金、第1項繰越金は38万1,000円の増額です。これは前年度繰越金によるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 1款1項1目の一般管理費の12節役務費の検査手数料74万円の増額の中身ですか、内訳を教えてください。

それから、2款1項1目の維持管理費、15節工事請負費502万5,000円の増額についてですけれども、簡水と同じように、大間橋が落ちて、緊急工事をやるための補正予算ということですが、応急工事145万円をやって、あと470万5,000円が必要という説明で、前回の不足分50万円と合わせて502万5,000円が必要になるという説明だったんですけれども、前回の不足分50万円というのは、いつの何の分なのかをお聞きいたします。

それから、応急でやった145万円というのは、どこの財源を流用したのか、予備費は10万円しかとっていないわけですので、この2点についてお聞きいたします。

議長（森 照信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山田俊男君） それでは、お答えいたします。

まず、1款1項1目の役務費74万円でございますけれども、これはことし温泉法が改正されまして、来年3月までに、温泉法14条の5によりまして、可燃性天然ガスの濃度の確認を県知事にしなくてはならないということが規定されました。したがって、それがための4施設の可燃性天然ガスの測定費用でございます。4カ所ございますので、1カ所18万5,000円ほど、18万4,800円かかりますので、その計上をさせていただきました。

それから、2款1項1目の質問でございますが、事故件につきましては、先ほど住民課長のほうから答弁した大間川の件でございますが、そのときの費用に緊急に対応するというところで、当初予算で修繕費が95万円ございましたので、2款1項1目の11の修繕費が95万円ございましたので、工事費の15節のほうから50万円を流用させていただきました、対応したものでございます。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号、平成20年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第70号、平成20年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第71号 平成20年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第2号）

議長（森 照信君） 日程第18、議案第71号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第71号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ829万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,209万円としたいものです。これは職員人件費と代診医派遣業務及び備品購入費等の補正です。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

事項別明細書の診療所6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は794万8,000円を増額です。職員人件費の補正と代診医派遣業務の歳出更正及び地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用した医療機器購入費の追加をお願いするものです。

第2款医業費、第1項医業費は34万2,000円を増額です。これは患者貸し出し用機械器具の借上料の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細書、診療所5ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は828万6,000円を増額です。職員人件費及び備品購入費等の補正に対し、一般会計からの繰入金で対応するものです。

第4款繰越金、第1項繰越金は4,000円を増額です。これは前年度繰越金によるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第71号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

散 会

議長（森 照信君） お諮りします。

12月4日から12月10日までの7日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、12月4日から12月10日までの7日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時51分

平成20年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成20年12月11日(木)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 農業委員会委員の推薦について
- 日程第 3 議案第56号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 発議第 2号 川根本町議会定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 発議第 3号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
- 日程第 6 発議第 4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第 7 発議第 5号 子育て支援施策の充実を求める決議について
- 日程第 8 発議第 6号 大井川の流況改善に対する決議について
- 日程第 9 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	佐藤公敏君
3番	中田隆幸君	4番	小籾侃一郎君
5番	原田全修君	6番	澤畑義照君
7番	杉本道生君	8番	高畑雅一君
9番	中澤智義君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	久野孝史君	14番	森照信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	副町長	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	小坂進君
総合支所長 兼管理課長	藤田至君	企画環境課長	羽根田泰一君
企画観光課長	山田俊男君	税務課長	柴田光章君
健康増進課長	羽倉範行君	保健福祉課長	中澤莊也君
町民課長	西村太一君	住民課長	的場徹君
産業課長	鈴木一男君	建設課長 兼事業課長	岩田利文君
会計管理者 兼出納室長	森紀代志君	教育総務課長	小坂泰夫君
生涯学習課長	森下睦夫君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開議 午前 9時00分

開 議

議長（森 照信君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、説明員は12月3日の日と同様ですので、御了承願います。

諸般の報告

議長（森 照信君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月3日には、本会議終了後、第1常任委員会を開催し、委員会に付託されました議案第56号について御審議をしていただきました。まことにありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

議長（森 照信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、小藪侃一郎君、杉本道生君、高畑雅一君、鈴木多津枝君、原田全修君、澤畑義照君、佐藤公敏君、板谷信君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

4番、小藪侃一郎君、発言を許します。4番、小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） おはようございます。4番、小藪でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

11月6日の議会全員協議会において、平成21年度予算編成方針について説明がされました。その中から質問をさせていただきますが、まず先に、経済状況と町税収入についてお伺いいたします。

昨年9月、アメリカのサブプライム問題から、ことしの9月15日、米国の大手証券会社リーマン・ブラザーズの破綻が世界じゅうに張りめぐらされた金融派生商品の破綻につながり、本来の金融商品の下落を招き、实体经济が不況となり、この町の税収にも響いてくると思います。今回の不況を百年に一度の不況ととらえて、あたかも天災のごとき感覚におとしめる

向きもありますが、私は金融工学によりつくり出された金融派生商品が歯どめなくばらまかれ、投機金融による人災だとの説が正しいと思っております。毎日のテレビ、新聞ニュースが大きく取り上げる経済関連記事は、国外、国内を問わず厳しい状況を伝え、国内企業の9月中間決算報告、来年の21年3月期決算見込み、ともに減収、減益、もしくは赤字決算を予告している現況であります。とりわけ輸送機器関連企業の減収、減益は町内の関連企業にも大きく影響を及ぼし、現実にもそこで働く町民にも実感としてあらわれております。議会の町長冒頭ごあいさつでも経済については触れられておりましたが、ともあれ、世界の、また日本のこうした経済状況の中にあつて、川根本町町民の福祉向上が基本の本町財政の判断、または認識をお伺いいたします。

さて、現実の実体経済を踏まえた町の21年度予算編成についての御説明によりますと、数字的には本町の経常収支比率は19年度では97.1%であり、県平均の83.6%に比べ、一般財源に余裕はない状況であり、平成21年度予算編成は20年度当初予算一般財源以内というものであります。その中で、一つ目に子育て支援の充実、二つ目に、北部地域の公共交通について、三つ目に自然エネルギーの活用、四つ目に、役場窓口業務の充実等について、四つの項目に重点を置いて編成したいとの考えを示されました。合併当初よりの懸案事項も含まれたもので、ようやくこれまでの3年間のいわゆる身の丈に合った財政運営、行政改革の進捗を踏まえて、足元を見据えた重点項目だと私は思っております。

一つ目の子育て支援事業については、乳幼児医療費助成の対象年齢の拡大と所得制限の撤廃について、お考えをお伺いします。

子育て支援二つ目は、子育て支援センターについて、休園中の藤川保育園を用途変更し、この施設を利用するという御説明がりましたが、9月の同僚議員と重複する質問で恐縮ですが、内容と規模についてお伺いをいたします。

大きい二つ目、北部地区の公共交通、いわゆる旧本川根地区の町営バスについて、事業内容等をお伺いいたします。

三つ目、自然エネルギーの活用について、太陽熱利用にも家庭CO₂削減助成金を期待できると受け取れる説明がりましたが、環境地球温暖化防止運動にも役立つものであり、お伺いいたします。

四つ目に、窓口業務の拡充については、役場の組織改編の変更をも検討されておりますが、まさに改革なくして住民サービスの向上なしという思いが私もいたします。あわせて業務内容の改革、職員の意識改革も必要かと思えます。新年度からの期待と町長の思いをお伺いいたします。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

議長（森 照信君） ただいまの小藪侃一郎君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、小藪議員の質問にお答えをいたします。大きく二つ分かれ

ておりますので、まず最初の経済関係、税収関係について概略を報告させていただきます。

議員御指摘のとおり、日本を含めて世界経済は今、金融危機に端を発する大きな混乱の中にあると認識しております。昨年末に始まったと見られる日本の景気後退が長引くおそれが出てきました。6年間続いた米国の景気拡大は世界の経済を活性化させましたが、昨年のサブプライム問題で様相が一変し、米国発の金融危機は欧州などにも深刻な打撃を与え、日本からの輸出は急減速し、販売不振で自動車メーカーなど減産が相次ぎ、11月の鉱工業生産は過去最大の下げ幅になる見通しであります。新聞でも報道されているとおり、派遣社員や期間従業員ら非正規社員の人件費削減のみならず、正社員リストラ、内定取り消しなど、雇用情勢も日に日に悪化しております。当然消費者心理も冷え込んできております。

日本の内需、外需とも現在推進力不足で、今後世界経済がいつ、どれほど悪化し、いつ持ち直すかが、今後の最大の焦点となると考えております。これから当然日本も巻き込んだ形で世界同時不況の到来が避けられない見通しですが、それを前提に自治体も財政運営をしていかなければならないと考えております。

当町の税収でありますけれども、税収見込みで景気の影響を最も大きく受けるのは、法人町民税であります。町内には法人が約160社ありますが、中小企業が大半を占めております。このため町内の主要企業である電力、精密機器、輸送用機器製造業の影響が大きく反映されることとなります。今年度分の法人町民税は予算額どおりの収入を見込んでおります。これは決算期や予定納税の関係で確保できると考えておりますが、来年度以降は業績悪化や決算確定による還付金の発生など、非常に厳しい状況になると予想されます。また、個人住民税や固定資産税についても景気の影響から減少傾向は避けられず、来年度の町全体の予算は、本年度の当初予算に比べて大幅な減収を見込まざるを得ない状況と認識しております。大変厳しい状況でありますので、そうした状況を踏まえながら、21年度必要なところに手を打つとともに、行財政改革を進めてまいりたいと考えております。

それから、予算編成の中の四つの項目に対して御指摘ございましたので、順を追って御説明をさせていただきます。

まず、1に乳幼児医療費助成の対象年齢の拡大と所得制限の撤廃についてであります。対象年齢の拡大、所得制限の撤廃につきましては、全員協議会でも説明したとおり、平成21年4月を目標に実施の方向で現在検討中であります。もちろん実施となりますとそれなりの財源が必要であり、先ほど申し上げたように、大変厳しい状況の到来が9月以降続いておりますので、現在財源の確保等精査しているところであります。子供の数の減少、3歳以上の個人負担3割から2割への改正や、最近では医療費助成額も落ち着いた状況が見られ、特別な事情がない限り減少傾向にあり、また、確定ではありませんが、現在町単独で上乗せをして行っております妊婦健診につきましても、国が補助事業とするよう協議されているとのことでもありますので、この財源を現在の予算に上乗せできればと考えております。

限られた財源の中で、どのような拡充の制度が可能であるか、現在、担当部局を含めて検

討しているところであります。

子育て支援の一環として、特色あるまちづくりの施策の一つで、今言ったように予算をやりくりしながら対象年齢の拡大、少しでも経済的に力がある家庭は、2人目、3人目と子供を育ててほしいという期待を込めながら、所得制限についても撤廃の方向で現在検討しております。先ほど言いましたように、不確定要素大変厳しい状況の中で、税収等の状況が予想されますけれども、中・長期的に予算編成の状況も踏まえながら、住民の期待にこたえるような対応をとっていきたいと考えております。

次に、休園中の藤川保育園の子育て支援センターについての御質問であります。

子育て支援の活動拠点施設として利用し、その中で子育て支援センター事業を展開していきたいと、現在準備をしているところであります。6月10日の区の役員の皆様との施設利用について話し合いを持たせていただき、その後、藤川保育園を子育て支援センター事業の拠点施設としての利用について、異議なしの回答を区から得たところであり、平成21年4月開所に向け、現在準備を進めております。子育て支援センターの目的とするものは、子育て支援、子育て親子の交流等を促進する場を提供することにより、子育ての不安を緩和し、子供の健やかな育ちを促進するものであり、事業内容として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談、子育て支援を必要としている家庭への訪問支援、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を基本事業とし、職員数は2名以上、週5日開所するように検討しているところであります。

昨年までは町立桜保育園、徳山聖母保育園の2カ所で子育て支援センター事業を実施しておりましたが、徳山聖母保育園がこの事業を受託できないとのことで、今年は桜保育園1カ所で全地区を対象に事業を実施していますが、当町も広範囲であり、桜保育園での活動は場所的にも不都合な面がありました。今後、バイパスの整備並びに道路等がさらに整備されれば、利用者の利便性も高くなる、町の中央部である現在休園となっています藤川保育園に子育て支援センターを移し、全地区を対象とした活動拠点施設として活用していくものであります。

実施形態はこの施設を拠点とした事業を行いますが、地域が広い桜保育園を初め、各地に出向いて地域支援活動を展開していきたいと計画しております。議員御指摘のとおり、最近では少子化や核家族の進行、地域社会の変化など、子供や子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大といった問題が生じております。こうした問題への対応は、子育て支援センターの役割であり、なお一層充実を図るものであります。そのためにも気軽に利用できるサロンのなスペースも確保しなければなりません。子育て支援事業の中に、生後4カ月までの全戸訪問「こんにちは、赤ちゃん事業」があり、母子保健事業と連携して実施するなど検討中であり、また、これまでは保育園施設の中で実施しておりましたので、地域の方々の交流事業は難しい面もあったわけですが、計画では独立した場所での事業実施となるため、地域の方々との交

流事業も可能となり、事業等地域にも発信し、協力をお願いしていきたいと考えております。

2番目の北部公共交通であります。

旧本川根地区の町営バス事業につきましては、平成21年4月1日の運行開始を目指し、現在検討を行っております。具体的には事業内容はまだ検討中の段階ですが、既存の公共交通がある地区、スクールバスへの混乗を行っている地区に関しては、それらを最大限利用する運行を、また、全く公共交通機関がない交通空白地域につきましては、タクシー型で運行するデマンド型交通システムの導入を取り入れるなど、地域の特性に見合った交通体系の導入について、検討を進めているところであります。

運行の対象地域につきましては、まず北部地域を限定とした運行となりますが、将来的には南部地域の町営バスとの連携も検討しており、青部バイパスの全面開通などや、大井川鉄道本線との接続などさまざまな手法でコストも意識しながら、全町の公共交通システムを構築していきたいと考えております。現在まで、町民と11名の委員で構成されるバス路線対策委員会を7月、9月、11月の計3回開催し、住民視点からの意見もいただいております。年度内にあと3回程度委員会の開催を予定しており、具体的な素案に対する意見をいただく予定であります。

町財政の現状から、限られた予算の範囲の中で事業運営となりますが、町民に対し、より効率的な交通サービスを提供できるよう、今後もさらなる検討を行っていききたいと考えております。また、実施内容はまだ詳細を詰めておりませんが、内容によっては多少年度をずれ込んでスタートということも想定しており、よりしっかりした検討を加えた上で、より喜ばれる、あるいは効率的な公共サービス網を構築していきたいと考えております。

3番目であります。自然エネルギーの活用であります。

地球温暖化問題の対応が迫られる中、各地で自然エネルギーへの取り組みが行われております。具体的には、太陽光、太陽熱、風力、バイオマス、蓄電システムなどが一般的であります。国におきましては住宅用太陽光発電導入に係る補助については、平成6年度から平成17年度に実施しましたが、その効果は助成前の導入量の60倍、コストも5分の1以下を達成したことを背景に、再度その助成について準備を進めているところでございます。今のところ、国としては太陽光発電システムに係る助成を検討しており、国が指定する民間団体が窓口となり、個人の申請に直接対応する方法を検討しているようです。現在、各県の窓口団体になる民間を選定している段階ということでもあります。

県内におきましても、各自治体でも独自の取り組みをしております。市町によっては太陽光発電システムの設置のみを対象にしているところ、あるいは新エネルギー・省エネルギー機器導入とし、太陽光発電に加えて太陽熱利用温水器も含めているところ、また、住宅用風力発電、クリーンエネルギー自動車も含めて設置の助成をしているところもございます。

このような状況を受け、本町としましても、来年度事業に自然エネルギー機器導入促進補助金を計上する準備を進めているところでございます。国の新しい制度概要を見きわめ、助成の対象、

補助額を現在担当課にて検討を加え、実施する場合においても、県内の自治体と同程度の助成額が基本的には望ましいと考えております。

窓口業務の充実であります。

将来に向けて、同規模の団体の平均職員数であります130人程度の規模に近づけていく必要があるということで、今回職員数に対応した組織体制の移行をするために、現在変更をお願いしているところであります。川根本町総合計画においても、町職員の意識改革と能力の向上がうたわれており、これからも引き続き各種研修を通じ、接遇や管理能力、職務遂行上の能力を高めていきたいと考えております。新年度からは今まで以上に住民サービスが低下しないで、効率的でわかりやすい行政運営を目指していきたいと考えております。特に全協でも申し上げたように、住民のさまざまな課題に対して行政が向き合う相談窓口の充実を進めていきたいと思っております。相談を受けたからといって、即解決できるわけではありませんが、問題を共有しながら住民の方々が孤立感を持たないように問題を共有し、ともに考えながら住民の安心・安全の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 再質問をさせていただきます。

先ほど、答弁の中で21年度は厳しい財政というようなお話がございましたけれども、20年度3億2,500万円、これは個人町民税でございますけれども、その8割を占める2億5,000万円が給与所得者からの税収であります。18年度に比べて143.9%の伸びがありましたが、20年10月以降の急激な景気下降で、21年度税収に少なからず影響を与えるものと思います。さらに21年の予想される景気からは、22年度税収は想像もしたくないマイナス幅と考えられます。ほかの営業所得とその他の所得についても同様であるかと思いますが、農業所得に至っては、20年度は18年度対比85.2%と、既により厳しい現実に直面しております。そんな意味で、税金の無駄遣いがないか、厳しいチェックが必要であるかと思いますが、もう一度点検していかなければならないと考えますが、いかがかお伺い申し上げます。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今後とも、引き続き点検をしながら、いわゆるPDCAサイクルの中で見直し、改善ということを繰り返していきたいと考えております。また、今回の9月以降の急激な経済状況の変化というのは、当然年度当初には予測したものではありませんけれども、我々はそうした以前として、より合併の効果を出すために、この3年間さまざまな見直し、行政改革、そして補助金の見直し等を行ってきました。そうした中で、そういう意味では、この危機に対応する基礎的な状況というのは整っております。しかし、まだまだ見直すべきところがあるかと考えておりますので、引き続きさまざまな面で見直しをしながら、より効率的な行政運営を進めていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） はい、ありがとうございます。

それから、子育て支援事業につきましては、相当詳しく踏み込んだ発言、答弁をいただき、ありがとうございます。当町は妊婦健診14回すべてに補助拡大等、積極的な取り組みをしておりましたので、その延長線上の答弁と受けとめております。住みやすい、そして子育てしやすい本町をつくるために、町長の言われぬ環境がいい、水と空気と緑のきれいな環境にプラスして、いろいろな施策がされるものと思います。そのために、先ほどはほかの予算をどういうふうに出していかということに答弁されましたけれども、私もいろいろなものを考えてみますけれども、ここで具体的にどれを削ってどれをとというような思いつきも浮かびませんが、突然で議員の皆さんにはお叱りを受けるかもしれませんが、常々議員がいただく各種委員会の報酬を削るなどしてでも、そういうふうに強く思っていたところでございます。先ほどの答弁、本当にうまく実行できるようにお願いしたいと思います。

次に、北部地区の公共交通網、まだ事業内容を検討段階ということですので、これも多くを触れることはやめまして、自然エネルギーの活用、これは当町でも家庭、あるいは事業で実施されているところがあります。現実に216枚のパネルを屋上に並べ、3年間平均で年間65万9,000円の発電をして、自家用分を差し引いても年20万円程度、電力会社に販売されている事業所がございます。太陽光発電に関しては、先ほど答弁にもございましたけれども、2年前まで国の2分の1の補助がありました。現在、またその復活の動きがあるということでございます。静岡県議会でも太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書が可決され、国に要望されたと聞きました。家庭用で設置費用が300万円程度かかります。国の対応に期待するわけですが、太陽光を電気に変えるものでございましたけれども、太陽光を電気に変える効率が約10%と言われております。太陽熱をお湯に変える効率は、40%ということでございます。非常に効率がいいわけでありませぬけれども、経済誌でも近ごろ取り上げられておりますが、光熱費が値上がりする中、太陽光発電に比べ格段に設置費用が安い太陽熱温水器が注目されておるところでございます。

太陽熱助成金等が考えられますけれども、先ほども近隣の市町村とのお話ございましたけれども、そういうものと勘案しながら、当町でも補助金を出すというように理解してよろしいでしょうか、お伺いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） その前に、先ほどの子育て支援でありますけれども、総枠の予算を抑える3年間は負担と給付という原則でやらせていただきましたけれども、一応その目標が達成された来年度以降は、政策的に支援をしていくということで子育て支援というのを上げさせていただきます。そういう意味で、予算をやりくりしながら、そこに重点的に投入する方式をとっていただきたい。

議員おっしゃるように、委員の報酬等も大変安い部分で、また、住民の知恵を集めるためには、そうした委員報酬等にも十分な配慮をしていかなければならぬと考えております。で

も、まだ、私はさまざまな見直しの中でそうした予算というのは組み込めるというふうを考えておりますので、先ほど、冒頭言いましたように、点検をしっかりとしながら、そういった重点施策に予算を投入していきたいと考えております。

それから、エネルギーの話でございますけれども、確かに熱、温水タイプは大変効率もよく、また、設置費用等も比較的安いわけでありますので、今後も普及が見込まれるということで、支援対象の大きな核になるかと考えております。また、太陽光発電とかそういったものに関しては、一たん起したエネルギーというのは多方面に使われる、そういった利便性もありますし、太陽光発電に関しては、場合によっては電気を売るということも可能でありますので、大変金額的にもかかるわけでありますけれども、全体的にはいろいろな効果があるのではないかと考えておりますので、国の助成制度とも兼ね合いながら、町としての追加支援、あるいは国が十分なら何らかの別な意味での支援というような体制をとっていただくと考えております。いずれにしましても、温水器関係の支援等に関しては、いろいろな意味で一つの柱になるかと思っております。そこに対して、先ほど申し上げたように、周辺自治体に匹敵するような支援ができればと考えております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 太陽熱温水器については、今、新規のようなイメージを持っておりましたけれども、この川根本町には関連企業があり、協力会社を含めて2つの工場で町民約430人がお勤めをされております。そんな関係もあり、20年以上前から既に相当数の太陽熱温水器が設置されております。機器の買い替え時期に来ております。更新時にも同等な助成金が出るのが適当と思いますが、その点をお伺いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） こうした助成制度に関しては、一定の限度枠というのを設けるつもりでありますけれども、その詳細はこれから煮詰めていきますけれども、更新に関しても、一定のこうした本来の目的を達成するために、一定の支援は必要かというふうに考えております。また、新設の場合は配管等さまざまな施設がかかわるわけですが、更新の場合には、その状況に応じて、例えば本体機器だけの交換の場合には、新設よりも補助率とか限度額を変更するとかしながら、一定の差をつけることは必要ではないかと思っておりますが、更新に対しても何らかの支援措置をするということに関しては、必要ではないかと考えております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） それでは、その機器を設置するに当たって、今現在はメーカーから直属の設置業者が来てやっているようでございますけれども、こういう混乱する世の中で、あの手この手の販売トラブルが発生したのは記憶されていると思いますけれども、2000年前後の訪問販売による朝日ソーラー事件トラブルがありました。当町にはソーラーシステム機器メーカーの矢崎の関連会社、ケーブルテクニカが立地されております。住民雇用にも貢献

されておりますけれども、矢崎の機器を、施工をよその業者でなく、地元の業者とタイアップできるような事業の進め方を進めていくのが賢明かと思っておりますけれども、地元の活性化にも気を配りながらやっていくのがいいかと思っておりますけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現在、先ほどの自然エネルギー関係では、矢崎総業関連会社が当町に存在しているということは十分承知しておりますけれども、メーカーや機器というのを限定された場合、その機器によって助成がされたりされなかったり、また、購入機器を限定して個人のニーズを狭めることが、自治体として賢明な手法かどうかというのは大変議論があるかと思っております。私は、それよりも、実際の工事を行う事業者、例えば水道関係、工務店等の連携強化を含めながら、幅広い形で雇用、地元の経済効果が上がるような対策を講じることが必要であって、特定のメーカーとのタイアップというのは、現時点では余りふさわしくないのかなと思っております。

もちろん、実際の工事を行う方が、何らかの形で特定の業者と連携しながら、より安い料金を事業ができる、そういったことは、また業者間の話として我々が口を挟むものではございませんけれども、行政そのものが特定のメーカーとタイアップというのは、ちょっと難しいかなというふうに思っております。ただし、企業が独自の政策で、例えば地元貢献という形で特別な対応をするとか、そういったことに関しては歓迎すべきものではないかと思っております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 次に、行政組織の見直しについて、ちょっとお伺いをいたします。

説明によりますと、12課を8課に、31係を24室に組織変更するという案だと心得ておりますけれども、その室という言葉が出てきまして、何々課何々室ということになるかと思っておりますけれども、課と係の間に室を置くという、ただ名前だけ入った今までの体制と何ら変わらないわけでございますけれども、室という名前のところにいる職員は、室内の業務はおおよそ把握して窓口対応できる体制にするのか、それとも、今までどおりに室の中にある課の人がいないと、目的を達し得ないというような状況だと困るわけですが、その点をお伺いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） もちろん現時点の今上程しています課の設置条例を比べて、20年度と21年度を見ますと、これは係が室になっただけではないかという、もちろん部分的には変えておりますが、そういう感想をお持ちの方もいると思っておりますけれども、もちろんこれは将来こうした仕組みでいくという、室はそれぞれいろいろな仕事を連携協力しながらこなしていくという、これからどんどん職員が減っていく中で、こうした行政改革、あるいは体制改革をしていかなければならない、そういった形では、今までの係だけがその関係の係の仕事を

するのではなくて、室全体でさまざまな仕事を分け合って、お互い協力連携しながらやっていくという体制を目指すという意味で、室という配置をさせていただきました。これは、今後、さらに職員体制が減っていく中で、より明確にその意味が鮮明に出てくるというふうに私は思っております。方向としては、その室の中で仕事を分け合い、協力して、住民サービスが低下しないように、職員が減った中でも低下しないようにするということが目的であります。

また、先ほど冒頭言いましたように、窓口体制もそこへ行けば相談、もちろん即仕事が進まない場合もあるかと思えますけれども、その窓口に行けば、その人間はいろいろなことに対応できる、あるいは中継ぎができる、そういう体制を室という枠の中で考えていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 行政改革プランに沿った職員数でということで、もちろんそうでございますけれども、町民サービスを遂行していくには、組織改善は避けて通れないものであると私も考えますが、組織図の変更以上に、職員の意識改善が必要と思われましても、そこら辺の指導をお伺いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 行政需要が多様化していく中での職員数の減少ということで、御指摘のとおり一人一人にかかる負担は大きくなることが予想されます。したがって、組織全体が一体となって行政課題に対応していくために、職員として今まで以上に積極的な対応が望まれると考えております。そのため、職務の級の役割の再認識、事務の知識及び情報を共有して、事務に当たるよう意識づけをしているところであります。その一つの一環として、現在積極的に職員の研修をしております。

本年度の実績でいきますと、静岡総研の主催の研修等に40人、町村会主催で11人、あるいは国際文化研究所、これは滋賀県にありますけれども、そこへ行政評価のシステム導入の研修に1人を派遣しております。また、従来どおり総合的な知識を高めるために海外研修1人。それから、職員から自主的な希望で研修を受ける場合に助成をするシステムがありますけれども、今年度は虐待対応専門研修に1人、それから地域の防災力の向上を図るために、役場職員もアマチュア無線の免許を取るということで、3人派遣しております。また、条例等の改正の実務の向上を図るために、講師を町に呼んで法制執務に関して、28人の職員が2日間、役場内で研修を受けております。また、今後、さまざまな形でかかわっていかなければならない指定管理者制度に対する知識を再度確認、あるいは深めるために、指定管理者の制度の研修も、全庁職員を対象に行っております。

こうした研修を通じて、また、その報告等も厳しく私もチェックしておりますので、簡単な報告が来れば、仕事を休んで2日、3日行ったわけなので、これではだめだということで突き返して、また、しっかりとしたレポートを出す。それは上司に報告するという意味だけ

でなく、自分がまとめる意味でも、あるいはそれを職員間で共有するためにも、しっかりとしたレポートを出し、それを共有するような形で職員の意識並びに実務能力の向上を図っているところであります。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 組織改革には、私も若いころ民間企業にいましたけれども、民間企業もこういう行政組織も、相当強い当事者の指導力、それと組織内のエネルギーが必要であります。今月の今の議会で可決されても、相当なエネルギーを傾注しないと新年度に不便を来すものと考えられます。組織改革の担当部署、スタッフを独自につくって組織再編のスタッフをつくってやるのかどうか、お伺いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現時点では、組織改革の実施に当たっては、特別の部署を設置する考えは持っていません。現在の体制、行政改革室が中心となった組織改革を行っていきたいと思います。また、内部的にも課長会議、あるいは執行部会等に図りながら、職務の役割分担が理解できるよう進めていきたいと考えております。また、今議会等で可決された場合には、できるだけ早い時点で職員の移動等の内示を出して、新しい体制の準備を進めてまいりたいと考えております。やはり、特別な部署をつくるのではなくて、現在の体制でさらに組織改革を進めていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 一番最後に質問しました改革のエネルギーというのは、本当に意識改革を含めて、いろいろなハード、ソフトとも時間がかかるものと認識しておりましたので、新しい体制になったときに、不便を来さないように十分な配慮をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（森 照信君） これで、小藪侃一郎君の一般質問を終わります。

次に、7番、杉本道生君、発言を許します。7番、杉本道生君。

7番（杉本道生君） 通告に従い、一般質問をいたします。私からは2点の質問となりますが、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、第62回全国茶品評会におきましては、産地賞、農林水産大臣賞を受賞でき、銘茶産地、川根茶の名声を保つことができました。アウェイでも、川根茶はやはり強かったと、強烈な印象づけを内外に発信することができました。これもひとえに出品者、町行政、関係機関の御尽力のたまものと、心より敬意を表しているところです。

一方、生産現場におきましては、リーフ茶の消費減退による茶価の低迷、後継者不足等、茶業を取り巻く状況は大変厳しい状態に置かれております。私は、後継者対策の一つとして、川根高校に川根茶コースの設置を希望するが、可能なことか伺います。

2点目の質問ですが、川根本町の農地面積は約600町歩あり、農業委員会の調査で、昨年までは不確定な要素の部分もあるわけですが、耕作放棄地が12町歩とされておりました。本

年農業委員の方々の調査により、中間報告でございますが27町歩に増加しており、急激な増加と私は考えているわけですが、打開策はどのようにして講じるのか、伺いたいと思います。

以上の2点ですが、よろしく申し上げます。

議長（森 照信君） ただいまの杉本道生君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、杉本議員の質問にお答えいたします。

川根茶コースの設置は、川根高校に可能かという御質問であります。

静岡県教育委員会では、平成22年度を目標年次とする静岡県教育計画「人づくり2010プラン」を平成14年9月に策定し、「未来ある「意味ある人」づくり」を基本目標とする方針を示しております。この方針のもと、平成17年3月には平成27年度を見通した静岡県立高等学校第2次長期計画が策定されました。これらを踏まえた中で、県立高等学校等の今後のあり方として、自己を確立し、未来を創造する高等学校教育の充実、ともに学び合う開かれた学校づくり、中等教育の多様化を推進する中高一貫教育の充実が掲げられ、川根高等学校では、平成14年度から地元4中学校との連携型の中高一貫校制度が取り入れられました。

御質問の川根茶学科、あるいはコースの設置には三つの選択があると理解されます。一つ目は、県立高等学校の普通科、専門学科、総合学科のあり方として、高等学校設置基準に基づき、教育内容が高等学校指導要領に定められる職業教育を主とする学科である専門学科、普通科と専門学科を統合する総合学科の設置であります。現在の川根高等学校へのこの両学科のいずれかを設置することについては、平成27年を見通した第2次長期計画への位置づけがないこと、今後における安定した定数確保の見通しが難しいこと、通学区域である藤枝北高校や隣接する通学区域である小笠高校に茶業を含む総合学科が設置されていることなどから、新たな学科設置は県において難しい状況にあると思われまます。

二つ目は、普通科内に文系、理系、福祉系のように茶関係コースを設置することが可能であるかというもので、この設置に当たっては、地域、生徒のニーズの高まりにおいては可能であると考えますが、その運営において課題が考えられます。職員定数が全体の定数の中から、普通科の教職員、茶関係コースの教職員と配分されるため、現在の特別進学教室の運営に影響が出ることが考えられます。また、学科設置と同様に、このコースへの安定した定数確保も重要であることから、現状での川根茶コース設置の要望には慎重さが要されるものと考えております。

三つ目は、現在の普通科授業内において、選択科目として自由選択の中で扱われるとするものであります。これは川根高校がカリキュラム、教育課程の一環として取り入れるものであります。中高一貫教育校の推進、特進教室での支援など、少ない教職員数の中で生徒の進学、就職にと懸命に頑張っておられる中、科目の取り入れや授業の選択は、学校方針として多くの検討の結果としていかなければなりません。私も今、地域、生徒にとって何が必要とされるのか、川根高校にとって何が必要とされているのかを、施設所在の長として、また、

学校後援会の長として提言し、生徒が行きたくなるような川根高校、あるいは地域の要望にこたえられるような川根高校というものをとらにつくっていきたいと思っております。

次に、耕作放棄地の問題であります。

本町の耕作放棄地の状況に関しましては、今年度、国の指示を受け、町内全域を対象に各地区農業委員の皆様のご御努力により、現状を把握するための調査を実施したところであり、その結果を申し上げますと、町全体では約25haの耕作放棄地が確認されております。議員御指摘の農業委員会中間報告による耕作放棄地面積12haのデータは、農業委員の巡回確認による概算面積の計であり、今回の調査結果を受け、耕作放棄地約25haの値が本町における耕作放棄地の現状であると認識したところであります。この耕作放棄地対策は、本町のみならず全国的な課題としてその対策が検討されており、今回の現状確認調査もその一環であります。

町としては、農業委員会との連携を密にし、農業利用が可能な土地と農業利用ができない土地との区分を明確にすることにより、耕作放棄地の精査を進めるほか、耕作放棄地の発生要因である生産性の低さ、土地条件の悪さ等解消に向け、川根本町特産物振興事業補助金交付事業における茶畑改良事業、自力作業道新設事業や多面的機能を持つ茶園の維持確保対策事業の活用により、対応を図ってきたところであります。本年度実施いたしました農業経営の意向調査においても、経営規模を維持しつつ、耕作不利地の減少を図りたいとする考えが約20%あるほか、基盤整備を伴った農地確保に寄せる期待も約40%の意向が示された結果が出ております。

今後は、現在の茶畑改良事業、自力作業道新設事業等を維持しつつ、茶園の段差解消や畝方向の統一といった小規模の基盤事業に対する支援の必要性、可能性についても調査検討を進め、茶業振興の根底である町内茶園の基盤整備を推進していきたいと考えております。現在、さまざまな補助事業等町独自の補助事業を持っておりますが、そうしたものを精査しながら、必要なところに重点的に投資する、そういった施策を今後進めていきたいと考えております。

また、来年度において設けられる予定である国の耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金の活用による、耕作放棄地打開対策への支援を探るとともに、耕作放棄地対策として重要な施策である農地流動化を促進させるため、農地の利用集積の取り組みに対し、農地提供者及び農地集積対象者双方に奨励金が交付される県の制度であるビジネス経営体育成の内集積加速事業等の活用もあわせて検討していくものであります。

さらに、耕作放棄地の発生の最大の要因である農地管理の担い手確保に向け、農地を維持していく担い手となり得る共同体の育成や農地の集団管理作業の可能性について、認定農業者並びに共同製茶工場への聞き取り調査を実施しているところでありますが、今後、県・農協等の関係機関と協力し、町茶業振興協議会に設置した川根本町農業振興実務担当者会議において、さらなる調査・研究を進め、来年度中には地域単位での農地管理業務のモデル的取り組みの実践に向けて取り組んでいく予定であります。地域農業継続への大きな課題となっ

ております耕作放棄地対策に向けて、各種支援策の拡充も検討しつつ、地域農業者の皆様と協力、共同し、地域の実情に即した手法による地域農業の活性化を図りつつ、耕作放棄地のこれ以上の拡大の防止、並びに減少に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

議長（森 照信君） 杉本道生君。

7番（杉本道生君） ありがとうございます。1点目の川根茶コースの設置についての再質問でございます。

県産業教育審議会におきまして、新聞報道にもありましたが、職業教育のあり方や学課の再編などを盛り込んだ職業教育の改善と充実、体制整備の基本方向を県の教育長に答申したと掲載されておりました。また、既に導入している普通科への職業科目の一層の推進が必要とうたってありました。幸い、本町には他の市町にはないような農林業センターを備えており、茶業を学ぶ者には格好の教育施設と考えています。将来、茶業関係に就業する者にとっても茶の基礎知識を得ることができ、実習施設としての機能を果たす農林業センターにとっても、茶園管理のほとんどが生徒たちの手にゆだねることができるわけです。

若い世代が茶にかかわることにより、川根茶全体にとっても明るい材料として、現在一緒に頑張っている方々にとっても元気づけられると思うわけですが、その点について町長はどのようなお考えをお持ちか、お答えをいただきたいと思っております。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほど申し上げたように、現在、川根高校そのものが生徒の減少という中で、一生懸命生徒、地域、あるいは先生方の中で学校運営がされております。そうした実情を踏まえて、まず川根高校そのものの現在生徒数の確保というのが大きな課題になっておりますので、そうしたものと兼ね合わせながら、より魅力ある学校とは何ぞやということ、まず生徒の意向、あるいは地域の意向も兼ね合わせながら検討していくことが大事かと思っております。もちろん、そうした地域の特徴を生かしたコースというのは魅力的ではありますが、現在の生徒のニーズというのがどういう状況にあるのか、また、科を設置するだけの人数が毎年確保できるのか。冒頭申し上げたように、周辺にはそうした専門の総合学科がございますので、そういったことも兼ね合わせながら、まず、川根高校そのものの充実ということが必要ではないかと思っております。現在の川根高校の進学状況を見ますと、周辺の4中学がほぼでありますので、その生徒の今後の人数の動向、年度ごとの生徒の数の動向を見ますと、大変厳しい状況が予想されますので、そうした全般的な中で川根高校というのを地域の中で考えていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 少し補足になるかと思っておりますけれども、基本的なところは今、町長が答えたとおりですけれども、教育課程の編成権は学校にあります。したがって、学校のほうでどういう教育課程を編成するかということになるかと思うんですけれども、私が

参観した授業の中でも、保育にかかわるもの、それから簿記にかかわるもの、これは商業コースに近いものだと思うんですけども、そういうものを実際やっていますので、多分選択として、今、議員の御提案のようなものが取り入れられる可能性としてはあるのではないかと。これは学校側がどう地域の要望を受けとめて、それにどう対応するかというふうにかかわっているし、生徒数の問題にもかかわりますので、我々がどうするということはできないわけですけども、可能性としては残っているのではないかとというふうに考えます。

議長（森 照信君） 杉本道生君。

7番（杉本道生君） 先ほど、生徒の募集の状況について不安があるということでありましたが、静岡県内の茶産地は、沼津から浜松まで広範囲にあるわけでありまして、将来、茶にかかわっていこうとする若者はたくさんあるわけで、1クラス40名程度の募集は決して無理な数字ではないと考えております。そうしたことによって、少子化に悩む川根高校の学校運営にとっても一助になればと思いますが、その点についてはどうですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 静岡県は茶の生産日本一の県でありますので、当然そうしたことにかかわっている農家が多く、その師弟等も多くあろうかと思っております。そういったことにつきましても、川根高校の特性を生かした学校運営を支援しながら、どうやって生徒を集めるか、一つの大きな検討材料にはなるかと思っております。また、県内から幅広く集めるためには、通学の場合は通学の手段、あるいは宿泊の場合はその確保とか、さまざまな課題等も同時に検討しながら、そうした可能性も検討していければと思っております。

議長（森 照信君） 杉本道生君。

7番（杉本道生君） 実習生として農林業センターを活用することができれば、再び県から支援を受け、より充実した農林業センターとなるとと思いますが、その点についてどのようにお考えですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） この問題につきましても、例えばそうした新たな形ができた場合には、県に対してそうした要請等もできますが、その前に、まずそうした生徒が集まる方法、あるいは生徒が学べるような体制をつくるのが専決でありますので、県としてもなかなか教育に対しては厳しい状況でありますので、現時点は何とも言えませんが、まずそうした活用する場合には、その前段階としてそうした仕組みをつくっていくことが大事かと思っております。

議長（森 照信君） 杉本道生君。

7番（杉本道生君） ありがとうございました。1点目の質問については、私の希望ということで、かなうことを願っております。

次に、2点目の放棄農地対策について、再質問をしたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、現在中間報告ではありますが、27町歩に放棄茶園が増加

しているということで大変心配をしております。川根本町には現在認定農業者が85人いるわけで、その人たちが主体となり茶業を担っているわけでございます。将来、仮に認定農業者が100名になって、1人当たり2町歩の経営を賄っていったとしても200町歩、残りの400町歩は一体どうなるかというの、容易に想像がつくわけでございます。そうした中であつても、積極的に借地により規模拡大を図り、経営安定を目指す農業者もたくさんあるわけで、そうした人々も限界に近い状態になっているわけです。そうした人たちに、何か応援していただけるような仕組みの創設はできないものかと考えておるわけですが、お答えをいただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 耕作放棄地というのは、現在25haあるということで、今後また増加が予想されているところであります。茶園の減少というのは大きな課題でありますけれども、その中にはやはり手摘みを前提とした茶園、あるいは簡単な動力を想定した茶園等ありますので、減少そのものはそうした時代に合った一つの再編過程にある部分もあるかと思っております。問題なのは、やはり相当な好条件にありながら、多少の課題があるということで利用されない、あるいは利用したい人がいるんだけれども、いろいろな壁があつて利用できない、そうした部分に関しては、町としてもしっかりとした対応をしていかなければならないというふうに思っております。また、今までの茶価、あるいは労働力では茶栽培が可能だという場所で、現在の状況ではそれが不可能になった場合には、経営意欲があればお茶から別な転換をしながら家庭、あるいは地域の経済力を支える農地として活用していく、そのための技術的な指導とか情報提供というのもしていかなければならないというふうに思っております。

600町歩あるから、すべてこれを今後とも茶園として維持していくというよりも、基本的には農家の収入が安定する、あるいは経営が安定するのが最終目標でありますので、さまざまな品種の導入をしながらその地形、あるいは状況に合わせた農業経営というものが展開できる、そういったことも必要だと思っておりますし、また、お茶そのものも単純にリーフ、いわゆる一般的な煎茶だけでなく、さまざまな茶を取り入れながらその状況に対応をしていく茶業をつくっていく、そういったことも必要ではないかというふうに考える、そういったものを地域の方々と相談しながら、この計画づくりに反映させていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 杉本道生君。

7番（杉本道生君） 現在、本町にはまだまだお茶で生計を立てていこうとしている農業者はたくさんいるわけでございます。そうした中であつて、借地もいろいろ条件があり、三角形や四角形の茶園ではなかなか借り手もないということで、手を挙げた借地希望者に対し農地の集積を行い、基盤整備をして貸し出しをしてくれるような計画はあるのか、お聞きしたいと思っております。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 当然、基盤整備をしていかなければ、今後のより効率的な茶園、茶業経営というのはできないかと思えますけれども、では、その基盤整備の財源、あるいは仕組み、あるいは実際の作業をどのような形でやっていくか、まだまだ大きな課題があるかと思っております。単純に町がすべてやればよいというふうな話ではないと思えますので、そういった面に関しても、実際どのような対策が可能なのか、あるいはどういった形でその経費を負担していくのか、あるいはそういう仕組みをしっかりと考えていく時期に来ているというふうに考えております。

議長（森 照信君） 杉本道生君。

7番（杉本道生君） 荒廃農地対策は大変方向性が難しいものもあるわけですが、今後とも行政には前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

以上で私の質問は終わります。

議長（森 照信君） これで杉本道生君の一般質問を終わります。

次に、8番、高畑雅一君、発言を許します。8番、高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） 8番、高畑雅一でございます。通告に従って質問をさせていただきます。

社会経済の環境の変化は、当町の産業構造に大きな変化をもたらしてきております。特に第1産業においては零細専業農家の兼業化が進行し、農業従業者の高齢化が進み、作業効率を求めることから農業の共同化が急速に進んでまいりました。若者の流出が後継者問題として影を投げかける中、川根本町の農業はお茶が主体であり、農業総生産額に占める割合は大きいですが、ほとんどの農家が兼業農家であります。専業農家の数は近年著しく少なくなっております。高齢化や後継者不足の問題を抱える一方、先代が築き上げられた栽培、製造技術を引き継ぎ、高品質の茶生産が行われております。

こんな中、全国的な茶産地競争が激化し、優位を誇った川根茶も地位を脅かされております。しかし、60回、62回の全国品評会において、二つの農林水産大臣賞と産地賞を受賞し、高い品質の茶産地であることを全国に示しました。しかしながら、基盤産業の低迷は地域産業に大きな影響を及ぼしております。農業の振興を図るためには、いま一層の基盤整備や機械化による省力化などの経営の合理化を図っていく必要があります。農産品の加工や新しい流通経路の開拓など、第1次産業を核とした地域産業の多角化を図り、雇用の拡大や所得の増加を図っていく。また、さらに飛躍するためには、栽培から製造加工、販売に至るまで徹底した管理を地域農業として取り組んでいく必要があると思えます。

しかしながら、3年続きの茶価の低迷と生産機材、燃料、肥料等の高騰により、農家の踏ん張りも我慢の限界に近づいてきております。設備投資を控えたり、反歩当たりの肥料設計を少なくしたり、また、改植の計画を延期するなどする傾向が表面化してまいりました。先ほど、杉本議員の質問の中にもございましたけれども、老朽化した茶園を元気ある茶園に変えていくことは、産地間競争の中で厳しい今の時代にとっては、我々にとっては生き残りを

かけた事業だと受けとめております。川根本町の茶園改植補助金は、今後とも続けていく必要があります。生産者みずからの手で、現在では改植時の茶園整備時に作業効率を考え、地盤を平らにする作業も続けております。

山間地の高品質の茶が見直されている現在においては、厳しい立地条件の中で生産されている傾斜地の茶園を維持し、これから次世代に残していくには、小規模な茶園基盤整備にも助成をしていくことが必要なことだと考えております。茶業農業振興会においては、数多くのイベント等において、提茶を中心とした消費拡大を行っております。また、農業経営振興会においては、いろいろな種類のお茶を提供し、消費者の素直な意見を肌で感じてきました。茶生産者なら自分の家で、これだけのお茶はこだわって生産しているんだぞと、そういうお茶を持ち帰り、どのようなお茶が消費者に好まれているのか、また、どのような飲み方をしているのか、提茶をしながら意見を聞いてまいりました。

私たち生産者が、素晴らしいものだと思っているお茶が、消費者にとっては好まれているとは一概には言えない点もありました。我々は、自分たちが生産加工したお茶が、どのような流通経路を経て消費者の手に届き、どんな種類のお茶が、どのような特徴のあるお茶が消費者に好まれているのかを把握し、栽培、生産加工を行っていく必要があると考えます。現状では大部分の生産者が農協、茶問屋、小売店に好まれるお茶を生産しております。今後は、お茶の取り扱い機関と生産者が連携を持つていくことが必要だと考えます。川根本町はJ A 大井川農業川根茶業センターとは深い関係があります。農林業センターの入り口には、強い農家づくりを進めていく施設だよと書かれております。

本町で生産される荒茶の多くは、川根茶業センターに出荷されております。茶業センターに出荷されるお茶が消費者に好まれ、喜ばれ、消費者に届けられることが、我々生産者にとっての潤いにつながってくることだと考えております。茶業生産者みずからが流通経路を理解し、いかなるお茶が消費者に好まれ、消費者の手に届けられているのかを、関係機関とともに考え、現在のリーフ茶の低迷の原因を研究し、分析をしていく、そして、その対応を探していくことが、これからの川根茶産地として生き残っていく手段だと考えます。

このようなことから、我々川根茶産地としてさらに飛躍していくには、先ほど申しましたけれども、製造加工、販売に至るまで、地域農業として取り組んでいく必要があると考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

お願いいたします。

議長（森 照信君） ただいまの高畑雅一君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 高畑議員の質問にお答えいたします。

大きく分けて四つのポイントがあったかというふうに受けとめました。改植等の基盤整備について、あるいは流通について、そして川根茶業センターとの連携をどう考えるか、そういったことを踏まえて川根茶の現状をどのように考えるかという御指摘かと思えます。順を

追ってお答えをさせていただきます。

基盤整備全般についてでございます。

現在、当町では川根本町特産振興事業補助金交付要綱の茶畑改良事業、いわゆる改植に基づき、茶園改植事業への助成策を講じていることは、御承知のとおりであります。その実績も毎年4haを超える規模で事業が実施されており、本町茶業振興の基礎というべき茶園更新事業に果たす役割は大きなものがあると考えております。また、茶園基盤整備に関しては、茶畑改良事業と同様に、川根本町特産物振興事業補助金交付要綱の自力作業道新設事業に基づき、作業道開設事業への助成策を講じているところであり、その事業規模としましては、毎年約15件、約1,000mとなっております。今後は、従来の茶畑改良事業、自力作業道新設事業などとともに、御指摘ありましたように、茶園の段差解消や畝方向の統一といった小規模の基盤整備事業に対する支援策の必要性、可能性についても調査・検討を進め、さまざまな茶業関連施策を再編しながら、茶業を取り巻く状況に対応した基盤整備を進めていきたいと考えております。

流通に関してでありますけれども、川根茶流通経路及び消費者が好むお茶を提供していかなければならないという御質問かと思っておりますけれども、川根茶のみならず、最近の茶をめぐる状況は、ペットボトル等のドリンク茶の生産増加と相反して、リーフ茶の需要低迷は引き続き深刻な課題となっております。また、この不景気というのも、茶の需要に大きな影響を与えると大変危惧をしております。この問題は茶の流通経路にも大きな影響を及ぼしており、総務省の全国茶消費実態調査における茶の購入先の状況の平成6年と平成16年の状況を比較しますと、一般小売店、生協等はそのシェアを20%以上減らしている状況に対し、スーパー、コンビニエンスストアは120%強、ネットブームを反映した通信販売では160%、ディスカウントストアに至っては300%と、その購入先は、大きく変化してきている状況にあり、この状況を反映し、本町の茶流通の拠点である農協茶業センターにおける茶の販売量の推移も、小売店、中小の茶商から大手スーパー等に対する流通量が年々増加している傾向にあると聞いております。

このように、流通が大きくなればなるほど取り引きされる商品としての茶の品質はもちろん、それ以上に食の安全・安心に対する要求が高まってきている状況にあり、これは当地域の特性である農薬散布回数が少なく、安全・安心な茶づくりに適した地域であることが、産地として大きなセールスポイントになり得ると言えます。今後は、従前より農協等関連機関と協力し推進してきた茶生産履歴にとどまらず、農協茶業研修会でも研修議題として取り上げられたGAPの対応も含め、現在の茶流通に対応した産地づくりへの対応が急務であると考えております。また、茶の流通そのものが年々大きく変化している状況において、嗜好品としての茶の多様性を求める傾向もますます多様化する状況もあり、産地として普通煎茶のみならず、窯いり茶や紅茶、さらにはさまざまな香りをつけたフレーバーティーといったさまざまな茶に対する支援に関しても、行政としてできる限りの努力をしていく考えであります。

す。

そうした核となる茶業センターとの連携でありますけれども、次に、農協川根茶業センターとの連携に関することでもありますけれども、同センターは、平成17年度の強い農業づくり交付金事業により整備された施設であることだけでなく、先ほど述べたとおり、本町茶流通の拠点であることは、皆様御認識のとおりであります。町としましては、交付金事業の事業効果に対する指導機関としての立場だけでなく、茶業振興、地域茶業流通の拠点として、今後も同センターと、より一層連携強化を図っていきたいと考えております。年数回の定期的な会合も持っており、また、近々センターとも今後の茶業情勢に対して意見交換する場も設けております。そうしたことを通じながら、地域の茶業のセンターとしての機能を、より一層高めていただくよう、行政としてもさまざまな連携強化、支援を行っていきたいと考えております。

川根茶全般の現状に対してでありますけれども、るる申し上げているとおり、茶業界を取り巻く状況は大変厳しい状況であり、本町茶業においても流通、生産等さまざまな課題を抱えております。今年度、農家に対する今後の農業経営に関する意向調査を実施させていただき、その結果を集計・分析を行っているところであり、また、認定農業者の農業改善計画更新に際し、該当者22名との個別面談による状況確認を実施いたしました。今後は、町内29の共同工場において、同様の個別面談を実施する予定であり、これらの状況を踏まえ、町茶業振興協議会に設置した農業振興実務担当者会議を中心に、川根茶及び町農業の状況の再確認、再認識を進め、本年度中に町農業振興指針を策定する予定であります。

今後は、この指針に基づき具体的な農業振興策を講じていくほか、来年度において消費者側における川根茶の現状を再認識をするマーケティング調査や振興プランを進め、活力ある農業振興によるまちづくりを目指していくものとしております。

いずれにしましても、農業と農業の中の茶業の占める割合、また町の暮らしの中で茶業が占める状況は大変大きなものがありますので、その茶業の衰退は地域の衰退にもつながってまいりますので、農家の方々と連携しながら茶業の振興を図っていきたいと考えております。

以上であります。

議長（森 照信君） 高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） それでは、再質問をさせていただきます。

第1点目の茶園改植時における茶園の整備ということですが、先ほど、第2委員長の杉本さんのほうが質問されておりましたし、重複点がありますので、その点はちょっと省かせていただきたいと思います。茶業全般の流通についてのことで、一つずつ質問をさせていただきます。

まず、現在茶業農業振興会を中心にして、茶業の振興策ということを検討されていると思うんですが、今後どのようにまとめていくおつもりかお伺いをいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現在、荒廃農地の基本的なデータが集まり、また、農家に対する経営調査というのをしております。冒頭申し上げたように、現状では、現状のままのようないわゆる煎茶、一番茶、あるいは二番茶を含めた一番茶、二番茶だけで農業経営を成り立たせるというのは、大変難しい状況にあるかと思っております。さまざまな複合産物、あるいはさまざまな品種のお茶をつくることによって、年間を通じて収入を確保する、そういった取り組みを農業経営の指針をつくりながらまとめていきたいと考えております。

それから、やはり今までは個人の努力で相当な部分がカバーできた時代がありましたけれども、これからはやはりこうした厳しい情勢の中では、個人ではなかなか限界があるかと思っております。その受け皿として、例えば大型茶工場、あるいは地域、地縁の方々の集団である地区を中心とした農業組織、そうしたものに再編しながら、もちろん個人の自主性とかそういったものを生かしながら、そうした中で流通を扱うとか、あるいは基盤整備を行うとか、そういう方向に持っていくことが必要かと考えております。そういったことを今年度のデータ収集とプランづくり、そして来年度以降、地区を回りながら農家の方々の意向を聞きながら、あるいは農家の方々が希望を持てるような、そうした情報を提供しながらまとめていきたいというふうに思っております。

現状では、冒頭言いましたように、すべて役場の補助金とか支援だけでものが解決するとは思いません。やはり農家の方々が、自分の状況、あるいは自分の条件に合った経営をすることで、この不況を乗り切っていけるのではないかと、また、その力が地区ごと、あるいは組織ごとに連携することによって、より力が発揮できるのではないかとというふうに考えております。

議長（森 照信君） 高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） 確かに、町長の言っているとおりだと思いますけれども、なかなか消費者が好むお茶とか、それから、どんなお茶がいいのかというのは、我々も川根本町の中で考えていっても、たやすく見つかるものでもないような、そんな気もしております。私自身、スーパーとか百貨店、お茶販売店などに立ち寄って、お客さんとお話をしてみたり様子を見ておりますけれども、一般消費者というものは、店員に勧められたお茶が適当な値段であるかどうかというのを考えながら買っていき、そういうような傾向が見られております。

今後として、その検討会を開いていく中で、都会の消費者を交えたような検討会というのは私ども考えるわけでございますけれども、経営振興会としてはどのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 茶業振興協議会ということでよろしいですね。茶業振興協議会としては、当然、消費者ニーズに合ったお茶をともにつくっていくということが大事で、当然そこには消費者の視点等も必要かと思っております。また、もう一つ、当町として力というか、情報を持っているなど考えているのは、直接の農協あるいは茶商さんの、そうした消費者と

普段接している方もそうでありますけれども、現在お茶のインストラクター等のアドバイザー等、そういった組織があって、インストラクターも直接消費者と接している方、あるいはどちらかという消費者の感覚を持ったインストラクターの方も大勢いますので、そういった方々の連携、あるいは情報収集も必要かというふうに思っております。もちろん、我々が外に出て行って、直接出会うということも今までもやってきましたし、これからもさまざまな組織の方に御足労を願いながら、直接大消費地に出向いて、直販も兼ねながら情報を収集ということが大事かと思っております。

過日の大型工場の研修会するときでも、東京の小売店に行って、さまざまなフレーバーティーの説明を受けてきて、さまざまな感想を持たれたと思っておりますけれども、そういったことをより積極的にやっていきたいというふうに考えています。ちょっときつい言い方ですけども、現在の管理者というのは、値段でしか差別化がされていない。500円、800円、1,000円、1,500円、こういうことではやはり消費の拡大はできないだろうというふうに私は思っております。いろいろな種類のお茶があり、いろいろな香りのお茶があり、あるいはいろいろな特徴を持った農家がつくったお茶がありという、さまざまなものを提供していくことが大事ではないか、そんなふうに思っております。

議長（森 照信君） 高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） なかなか消費拡大という部分に特効薬はないことは私も感じております。しかしながら、川根本町の総合計画の中には、経営の安定化、意欲的な担い手の育成、確保などということが掲げられております。これらすべて農業経営が安定化され、続けていくことが前提となります。そのためには、現在置かれている現状というのをまず最初に理解せねばいけない、そんなふうに思っております。

そこで、現在置かれている現状を理解して、それに対して打開策を検討していく、そういうのが本来の進め方ではないかなとそんなふうに思うわけでございますけれども、こういうことは農業経営振興会とか、町の中とか、JAおおいがわ、いろいろな形態を持ちながら、その中で一体どうしてこの川根のお茶は、今のところ低迷状態にあるのかという根本的なことから研究をして、それを一つのものにつくり上げていく。そして行政としては、一体これから川根本町のお茶というのはどういう方向性を持ってみんなに指導していくか、そういうことに対してもやはり一番の最初の根本というのは、今置かれている現状を素直に受けとめ、いろいろなことを調査するということが必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現状というよりも、現在置かれている課題というのは、やはり根本的には茶価の低迷というのが大きな要因だろうと思っております。全国を見れば、それでも売られているお茶というのはあるわけで、我々がやはり川根茶という非常に伝統のある高品質のお茶をつくってきて、先を走ってきましたけれども、どこかに時代の状況に合わない部分を

一緒に持ち続けてしまった、改革がおくれてしまったというところがあるかというふうに思っております。基礎体力というか、基本的な部分で安心・安全なお茶づくり、あるいはさまざまな状況の中で高品質のお茶をつくるその技術、そういったものは持っているわけでありますので、それは最終的には消費者が求めるものだろうと思っておりますけれども、値段とか、あるいはその時代に合った食生活、あるいは暮らしに合ったお茶を提供できるのか、あるいはお茶の楽しみ方そのものもつけて提供できるのか、そういったところにまだ欠けている部分があるかと思っておりますので、生産技術の向上、あるいは基盤整備とともにお茶を楽しむ手法とか、あるいは提供する手法とか、そういったものを総合的に考えていかなければならないかなという、それはやはり個人の力ではできない、地域挙げて、組織挙げてやっていかなければならんだろうというふうに思っております。現状というのは、いいものをつくっていけば売れるだろう、買ってくれるだろうという、そういう状況ではないということは、私も認識しております。

議長（森 照信君） 高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） 町長、そういうことを御答弁をいただいておりますけれども、私が一番心配しているのは、行政というのはいろいろなことについて方向性を正すというのが、一番の役目ではないかと、そんなふうに思っております。そして、ただいま農家としても、今、お茶が低迷しておって、なかなか厳しい。しかしながら、2年、3年こういう方向性を持って、みんなして頑張っていけば必ずいいことがあるんだよというような、その二、三年、それから10年、中・長期的に見て、こうしてみんなして頑張っていこう、こうしていったら川根のお茶というのは浮かばれるのではないかと、そういうことを指導していくのが行政だと思っておりますけれども、その点についていかがお考えでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 私は、行政の立場にいますので、こういうことを言うと責任回避かと言われかねませんけれども、やはり農家の方、あるいは地域の方、そういったことがその地域の特性とか自分の経営状況によって、おれはこうしていきたいんだという強い意欲を持って、それぞれ取り組んでこれられたというふうに思っております。お茶でいえば、全品にチャレンジしてくれる方、あるいは大型工場として地域をまとめ上げて、その中で生活というか茶業を考えていく方、さまざまな方がいようかと思っております。あるいは自園自生ということで、直接消費者に合ったお茶をつくっていく、それぞれが自分の状況に合わせた方向性を持ちながら生きていく、そういったことがまず大事。それをいろいろな意味で支援していくのが行政であり、あるいは補助金ではないかというふうに思っております。

現在の、全般的に見れば川根本町が持っている補助制度、支援制度、あるいは国・県の制度を利用した支援というの、私は一定のレベル以上にあるというふうに考えております。あとは、それぞれの方が、兼業で行くのか、専業で行くのか、あるいは複合で行くのか、そういったことをやりながら、自分たちの経営戦略を持っていくことが大事だろうと思ってお

ります。さまざまな形で、例えばうちの大型工場は、こうした形で再編をしたいから支援してくれとなれば、何回もお願いしたように、こうした国の制度を受けた、それを一生懸命支援する、あるいは地域としてこういうことをやってみたいので、その補助制度をとということになれば、それに対して多面的なその支援という、そういう制度もつくりながら支援していく。さまざまな地域の要望に対しては、一定の財源でありますけれども対応してきた、そういったことをこれからも繰り返していきたいというふうに思っております。

議長（森 照信君） 高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） いろいろなことで町長からの答弁をいただいたわけですが、それでは、農業経営振興会を初めJA茶業センターとも連絡をとりながら、そしてまた、さらに外部団体いろいろな情報を持っている団体がおると思いますが、そういうのを取り入れて消費拡大、プロジェクトチームと言ったら大げさになるかもしれませんが、そういうものをつくって、今後川根本町の茶業の方向性と、それからこのような支援をしていくんだというような検討会みたいな感じのプロジェクトチームをつくるというようなお考えはございませんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今現在、先ほど申し上げましたように、農家のアンケートをとりながら、2年かけて住民、あるいは組織の要望を含めたそうした振興プランをつくっていきたい。その中で必要があれば、そうしたプロジェクトで重点的にやっていくということが必要かと思っております。また、現在、茶業振興協議会もそうでありまして、また、お茶街道推進協議会もそうであります。さまざまな形でそういった組織も持っております。そういった中で、重点的にPRをしていくことも必要ではないかと思っております。

現在、例えばお茶街道推進協議会では、県下の施設、特に今回は宿泊施設でありますけれども、アンケートをとりながら、どういったお茶を使っているのか、あるいは今後どういったお茶があれば使っていくのか、そうしたアンケートも今集計中であります。そういった活動を通じながら、重点的に川根茶というのを、全県下に、あるいは全国、あるいはアジアに発信していければというふうに思っております。ともかく、それぞれの状況に合わせて頑張っていたいただくのは農家、団体でありますけれども、川根茶というブランド力を高めるのは行政の役目ということで、農家の方の御支援をいただきながら、全国品評会にもチャレンジしておりますし、すばらしい成績もおさめております。また、さまざまな物産展等にも参加しながら、PR活動しております。そういったことをこれからも続けながら、まず、川根茶というブランド力、ネーミングというのは全国に広めていきたいと。その中で、それを利用した営業活動というのは、農家あるいは茶業関係団体に頑張っていたいただければと思っております。

議長（森 照信君） 高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） それこそ、今、この流通の問題というのは、一つと言って、これをし

ていければ必ずいい方向に向くんだよということは確かにはないと思います。各個人個人が一人一人考えながら、そしてまた、行政は行政でいろいろなことを支援しながら、それを生産者が出荷したお茶を扱っている各企業が、生産者とともに、また、行政とともに、みんなしてこの地域のお茶を考えていくことが第一条件の本当の基本になるかと思っております。それこそ、ここには川根本町としては大きい茶問屋としてはありませんけれども、JAおおいがわ茶業センター、そしていろいろな各個人がやっておられます茶商等がございます。そういう人たちと、とにかくこれからはどんなお茶をつかって、どんな方法でいくかというのも、もっと真剣に考えていくような会をつくっていただきたいと、そんなふうに思っております。

そういうことで、これからも茶業に対しては、茶業経営振興会を中心に、また、その下にも農業経営振興会、茶業プラス何かしらを取り入れて、自分の経営を大きくしていくのだという組織もあります。どうかそういう方々にいろいろなことの知恵を絞っていただいて、今後ともこの川根茶がますます発展していくように、行政としての指導をよろしく願いたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

議長（森 照信君） これで高畑雅一君の一般質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番、鈴木多津枝君、発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 通告に従い、一般質問を行います。

1点目は、太陽熱温水器の設置更新に補助を求める質問ですが、先ほど小藪議員への答弁で来年度予算に補助を計上することですので、私は補助内容について伺います。

近隣市町並みにやりたいとのお答えでしたが、温水器の近隣市町の補助状況をどのように把握されているか伺います。

2点目ですけれども、だれもが安心して暮らせる医療・介護の立場を求める質問です。

1点目は、2006年に成立した医療費適正化計画に伴う療養病床の大幅削減による当町の影響と、受け入れ対策について伺います。

国の当初の計画は、慢性期の高齢者が長期に入院している介護型病床の13万床を全廃し、医療形病床の25万床を15万床に削減するというものですが、現場から患者の受け皿となる介護施設や在宅介護などが足りない現状では、多くの介護難民、医療難民を生むことになるなどの批判が続出し、都道府県の担当者からも、指示どおりに減らすと病院にも介護施設にも

入れない患者が出かねないとの意見が出され、計画策定が大幅におくれていました。厚労省は、ことし3月に全国計画を決定するとして、都道府県に計画の提出を求めましたが出そろわず、半年過ぎた9月に正式決定なるものを出しましたが、まだそれでも3県が未提出ということで、計画の内容も、政府が当初目標とした削減数を下回るなど、画一的な机上の削減計画が現場では通らないことが示されました。このような中でも、厚労省は都道府県から出された数値を積み上げた計画だとして、介護型の全廃にあわせて、療養病床の12万床以上の削減を打ち出しています。

静岡県でも既に介護型病床は全廃の方針で、現在1万2,000床ある療養型の病床を4,800床程度にする目標を上げています。町は長期療養入院患者の実態をどのように把握していますか。もしこれが実施されれば、当町でも行くあてのない高齢者が生まれかねないのではないかと心配されますが、介護病床、療養病床の廃止・縮小に伴う影響や受け入れ対策をどのように考えておられるか、伺います。

2点目は、介護保険料の軽減、低所得者対策について伺います。

3年ごとに見直しをする介護保険料の来年度は見直しの年で、当町でも現在、計画見直しが進められています。国がこの間、介護職員の待遇改善を目的として、介護報酬の引き上げを示したことや、介護給付費の増額などで全国的に介護保険料の引き上げが問題となっていますが、当町でも同様の理由で2009年度から3年間の保険料値上げは避けられないとの見通しが出されています。介護保険も、ことし3月から始まった後期高齢者医療保険も、保険料徴収対象者も徴収方法もほとんど同じです。年金が月1万5,000円以上は、年金から2カ月分ずつ天引きし、それ以下の人は自分で納めることになっていますが、1年以上滞納すると、利用に10割負担の罰則があり、実施主体である市町村の高齢者を守る裁量が強く求められる制度です。

介護保険制度は、平成12年度に始まって以来、見直しのたびに保険料が引き上げられ3倍近くになっており、年金天引きされない普通徴収者の滞納もふえ続けています。19年度決算の滞納繰越額は、現年度分を合わせると225万6,800円に上る状況ですが、現在、普通徴収者何人中何人が滞納されているのか伺います。75歳以上の方は、皆、戦前から戦後にかけての一番苦しい時代を支えてこられた方々です。長期の滞納者は何人おられて、町長はどのような対応をされるお考えか伺います。先日開かれた高齢者福祉介護保険部会でも、来年度からの見直しに向けて、低所得者の負担軽減を図るために、現在の6段階を8段階に細かくする案が出されました。この中身は、軽減分を所得300万円以上の人の最高料率1.5倍を1.62倍に引き上げて穴埋めするというもので、委員からは、低所得者の負担軽減をどこで穴埋めするかと言われれば、高額所得者をお願いするしかないとの意見が出る一方で、高齢者なのだから、利用料だけにして保険料はなしにしたほうが良いとの意見も出るなど、たとえ高額所得の方への負担増であっても、高齢者にこれ以上の負担増を求めることには、なかなか了解しがたいという重い雰囲気でした。所得300万円以上の75歳以上の高齢者は、後期高齢者医療

でもほとんどの人が国保税より負担がふえると言われた方々で、介護保険料の見直しで、またもや負担増になることは、精神的にも大変なショックとなるものです。

来年度の保険料見直しにおいては、一般会計からの繰り入れで低所得者階層の保険料率を軽減し、不足分を補うなどして後期高齢者医療制度のショックは消えない75歳以上の高齢者が対象の保険料値上げを回避し、町の福祉施策で低所得者への救済策を講じる考えはないか、伺います。

三つ目は、同様の問題を抱える4月から始まった後期高齢者医療制度について質問します。

10月から半年間凍結されていた被扶養者の保険料徴収が、新たに始まりました。今年度は10分の1に軽減されていますが、来年度からは2分の1に引き上げられ、3年目からは全額徴収となり、今の10倍の保険料になります。当町では後期高齢者医療の保険料は低所得者層では7割が国保より下がり、所得300万円以上で国保税より高い保険料の人が出るとの説明でしたが、実態はどうでしょうか。ゼロからの徴収が始まった被扶養者も含めて、負担増となった高齢者がどれくらいおられるのか伺います。また、保険料率は2年ごとに見直され、舛添厚生労働大臣みずから、保険料は際限なく上がり続けるとの試算を示しています。

介護保険制度同様、年金が月1万5,000円以下の人は天引きしないで自分で納めることになっていますが、1年以上滞納すると、特別の事情がない限り、正規の保険証を取り上げて医療機関の窓口支払いが10割になる資格証明書を発行することになっています。国保では高齢者への資格証明書は発行しないとしていたものです。国は開始から1年目の来年4月には天引きされない高齢者から滞納者が続出するとの批判を受けて、最近全国の広域連合からの報告を集計して、普通徴収者の8.4%が滞納をしていることを明らかにしました。

当町の滞納状況はどうでしょうか。高齢になればだれもお医者さんが頼りです。来年4月以降、万一、10割負担の資格証明書に変えられれば、医者にも行けなくなりかねません。払いたくても払えない、わずかな年金しかない高齢者が資格証明書とならないために、町はどのような救済策や低所得者への負担増解消を考えておられるか、町にとって大恩ある75歳以上の高齢者をどう守る考えか伺います。

四つ目は、今でさえ所得に占める割合が高く、払いたくても払えない人がふえ続けている国保税の今後さらなる値上げを避けるために、県内でもほとんどの町が行っている一般会計からの法定外、その他の繰り入れを当町も行うべきと思いますが、どのようにお考えか伺います。県内でもほとんどの自治体がその他の繰り入れをしていると聞いていますが、その他の繰り入れをしていない自治体は、当町以外にどれくらいあるのかお答えください。12月議会初日に、国保の支払い準備基金を医療費の支払いに不足を生じた場合にも、取り崩して使いやすくするための条例改正が行われました。このこと自体は、異常に多い基金の保有額から見て当然と思われそうですが、基金を使うだけでは限度があり、やがては国保税を引き上げることになりかねません。農林業や自営業の方々は、今の厳しい不況が続く中でも、懸命に地域やまちづくりに大きな役割を果たしておられる方々です。また、退職された方々も、ほ

とんど国保に入るわけですから、地域の役員などにつかれて貢献される方が多い町です。厳しい社会状況の中で、精いっぱい頑張って町を支えておられる国保の被保険者の方々に、今以上の打撃を与えないためにも、負担増は何としても行政の努力で避けるべきと思いますが、町長の見解をお聞きいたします。

さて、最後の質問は乳幼児医療費補助と定額給付金の所得制限についてですが、先ほど小籾議員の質問に対する答弁で、来年度から対象年齢の拡充と所得制限の廃止の方向が示されましたので、乳幼児医療費補助については、今まで待ちに待たせた親御さんたちを励ますためにも、中学卒業までの引き上げをぜひとも来年度予算編成に反映させていただくことを期待して、最後の定額給付金の所得制限について伺います。

今回、麻生内閣で決定した総額2兆円の定額給付金では、所得制限をするかしないかで大いにもめています。制限する所得基準は1,800万円以上とのことで、それ以下は給付金の支給対象として、1,800万円以上でもたとえ5,000万円の所得があっても、必要だという人はもらえばいいのではないかなどという発言も、麻生内閣から出されています。この所得制限については、するかしないかは全国の自治体に任せられるということですが、2兆円もの莫大なばらまきお金があるなら、医療や介護、障害者福祉、母子福祉、教育費など、どの自治体ものどから手が出るほど欲しい財源ですが、反対の声もおさまらない中で、市町村に任せられる定額給付金の所得制限について、町長はどう扱うお考えか伺います。

議長（森 照信君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、鈴木議員の質問にお答えをいたします。

大きく分けて三つになるかと思いますけれども、まず、自然エネルギーに関しては、基本的には小籾議員への答弁どおりでありますけれども、具体的な周辺自治体の状況というお話でありますので、多少新しい制度になっているかもしれませんが、我々が把握している段階を御報告申し上げます。

周辺市でこうした太陽熱等に助成しているのは、多くの自治体に対応しております。太陽光も含めてですが、浜松、沼津、熱海、島田、富士等が、湖西、岩田、藤枝、御殿場、多くの自治体でやっております。例えば御前崎市の場合には、購入額の2分の1以下で上限を2万円とする。これ太陽光、太陽熱の場合であります。島田市の場合には、2分の1ですが、上限が新規設置の場合が3万円となっております。また、周辺自治体では、島田市さんが買いかえの場合でも2万円、設置費用の20%以内ということで2万円等の買いかえ補助がついております。その他では買いかえ補助はちょっと把握しておりません。そういったことを踏まえながら、周辺自治体の状況も踏まえながら、細かいことを詰めていきたいと考えております。

それでは、医療体制・介護の確立についてであります。療養病床の廃止の影響でございます。

平成18年に国から医療費適正化計画が示され、その内容は医療の必要性の高い方に対しては、引き続き医療保険により療養病床において必要な医療サービスを提供する一方、医療の必要性が必ずしも高くない方は、介護保険施設等で受けとめるよう進めるもので、いわゆる社会的入院を解消し、医療費の適正化を図るとするもので、現在、全国で医療療養病床25万床、介護療養病床13万床を合わせて38万床あるものを、介護療養病棟を平成23年度までに廃止し、平成20年度末を目標に医療病床15万床と15万床から17万床を老健施設やケアハウス、有料老人ホーム等への転換を進めるというものであります。これをもとに静岡県でも、現在、「ふじのくに長寿社会安心プラン」の改定作業を行っているところであります。

県でも療養病床の再編につきましては、医療機関の意向を尊重しつつ、入院されている方の状態にふさわしいサービスが提供できる介護保険施設等への計画的、かつ円滑な転換を進めると示しております。川根本町の療養病床への入院の実態であります。平成20年5月1日現在で県が調査したのによりますと、県内入院患者数は26人、内訳は医療療養病床に19人、介護療養病床に3人との調査結果が出ております。医療に19人、介護に3人です。当町としましては、地域包括支援センターを中心に入院患者の状況の把握に努め、医療機関、ケースワーカー等との連携を密にし、相談体制機能のより一層の充実を図り、個別対応をして対処してまいりたいと考えております。

介護保険の見直しであります。

まず、介護保険料の普通徴収者の中で何人の方が滞納されていますかとの質問であります。平成19年度で見ますと、普通徴収の納付書を一度でも送った人数は約400名であります。そのうち滞納している方の人数は32名ほどであります。

次に、低所得者階層の保険料率を下げたり、一般会計からの繰り入れで保険料値上げの回避をするべきとの御質問ですが、御存じのとおり介護保険料につきましては、所得等により6段階の料率を設定しており、これにより低所得者層への配慮がなされると考えます。また、支払い困難な場合の減免、または免除規定を設け、対応しているものであります。一般会計からの繰り入れですが、特別会計の独立採算の基本を守り、健全な運営ができるよう努力していきたいと考えております。

しかしながら、年々介護給付費は増加傾向にあり、また、65歳以上の第1号被保険者と第2号被保険者の負担率も、第1号被保険者が19%から20%に、逆に第2号被保険者分は31%から30%に下がります。また、介護従事者の処遇の向上を図るため、介護報酬単価3%アップという方針を国が打ち出しているところであり、平成21年度から3カ年の介護保険事業計画でも、第1号被保険者の介護保険料も上昇せざるを得ない状況にありますが、介護給付適正化及び介護予防事業のさらなる事業を展開し、給付費の伸びを抑えることにより、町民の負担を抑えられるよう努めていきたいと考えております。

3番目の後期高齢者の制度に対する質問であります。

後期高齢者医療制度における保険料負担増の状況について、お答えいたします。

保険料負担額の増減比較につきましては、今までも何度か御質問をいただき、さきの9月議会にも質問いただきましたが、何世帯、何人というような明確な数字でお答えさせていただきたいと、その方法を試みましたが、そのためには、やはり世帯ごとに1件ずつ条件をそろえて細かな試算作業が必要となってしまうこと、平成20年度の本算定を終え、後期高齢者医療保険料額の全体像が固まったところなので、その状況をもとに総体的に御説明させていただきたいということで、御了承をいただいた経緯がございます。そのようなことから、今からお答えする内容に、9月議会と重複する部分はあろうかと思いますが、御理解をいただきたいと思っております。

まず、被用者保険、被扶養者の方についてですが、この方たちは制度移行後の2年間においては、世帯の総所得金額や御自身の所得額には一切かかわらず、所得割は賦課されておられません。平成20年度は均等割額も9割軽減されておりますので、平成20年度の年間保険料はどなたさまにも一律1,600円で御負担願っているところです。現在把握している被扶養者であった方は336人で、全体の約16%に当たります。今までは御自身での保険料負担はなかったため、負担ゼロから1,600円の負担が新たに発生し、御本人にとりましては負担増のことではありますが、今まで国保被保険者として長い期間御自分で国保税を負担されてきた、旧国保被保険者であった方は、全く同じ総所得額であっても、今までも税を負担してきたのだからということで、このような内容までの軽減はされておられません。本来ならば、同じような負担能力がある方には、公平に保険料を御負担いただくところを、被扶養者であった方には急激な負担増にならないようにと、制度加入から2年間という保険料軽減措置が設けられたものです。

この保険料軽減措置も当初は均等割5割軽減と打ち出されたものが、軽減内容も拡大され、来年度も今年度と同様に9割軽減の措置を継続するとされております。あと、この制度になったことで、世帯単位で見た場合には大きな負担増になった世帯もあります。制度に移行される前は、平成19年度当町国保税の1世帯限度額である53万円を世帯全体で納めていったが、この制度に高齢者が移行したことで、後期高齢者医療被保険者になられた御夫婦が、ともに限度額の50万円ずつを、そして、国保に残られた方も国保の限度額まで負担といった大きな変化を伴った方もあります。この方たちは、限度額での賦課対象となる多くの所得をお持ちになる方でありませぬ。

次に、低所得者で負担増は何割かの御質問ですが、後期高齢者医療保険にも国保税と同じように所得の低い人への軽減措置があります。さらに6月12日の政府決定、平成20年度保険料軽減特別対策によって、均等割7割軽減者は一律8.5割に軽減が拡大されました。これは3割負担するところを1.5割分の負担をすればよいということでもあります。この新たな軽減措置によって、年間保険料9,700円で決定されていた653人の方は、半分の4,800円に軽減されました。同じく、この特別対策によって基礎控除後の総所得金額等が58万円以下、具体的には年金収入のみの場合でも、年金が153万円、211万円までの被保険者の方については、所

得割額も新たに5割軽減されることになりました。

この所得割額5割軽減対象者は235人あり、当初御負担願った保険料額がちょうど半分に軽減された被保険者の方は、当町におきましても大変多くいらっしゃったこととなります。このように所得の低い人が保険料負担増につながらないようにと、全国の市町村の保険料状況を調査した上で、政府が平成20年度の保険料軽減特別対策を打ち出したものです。当町の調査時の試算におきましても、基礎年金世帯や厚生年金世帯の単身世帯や夫婦世帯では、従来の国保税と比較して負担する保険料は減少していました。例えば年金額が79万円で、国保単身世帯であった方の平成19年度に御負担いただいた国保税は、年間2万5,800円でした。この後期高齢者医療制度に移行されたことで、この方の後期高齢者医療保険料年額は9,700円となり、さらに軽減特別対策によって4,800円になりました。夫婦とも基礎年金受給者のみの収入であった場合でも、国保税のときは3万1,400円であった負担が、2人とも後期高齢に移行されたことで、おのおの4,800円ずつの合計9,600円の保険料になりました。

川根本町では、所得の低い人、世帯の方におきましては、国保税と比較した場合、負担増につながるような傾向は認められなかったというふうに思います。均等割に軽減がかかる対象の方は、全被保険者の60.7%に当たります。年間の保険料負担額が最も小さい方は、1,600円の被用者保険の元被扶養者の方で、次に、負担の小さい方は、所得割がかからず、均等割額も8.5割軽減になった方の年間保険料4,800円になります。この1,600円と4,800円の負担の方は989人になり、全体の46.7%に当たります。1,600円、3万5,000円までの方は全体の77.4%になります。

このような保険料負担状況から考えますと、所得の低い方、または所得の低い世帯の方に対しましては、当町におきましても保険料額の負担が従来より軽くなられているのではないかと推測します。ただし、高所得の単身世帯や高所得の夫婦のみの世帯、同居世帯等ある一定のラインを超えてくると軽減の対象にならず、従来の国保税と比較して若干の負担増となる傾向がうかがえましたが、これはもともと当町の国保税が他市町よりも低く設定されていたことも、差が出た要因の一つと感じました。

次に、救済策をどのようにの御質問ですが、年間額が年金18万円未満の方、介護保険料と合算すると受給額の2分の1を超えてしまう方、新たに75歳に到達されたばかりの方々が、普通徴収対象者になり、毎月の納付書払い、または口座振替による納付で対応いただいております。

未納者になられる方は、この普通徴収対象者の方ではなかろうかということになりますが、月末の各納期が過ぎても保険料納付の確認がとれない場合には、督促状を直接送付するのではなく、うっかり忘れていないか、納付方法が理解されていないのではないかと、納付に至らなかった理由を毎月担当から、まずお電話をさせていただいております。

保険料が未納になってしまった理由をその時点でおおよそ把握できることがあります。納付書は受け取っても、自動的に口座から引き落とされていると思った。年金から天引きされ

ていると思ったというような勘違いの方がほとんどで、慌てて納付くださる方も多いように思います。11月納付分までの時点で、1期分だけでも未納として把握している方は、当町では10人に至らず、全被保険者の0.5%になります。小さな町だからこそできるこのような未納となった方への細やかな対応も、時によっては真の救済を必要とされる方の早期発見にもつながっていくものと考えております。保険料の納付相談につきましては、関係機関や税務課、後期高齢医療担当課、介護保険担当課とも連携を図り、今後とも適切に対応を図っていくよう努めたいと考えております。

国保税の御質問があったと思います。国保会計、一般会計からの法定外繰り入れについてお答えいたします。

当町の国保事業状況につきましては、費用総額に占める国保税の割合は24%と、県下平均の33.3%を大きく下回っております。1人当たりの国保税については、5万9,963円と県下では一番低く、市町平均の8万5,213円に比べ2万5,250円も低い状況となりますが、1人当たりの保険給付費額は23万2,402円と市町平均額の21万3,000円余を1万8,800円ほど上回っております。これらは医療費は高いが保険税負担能力は低いということにつながり、国保被保険者に低所得者層を多く含むことや、主体が市町であることから、保険者間の財政調整のために公費負担割合が高くなっていることが考えられます。今年度から後期高齢者医療制度の開始に伴い、保険料の負担増加を避けるために、緩和措置として準備基金も取り崩し対応しております。

一般会計から法定外繰り入れを行い、保険税の負担軽減を行っている市町も、県下に13市町ありますが、基金保有額が十分でないため、準備基金を繰り入れすることができず、負担軽減措置を講じるために、やむを得ず一般会計から繰り入れを行っているものと考えられます。一般会計からこうした繰り入れにつきましては、国保被保険者以外の方にも、国保を支えていただくことになるものです。また、国保税に限らず、医療保険とは医療給付費を受けられるためのものであり、受益者負担は避けられないものと思います。また、法定外繰り入れをしていない市町は、平成19年度で調べますと、当町を含め15市町となっております。

最後に、定額給付の考え方でありませけれども、定額給付は国の制度であり、また、補正予算等が成立するどうかまだ未確定の状態ですので、確定的なことは申し上げられませんが、このことに関しては、所得制限というのはいらないというふうな考えを持っております。というのは、国から来る支援金でありますので、当町の実情にかんがみ、また、事務的なことも含めて、財源が確保されておりますので定額給付はしないというような考えであります。また、当然、2兆円という財源を考えれば、その特性を生かした給付方法もあろうかと思っておりますけれども、給付というか使用方法もあろうかと思っております。

例えば、当町においては山間部の情報通信網の整備とか、あるいはさまざまな子育て支援とか、さまざまな対応策はあろうかと思っておりますが、国の制度でございますので、国が支給すると決めた場合には、一定の効果はあると考えております。年金が非常に少ない方にとって

は、2万円でも大きな効果はあろうかというふうに考えております。現時点では仮に支払われた場合、所得制限というのは考えておりません。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 答弁ありがとうございました。

これまでの一般質問に比べて、とても心の通った内容がありまして、聞いていて本当に頼もしいなという部分もありました。それは、まず最初に小藪議員の質問への答弁でもありました。乳幼児医療費補助の補助対象年齢の引き上げ、それから所得制限をようやく廃止をするという方針が打ち出されたことで、本当に所得制限廃止も長年言ってきたんですけれども、ようやく決意をされたということで、とても心が晴れたような感じがします。町の子供たちはだれも親の経済状況には関係なしで、具合が悪くなればお医者さんに、本当に軽いうちでもすぐかかれるように、重くしないようにという親の願いがかなえられるのではないかと、本当にうれしく思います。そして、中学卒業までということで、私たちは署名も集めてあります。ぜひ来年度予算に反映していただけますよう、再度強く要望をいたします。今のは再質問ではありません。次に再質問に移ります。

まず最初に、太陽熱温水器の設置更新についての補助も来年度予算でやるということで、近隣市町並みにということだったんですけれども、近隣市町の状況を教えていただいたんですけれども、聞いていますと、近隣市町、御前崎市、島田市、2分の1以内でということ、2分の1ならいいかなと思ったんですけれども、設置費は20万円から30万円ぐらい少なくともかかると聞いているんですけれども、それでも上限が焼津、御前崎市で2万円、島田市で3万円ということで、余りにも2分の1とこの2万円、3万円の上限はかけ離れ過ぎているのではないかと思います。電気を使うごみ処理機と個人の燃料費が減る太陽熱温水器では補助の意味も違ってくるとは思うんですけれども、売電できる太陽光発電の設置にさえ、今は一たん国は補助を打ち切ったみたいなんですけれども、再度補助をして温暖化に貢献しようということで進めようということで、各自自治体が力を入れていることですので、ぜひごみ処理機並みぐらいの補助を考えていただければ、財源の問題もあると思うんですけれども、できる限りの補助をしていただきたいんですけれども、そのところの近隣の自治体が2分の1以下ということではわかるんですけれども、それで上限2万円、3万円というのでは、余りにも設置費との差があり過ぎるのではないかと思うんですけれども、その点について町長はどうお考えでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 自然エネルギーを使うということ、あるいは当町が進めているこうした自然に優しいまちづくりということの中で、こうした補助制度を導入しながら、今言われている二酸化炭素の削減も含めて、さまざまな環境に優しい政策を推進しようとするものがあります。財源があれば、もちろん拡大してそうしたものをやっていきたいわけなんですけれど

も、1点気になっている点は、やはり大変厳しい財政状況の中で、新たな補助制度も民生全般で、冒頭言いましたように、医療費の問題、あるいはさまざまな面で子育て支援対策に講じておりますので、財源確保という面、それから税収の大幅な減収が今後見込まれるということ、そういう意味では一定の限度があろうかというふうに考えております。

そういう意味で、通常のほかの市町が島田市を除いて新設のみがほとんどでありますけれども、我々としては現状の町の状況を考えて、取りかえも含めるというようなことで、その意味では制度を拡大して考えております。現状では、周辺の市町並みでスタートせざるを得ないかなというふうに思っております。ただ、これからの財源の状況とかそういう中で、十分検討はしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 次に、だれもが安心して暮らせる医療介護の確立を求める質問の中で、1点目の療養病床の大幅削減についての受け入れ対策なんですけれども、小さい町ですので、後期高齢者のところでも、町長繰り返し言われていますけれども、一人一人のお年寄りを本当に困らせないように、目を行き届かせて救済と言うとおこがましいんですけれども、守っていかれる姿勢をいつも表明していただき、その点ではありがたいなと心強く思うわけなんですけれども、この療養病床の大幅削減では、県が、国もそうですけれども、考えている削減の内容では、介護施設に転換しろということで、それが十分進んでいないという状況で、今でさえ例えば近くの特別養護老人ホームなどもう100人以上の待機状態というわけなんですけれども、こういうものが増設されない限りは、本当にどうやって受け入れるんだろうと。病院の中で転換も進むかどうか、今お医者さんも本当に不足していますし、わからない状況ですので、そういう人たちを受け入れるのに、当町ではどういうふうに受け入れようと考えているのか、もう少し具体的に、把握に努めるということではなくて、万一そういう方に対してどういう、家庭でも受け入れられない、でも、病院は出なければいけないという人を、当町はどのように考えているのか、その点についてお聞きいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 大幅削減が行われれば、病床の転換をしていかなければならない方が出てくるわけで、冒頭申し上げましたように、施設の移動等をサポートする体制を整えていくしかないのかなというふうに思っております。包括支援センター、あるいは在宅介護支援センター、そういったものの充実を図りながら、相談業務あるいは窓口をしっかり持ちながら、個別の対応を、先ほど26名でしたか、いましたけれども、そういったものに対応していくしかないのかなというふうに思っております。これは国の制度の大きな転換でありますけれども、その内容というのはやはり、これは17年度のデータでありますけれども、療養病床の入院患者のうち、医師の対応がほとんど必要ではないという人が約50%というデータも出ております。また、医療保険、あるいは介護保険を適用されている方で、その3割が状態の急変の可能性は低く、福祉施設や住宅によって対応できるという、これは全国統一のデータ

でありますけれども、そういうデータも出ております。したがって、社会的入院というのにも対応していかなければならないということも認識しております。在宅で可能な方は、そこでやれるような支援体制、あるいは施設が必要な場合にはそれをどういうふうに役場として支援していくのか、そういったことを個別対応でしっかりやっていくしか、現時点では申し上げられません。

ただ、それを面倒見ていく、あるいは先ほど言ったように孤立化させないというのが行政の役目と思っていますので、すべて100%満足できるように転換ができるかというのは、現時点では明言できませんけれども、一緒になって悩み、そして対応していきたいと思っています。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 有料の老人ホームとかケアハウスとかいうと、お金がなければなかなか入れないわけで、そういう人ばかりが社会的入院しているとはとても考えられないわけです。そして、社会的入院している方の、今、町長、長期に入院されている方の50%ぐらいが、医師の処方が必要のない人たちだということで、社会的入院と言われる人たちだということでしょうけれども、そういう人たちでも、結局、もう医療行為としては特に新たな医療行為はないとしても、経管食をしていたり、いろいろな管をいっぱい体につけなければ生きていけないという人たちも多いわけですし、介護施設ではそういう方の医療行為というのはできないという状況になっていますので、うちの町でも、そういう介護だけではなくて看護のほうに、訪問看護、あるいは看護ができる施設、そういうものの体制整備も必要ではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 私が50%と言ったのは、本当に要らないというか、ほとんど医師の対応が必要ではない。いろいろチューブとかそういうことをやっているのは週に1回程度医師の見回りが必要、その層が約30%いるということで、現実問題としては社会的入院というのが社会的課題になっていることは、いい悪いは別として私も認識して、それを何らかの形でしていかなければ、適正な本当に必要な人が受けられない状況が今後出てくるだろうと思っていますので、これは現状認識で。私もその訪問介護、訪問看護というのは大変必要なことだということで、直接はまだそこまで充実はしておりませんが、専門職の拡充ということで、看護師さんの方の正職員の採用等も行ってきて、本来そういったことも小さな町として、身近な行政として進めていかなければならない分野だというふうに思っております。

一方で、職員の全体を減らしていかなければならない。先ほども130人体制と言いましたけれども、そういった中で専門職がふえてくれば、いわゆる一般の事務という部分にも影響が出てきます。そこら辺の財政とのバランスをとっていかなければならないと思いますけれども、そうした分野にこうした山村地域で、医療機関が限られている地域では進んでいかな

ければならないという認識は持っておりますし、自分なりにそういった方向を目指しているつもりであります。ようやく町民の心がというような冒頭議員から発言がありましたけれども、私は就任以来、町民に対するその気持ちというのは変わっておりません。ただ、それを支える財源的なもの、あるいはそういったものは仮に財政を預かる者として、辛いことも、きついことも町民に知らしていかなければならんということでやってきましたけれども、気持ちそのものは変わっておりません。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 次に、介護保険料の点で確認をしたいんですけども、75歳以上の方で普通徴収、いわゆる年金が月1万5,000円以下ということで普通徴収されている方の人数、徴収の表を送ったのは400人で、そのうち32人ぐらいが滞納があるということですけども、この中で1年以上の、要するにペナルティがかかる長期の滞納者というのは何人なのか。通告していますので。その方々に対して、町はどのような対応をされているのか。町の裁量もできる限りのことをされていると思うんですけども、その点を伺います。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 滞納者の状況についてお答えをいたします。

75歳以上ということで御質問がありましたが、その点、若干調べてありませんものですかからお答えできませんが、19年度の滞納状況で見ますと、32名の方が滞納をされております。そのうち長期ということで御質問ありましたが、この辺につきましても先ほど国保の関係でもありまして、普通徴収から基本が特別徴収ということで、一時的に普通徴収になる方がありまして、納め忘れというような方々もかなりおるものですから、実際の部分は承知しておりませんが、約半分ほどが長期の滞納者ということではないかと把握をしております。

また、この滞納者の中で、介護保険の給付ですか、介護保険制度を利用されている方はおりません。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 75歳以上の方で長期の滞納をされていて、半分というと16人前後ですね、32名の半分。その方の中には介護保険制度を利用されている方が1人もいないということですけども、利用料が10割負担になるから利用できないという状況ができていないのでしょうか。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 特にそういった御相談は今のところ、こちらのほうには来ておりません。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 本当に町長の方針から考えれば、一人一人に先ほども後期高齢者の部分で滞納がある人には、納め忘れもあるかもしれないということで電話をして、確認をして、大体の人が納めてくださっているということで、忘れていたとか、方法がちょっとわからなかったというようなことを、一人一人解消して手厚く当たっているという答弁があったんですけれども、この介護保険料の長期の滞納者、年金月額1万5,000円以下の人なわけです。そういう人たちに対して、一人一人の対応というか、相談に来られないというのではなくて、行政のほうから声かけ、介護が必要でないかどうか、そういうことを確認はしていらっしゃるのでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 特段困ったことがあって相談を受けていないという意味で、行政としては当然対応しております。例えば、長期に介護保険を滞納されている方で指導というか、相談しながら生活保護の認定をした事例もございますし、当然そうした対応はしております。というのは、要するに向こうから積極的に介護保険を適用受けたいんだけど、受けられないという、そういう相談がないという意味で、我々としてはそうした滞納者に対しても、チェックという言い方は失礼ですけれども確認をして、また、必要なものは減免、あるいは生活保護という対応をしておりますし、私もそういう書類の決済をしております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 本当に町長の今の答弁を聞きまして、小さい町だからこそできることだなと。本当にそういう一人一人に手厚く当たってもらっているということも、私も町民の人たちと一緒にあって、困ったことは遠慮なく言っていこうねということを広げていきたいと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

さらに、介護保険料の見直しに関しての答弁に対してですけれども、値上げをせざるを得ない状況だということで答弁だったわけですがけれども、本当に75歳以上の高齢者の方々、介護保険料を天引きされる、あるいは自分で支払う普通徴収の方、すべて、この町にとっては町を懸命に支えてこられた方、社会を支えてこられた方、家族を守ってこられた方々だと思うんです。介護保険もなるべく自分で使わないで、自分で頑張っ御近所の方々といろいろな交流をして、頑張っ御近所の方々が多くて、町もそういう一人きりにしない対策を、いろいろと生き生きサロンなども援助してやっているわけですがけれども、それでも高齢者の人数もふえますし、介護給付費が上がっていくということでは、値上げをせざるを得ない状況だということはわかるんですけれども、でも、そこをそういう高齢者に対して値上げをしない方法、幾ら保険制度だと言っても町の裁量で、やはり国保の一般会計からの繰り入れ、国保の支払い準備基金からの取り崩しなど、そういう方法によって県内で一番低い介護保険料ですけれども、所得水準も低い町ですから、本当にショック、打撃を与えないために何とか来年度の見直しに向けて、値上げをしない、回避方法に手を尽くしてもらえないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 必要なサービスを現時点で考える中で提供していくためにどういったものが必要かということで、総枠が決まってそれを割り振っていきますので、先に値上げがありきではございませんけれども、どういったサービスを提供していかなければならないのか、そのためにはどういった費用負担をお願いするのか、あるいはどういった財源を確保していくのかを検討しながらやっていくと。最終的なそれを素案をつくる行政としましては、足りないから値上げをすればいいということではないことは十分承知の上で、ただ、介護保険制度を維持していくためには御負担もしていただかなきゃならない、あるいは細かく階層を分けて低所得層に対しては配慮をしていく、そういった仕組みの中で御理解をしていただきたいというふうに思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） まだまだこれから介護保険部会でも話し合われる、協議されることだと思うんですけども、できるだけ負担増にならない方法を私たちも考えていきたいと思っておりますので、議会の皆さんも懸命に考えてくださると思います。ぜひ、これまで私たちを守ってくださった人たちを、今度は私たちが守るんだという観点で、負担、値上げを回避できるように力を尽くしていただきたいと思っております。

次の質問ですけれども、国保税の一般会計からの繰り入れの点で、これも県内で一番国保税が低い町、医療給付費は高齢者も、医療給付費のほうはそんなに低くないよと、でも、国保税が一番低い状況にあるということで、本当に給付費が少し上がっているということは心配なわけですけれども、それでも、行政の町民の健康を守っていこうという取り組み、町民の人たちの健康を維持していこうという努力、そういうものが生きていますけれども、また、一方では医療機関、受けられる医療もなかなか乏しいというか、十分ではないという状態もあるということもあるわけですけれども、そういう中で国保税、県下で一番低いとはいっても、所得に占める割合というのは1割までもいかないですけれども、それに近い状況になっています。本当に国保税というのは重いわけで、低所得者にも苦しい負担ですけれども、所得のある人たちにもなかなか苦しい、最高限度額などを見ますと、社会保険などでは考えられないような額の最高限度額になっています。

今は、基金の保有額があるということで、それを使って値上げを抑えていこうというふうな考え、方針が出されていますけれども、先ほどの答弁で13市町が、一般会計からの法定外その他の繰り入れをやっていくということで、そういう市町は基金の保有額が十分でないためにやむを得ずやっているんだというお答えでしたが、うちの町でもこれから支払い準備基金を取り崩していくと、たとえ今はたくさんあるといっても、使っていけば減っていくわけですから、それに対してやはり支払い準備基金だけではなくて、一般会計からの繰り入れもやるべきではないかと、道をつけるべきではないかと、私はずっと言い続けてきているわけですけれども、していない市町が15市町あるというお答えでしたけれども、県内の町では何

町が一般会計の繰り入れをしていないのでしょうか。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） お答えします。

13市町は保険料の負担緩和を図るために、法定外繰り入れをしているというのが13でございます。それから、それを含めた法定外繰り入れ、何らかの理由で法定外の繰り入れをしている。例えば単年度の決算の補充、補てんとかいろいろありますけれども、そういう方々を踏まえると、27の保険者が法定外繰り入れをしていますので、42市町村から差し引きますと、法定外繰り入れをしていないところが15市町ありますということでございます。

それから、法定外繰り入れをしていない市町の町のほうということでございますので、ちょっと勘定をしますけれども、当町を含めまして8町村があるということでございます。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 私は、もっと少ないかと思って聞いたわけですがけれども、8町あるということですがけれども、でも、やはり8町しかないということも言えるわけで、やはり必要があれば保険料引き上げを回避するために、基金だけではなくて一般会計からの繰り入れもやるというふうにお考えにはなれないでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 考えておりません。先のことは先の方が考えればよいと思います。

議長（森 照信君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、これまでといたします。

これで、鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

次に、5番、原田全修君、発言を許します。原田全修君。

5番（原田全修君） 私は、川根本町の森林・林業・木材産業の振興についての質問をさせていただきます。

時代趨勢の中で、全国的に農林業の振興は容易ならざるところにありますが、農林水産省及び林野庁からは、特にここ一、二年、農山村の活性化及び再生に資する新たな支援策や地域振興のプログラムなどの提供が多く見られるようになっております。当町もこれに呼応した事業展開を図り、当町の産業振興につなげていかなければなりません。今回はその中で、かつてはこの大井川流域において圧倒的な雇用の場を形成していた森林、林業、木材産業の原価の低迷状況に歯どめをかけ、産業再生と雇用の場の回復に向けて、いかに振興を図るかというところにテーマを絞り、推進状況もしくは推進の考えをただしていきたいと思っております。

平成19年3月に策定されました第1次川根本町総合計画の基本計画、第3章産業経済労働分野の第1ページに書かれております、2016年の町のイメージ、これは策定10年後のイメージであります。途中を略しまして、「長い間低迷していた林業も、地元産材木の家づくりが盛んになるなど、明るい兆しが見え始め、荒廃していた森林も森づくり県民税による間伐が積極的に実施され、美しい森林が再生されました」というように表現されておりますが、

まさにこのような姿が今から8年後にあらわれてくるということを望みたいものであります。どのような施策をもって、このような展望を開いていこうとしているのかをただしたいというものであります。そこで、まず第1番目の質問として、ただいま申し上げましたような第1次川根本町総合計画では、森林・林業・木材産業の課題をどうとらえ、どう対応しようとしているのかをお伺いするものであります。

さて、農林水産省では、平成19年11月に副大臣を本部長とする農山村活性化推進本部を立ち上げ、農山漁村活性化のための戦略を策定したとの報道がありました。この中で、森林山村関係では、地域の雇用増加に結びつく森林整備保全や、森林資源の利活用への資源を山村地域の活性化施策として位置づけたということのようであります。また、林野庁では森林の整備、林業の再生を前提とし、21世紀を支える山村の可能性を探り、その方策を提示した山村再生に関する研究会を3カ月にわたり開催し、6月に中間取りまとめがされました。この内容は、林野庁ホームページや林業雑誌でも紹介されております。この研究会には、座長に東京農業大学の宮林茂幸教授、委員としては明治大学、小田切徳美教授といった著名の方、それ以外に一橋大学、上智大学の教授、みずほ総合研究主任研究員といったそうそうたる顔ぶれに加えて、全国でただ一人、市町を代表として当町の杉山町長が参加されており、さまざまな専門分野で活躍する総勢7人のメンバーでの議論から、教育、健康にも着目した新たな山村づくりへの提案がされております。

このような重要な研究会に、当町の町長が選抜されたということは、文字どおり山村の再生をリードするに全国で最もふさわしい首長であるとの評価があったからにほかならないことで、研究会の中間取りまとめ内容は、川根本町の再生の姿、当町の振興策に町長の熱意がそっくり投影されていることであろうと思われれます。また、この二つの提案報告は、相互に補完し合ったような内容でありまして、そのようなことから2番目の質問としましては、このような国からの提案報告を、当町の振興策にどう適用し、推進しようとしているのかをお伺いしたいと思います。

次に、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律、農山漁村の活性化法、平成19年に施行されておりますが、これに基づく農山漁村活性化プロジェクト支援交付金制度、いわゆる活性化プロジェクト支援交付金制度につきましては、平成20年度の当初計画事業でありましたてん茶、抹茶生産施設整備計画が頓挫したため、このプロジェクト支援交付金事業は、林業機械施設整備事業、これは事業主体が森林組合おおいがわであります。実施期間は平成20年から21年で、スイングヤーダ、あるいはプロセッサという新鋭機械それぞれ1台ずつを購入するという計画であります。これのみが残った形となりました。そこで、3番目の質問としましては、この更生農林業機械の導入により、どのような山村活性化事業の事業推進を図ろうとしているか、このことにつきまして、計画主体の長である町長にお伺いしたいと思います。

最後に、森林・林業・木材産業づくり交付金制度、これは平成20年度、林野庁からの制度

であります。この制度を平成21年度当町への適用に関して、どのような事業推進を図ろうとしているかを、これも計画主体の長である町長にお伺いしたいと思います。これにつきましては、さきに述べました農山村活性化のための戦略、農林水産省の戦略でも示唆されておりますが、11月6日の全員協議会のときに、平成21年度森林・林業・木材産業づくり交付金事業として、当町では農事組合法人川根美味しいたけ特用林産物活用施設整備を充てることで、関係部署間の調整を図っているとの説明がありました。

議会への説明資料には、森林・林業・木材産業の現状と課題としまして、川根本町の森林面積は、途中略しますけれども、民有林が約2万haあるが、このうち7から80歳級の林分が8,000haと多くを占めており、今後計画的な伐採や間伐を適切に実施していくことが重要である。それから、林業生産活動は財貨の低迷、林家の高齢化、担い手の減少により厳しい状況にある。そして、林業経営はお茶やシイタケ等の複合経営により成り立っているが、茶業の状況も厳しい状況にあると、このように現状と課題にあらわされております。そして、施策の方針としましては、生シイタケの菌床生産設備の施設の整備を行うことにより、地域の林産業の活性化と生産基盤の強化を図るとあります。また、口答での説明でありましたが、菌床シイタケの産地化を図るという説明でありました。

このような説明でありましたが、森林・林業・木材産業づくり交付金制度の適用に当たっては、指導推進体制の整備が次のように求められております。計画主体、これは川根本町になりますが、計画主体は事業主体による。これは事業主体というのは、川根美味しいたけ農事組合法人ということになりますが、事業主体による本事業の推進事業の実施について、関係行政機関、森林・林業・木材産業関係団体、学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に努めるものとするとしてあります。

食の安全が言われている折、この追い風を受けた事業展開は、地域振興の起爆になる可能性があると思われまます。ただ、この交付事業は森林・林業・木材産業の振興に結びつく、こういう事業であるということが不可欠であります。そのためにはそこに政策が必要であります。このようなことをかんがみまして、今後の事業の推進をいかに図るかをただしたい。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（森 照信君） ここで1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩前の原田全修君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、原田議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

す。

まず最初に、川根本町総合計画の中での森林・林業に対する位置づけであります。

まず、第1次川根本町総合計画における森林・林業・木材産業の課題と対応についてであります。当町は、「水と森の番人が創る癒しの里」を目指しております。大井川の水源地域にあり、豊かな水と森の自然を守るとともに、先人の知識と技術、知恵を受け継ぎ、水と森のプロとして都市住民との交流を図りながら、本町の自然を生かした茶業、林業、観光などの発展を図る姿であります。この部分は六つの分野別のまちづくりの方針、すなわち施策の大綱としては「お茶と温泉、人が行き交うにぎわいのあるふるさとづくり」、「緑と清流、自然に癒されるふるさとづくり」にあらわしてあります。

林業分野としてももう少し具体的に申し上げますと、消費者と結びついた農林業の振興を図ることとし、木材生産基盤の整備充実を図る木材の生産機能の維持充実に努め、森林の公益的機能の維持増進を図ることとしております。また、環境面としても豊かな自然の保全を図ること、景観に配慮した美しいまちづくりと表現しております。それに応じて、基本計画において産業・経済・労働分野においては、生産基盤の拡大と需要の拡大、森林の保全整備、森林空間の活用、人材の確保と育成であります。自然環境分野におきましては、自然環境の保全、自然の利活用、保全活動の促進、美しい景観づくりの推進、環境美化であります。これは産業である林業においては、山林施策と同時に行うものであります。

この考え方を端的に具現化したものがF S C森林認証取得事業であります。F S C森林認証においては、環境、社会、経済のすべてに配慮した森林管理が求められます。町としましては、町有林を取得し、町林業研究会メンバーを中心とした林家が牽引役となって広く普及をして、施策の遂行をしてまいりたいと考えております。

林業は、農業においては永年作物を扱う茶業や果樹園に似ている部分があります。森林管理には数年先、数十年先を見据えた施業またはその技術が必要です。一方で、収穫や出荷においては、世界情勢の急激な変化への対応や新生産システムや新流通システムといった国内の木材生産活動や、森林吸収源としての機能評価を見据えた対応が求められております。産業として、低コスト林業への転換を図る必要があります。町の計画においては、刻々と変化する情勢に応じて、森林組合や林家と協議を重ねながら、施策を展開していくこととしております。

基本的に総合計画に位置づけられた木材、あるいは森林の姿を追い求める施策を今後とも引き続き展開していきたいと考えております。

2番目の農山漁村活性化のための戦略、山村再生に関する研究会についての御質問であります。前者は農山漁村にある人材と農林水産物や伝統文化など、地域素材を地域力と考え、国の各省庁が連携して雇用を創出し、集落の再生、地域経済の活性化をテーマとしている具体的な戦略プランでありまして、助成制度なども示されております。山村の価値を再認識して、環境、教育、健康の3分野で、「もの かね ひと 情報」をもって山村を再生してい

く指針といたしますか、提言であります。私も委員でありましたので、研究会の会議におきましては、山村の実情等を発言をさせていただいております。農山漁村活性化のための戦略を認識した上で議論をしてきたつもりであります。

また、これらに代表される国の指針等やその背景である国内外の情勢を踏まえて、町の実情や課題を分析し、対応してまいりたいと考えております。

農山漁村活性化などの戦略をベースに町の動向をお答えしますと、新たな地域協働の形成におきましては、企画観光課を中心に本町の自然や歴史、癒しや食に関する勉強会を積極的に開催しており、今後も町内さまざまな場所でのエコツアーの開催を計画するなど、地域の魅力に触れながら、環境保全、観光振興、心身の癒しにつながるエコツーリズムに取り組んでいきます。また、建設課と事業課を中心に町内5地域において、農地・水・環境保全向上対策事業を進めており、農地、排水路、農道などの補修管理や生態系保全としての蛸等の生物の育成、また、景観形成としての荒廃農地やのり面への植栽などの活動を実施しております。また、中山間地域等条件不利地域への支援への対応は、産業課、事業課において町内6集落において、耕作放棄地発生防止や多面的機能を確保するため、中山間地域直接支払い事業や鳥獣害対策事業を実施しております。

農林水産業に関連した雇用の創出につきましては、先ほど言いましたように企画観光課中心のグリーンツーリズム事業ですが、大井川鉄道、島田市、川根本町を構成員として都市住民が参加するツアー等を実施しており、地域内の資源の発掘や連携強化による内発的な交流ビジネスを育てるモデル事業に取り組んでおります。また、産業課を中心に森林整備や木材の利活用促進に取り組んでいるところであります。

また、農山漁村活性化のための定住等及び地域間交流促進に関する法律に基づく、農山漁村活性化プロジェクト交付金においては、現在、当町の森林状況は人工林1万4,000ha、うち58%の8,200haが31年生から50年生となっており、森林資源が充実してきております。一方で、御承知のとおり木材価格は依然として低迷しており、林家は出荷することができない状況にあります。

このような中、平成19年、事業主体である森林組合おおいがわから高性能林業機械導入の要望がありました。補助金または交付金は、事業要望があった時点で最も採択されやすい制度を選択いたしますので、高性能林業機械導入事業におきましては、静岡県と協議をしまして、農山漁村活性化プロジェクト交付金を選択いたしました。平成20年度にスイングヤーダを、平成21年度に造材機械でありますプロセッサを導入することになっております。これらを用いて、木材の搬出コストを削減し、生産に係る林家の負担の低減化を図り、出材量を増やしていこうとするものであります。

また、機械を購入しただけで出材が増加するものではありません。私も林家でございますので状況はよく承知しておりますが、取り扱う森林組合の営業努力と林家の協力、作業員の習熟による効率的作業などが充実してきて、出材量が増加してくるものと考えております。

町においては、林家に対する啓発活動、または造林事業に対する補助金においてバックアップしていくこととしておりますが、特に簡易作業路の開設については、どうしても必要な事項でありますので、今後特に力を注いでいきたいと考えております。

森林・林業・木材産業づくり交付金についてであります。この制度は、主に林業構造改善を図るためのものです。平成21年度において菌床栽培の菌床製造と菌床シイタケの販売業務をとり行う農事組合法人川根美味しいたけの加工流通施設の整備事業であります。経過を説明しますと、平成19年10月に農事組合法人の前身であります川根美味しいたけ組合から事業要望があり、県と協議を重ね、この交付金事業で実施していこうという方向づけをいたしました。国内の菌床栽培、菌床シイタケの需要は現在拡大中であり、安定供給すれば安定需要が確保されること、菌床シイタケ栽培に係る新規就農者が町内で2名おり、町外にも参画する新規就農者がいることなどに加え、加工流通施設においてはパート従業員の創出が考えられます。これこそまさに議員の質問にありますように、農村漁村活性化のための戦略に掲げられております農林水産業に関連した雇用の創出と考えております。

事業主体は組織を任意団体から農事組合法人に組織化しておりますし、組合員の中には昨年度シイタケにおいて農林水産大臣賞をとった優秀な技術を持った組合員もおります。これらのことから、町としても県への協力をお願いして、事業実施に向けて鋭意努力しているところであります。

以上、四つの制度について、町の考え方について御説明を申し上げます。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 川根本町の森林・林業・木材産業の振興、これに基づく地域の活性化ということで質問をさせてもらっているわけなんです、ただいまの町長の答弁でまだ、幾つかの不明なところがありますので、質問を重ねていきたいと思っておりますが、この大きくて四つにあえて分けてはおりますが、すべてこれは同じ時限で申し上げていきたいと思っておりますので、話が相前後すると思いますが、お許しを願いたいと思っております。

一番最後に申し上げました森林・林業・木材産業づくり交付金制度の導入に当たって、川根美味しいたけの菌床シイタケの栽培工場をつくるという、この件であります、質問にありました幾つかの当地の現状と課題、これに対応できるような形の政策がこの中に入っているかどうか、ここがかなり重要な点であろうかと思っておりますので、その点についてお尋ねをしたいと思っております。繰り返し申し上げますと、私どもに配付された資料の中には、先ほど申し上げましたように、課題としまして、計画的な伐採や間伐を今後実施していかなければならない、あるいは林業生産活動は厳しい状況にあると、林業経営も厳しい状況にあると、こういったような課題に対応して、今度の制度活用でこの事業展開が図られる。これとのつながりがいま一つはっきりしておりませんので、この点についてまずお聞きをしてみたいと思っております。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 冒頭の答弁で申し上げましたように、町内の住民も加わった団体から、こうした菌床生産施設の整備に伴う要望がありましたので、県とも協議した結果、その要望にこたえるには、この制度を適用するのが一番適切かということで、この交付金制度を利用しております。また、今後計画的な伐採、間伐あるいは担い手の状況に関しては、それぞれ広範囲な取り組み、あるいは広範囲な連携を通じて取り組んでまいりたいと考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） それでは、答えになっていないわけでありまして、当町の非常に厳しいこういう現況に対して、国がこういう交付金の制度をつくった、それを適用していこうとするときに、菌床栽培をしたいからこれに対して支援をしていくんだという程度だけでは、これは当地の活性化にはつながっていかないと思うんです。あくまでも森林・林業・木材産業づくり、こういったところの振興に役立っていくんだと、こういったつながりがあるはずなんです。それは、そういった基本的なところがあるはずなんです、その点もう一度確認をしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 当町の農林業者が、先ほど言ったように、さまざまな取り組みをしながら暮らしを支え、あるいは森林管理あるいは農地の保全を行っているというふうに思っております。兼業農家の方、お茶を主体に山をやる方、あるいはお茶を主体にこうしたシイタケをやる方、さまざまな形で、それぞれ第1次産業を担っていただいているというふうに思っております。その中で、シイタケ栽培をやっていた方々が、さらに組織を拡大して、シイタケ生産、菌床栽培をやりたいという、そういうことが定着すれば、当然この地域の雇用の確保になりますし、その方々がまた核となって第1次産業のさまざまな発展が図られるということで、大変必要な事業だというふうに考え、それを支援するためにこの交付金を活用することを提案しております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 私ども議会は、昨年の8月に全国の行政区といいますが、市町の中で、このシイタケ栽培にかなり熱意を持って取り組んでいるところを視察研修に行つてまいりました。鳥根県の奥出雲町であります、この奥出雲町は、100%町出資の第三セクター、有限会社をつくっております、ここで相当量な、これ現在日本一の生産量を誇るとあるんですが、原木生産からすべて循環できるような形のシイタケ事業に取り組んでおるわけです。

ですから、山も活性化する、林業も活性化する、もちろんここに従事する人たちも所得保障もされている、いろいろな形でこの町の活性化に取り組んでいる姿を見て、感動を受けました。こういったようなこの当地にあります94%を占める森林ということはどうやって生かしていくのか、こういったところへ視点を置いた政策があつてしかるべきだと思うんですが、そのところをどうなんですか、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） この菌床シイタケに関しては、そうしたやりたいという民間の意欲ある方々が存在するわけですので、その方々を支援することで、農林業、あるいは地域の振興を図っていきたいというふうに考えております。また、今後、こうした大変需要が低迷する中で、町としてどのようにかかわっていくのか、そういった分野があれば、町としてかかわっていく部分が当然出てくるとは思いますけれども、基本的にはこうした農家の方、あるいは林家の方、そして組織協業体が自主的な活動をする中で、地域の農林業が守られていく、それが本来の姿だというふうに思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 先ほどの茶業に関する一般質問の中で、同僚議員が、町としては姿勢、方向をまず示すべきではないかと、こういう御指摘がありました。私も全くそのとおりであります。その感覚のとおりではありますが、これにつきましても、この事業を見させてもらいますと、3億円余りの工場をつくと、そして国・県から約2億円の交付金をいただくと。物すごい大きな予算といいますか、税金を注ぎ込んでいただくということになるわけなんです。先ほど言いましたように、追い風がある中でこういった事業に着手するということは、これはビジネスチャンスというものはいいんではないかと思っておりますが、全体の地域の木材産業、林業、こういったところを活性化するためには、やはりもっとトータルで物考える必要があるのではなからうか。ここの今度の美味しいたけは、原料の購入はある業者から仕入れると。要するにこの地域の産材を全く使っていないわけなんです。ですから、この辺のところを現状はこうなんです。将来はどうするんだとか、こういった方向があるはずだと思うんですが、それはいかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 菌床シイタケの場合には、菌床の確保というのが大きな課題でありますけれども、この組合は、そうした業者、あるいはノウハウを持っている業者と連携しながら、その確保をしながら営業をやっていくというふうに聞いておりますので、当初はそういう形になるかと思っております。また、一定の需要とかあるいは見込める中で、これは現地で加工、あるいは菌床も生産したほうがよしとなれば、あるいはそういったことをビジネスチャンスとして、また、生産する組合、あるいは団体が出てくれば、それも一つの広がりになってくるのかなというふうに思っております。

いずれにしましても、採算を考えながら、それぞれ関係者の中で協議して進められる事項でありまして、それに関して行政が指導的な立場というか、状況ではないというふうに思っております。現時点では、この菌床を入手してそれを栽培するところに特化する、このやり方というのも一つの方法かというふうに思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 私、今の町長の答弁に対しては、かなり落胆をしてしまうわけなんです。実は、御承知のように、森づくり再生事業というのは、静岡県県の県民税を使ってやって

いる事業であります。間伐をして、例えば列状間伐をして、その間に広葉樹を植えていくんだと、針広混交林をつくっていくんだと、例えばこういうような話があったりするわけです。そういったときに、杉、ヒノキだけではなくて、広葉樹もふやしていこうではないかという動きが静岡県の中にもありますが、こういうようなときにこそ、この菌床シイタケを立ち上げる。同時に地場のものを使っていくんだという将来設計があつてしかるべきではないかというふうに思っておるんですね。

そうして初めて森林・林業・木材産業づくり、この地域の、これになっていくんではないかと思うんですが、この感覚は絶対に持っていくべきだろうと思っっているんです。立ち上がる、やりたいグループが立ち上がってきたから、それに対して支援をする、それだけでは、この地域の森林・林業の活性化、木材産業づくりの活性化には、振興には何も役立っていないではないか、そんな感じがするんです。そういうふうな思いがしているわけでありまして。その点について、やはり先ほど申し上げました森づくり再生事業、こういったようなところと絡めてやっていこうという政策は思いつきませんか、思い浮かびませんか。お聞きいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） さまざまな活動をする団体、あるいは個人、そういったものの総体として、地域の農林業が活性化するというふうに考えております。その中で、彼らはこうした方法をとったということで、それを支援していく。また、理想としては、当然菌床の原料も町内から調達するというのが理想かもしれませんが、過去盛んに行われた時点、町内では原木が採算性の問題も、あるいは資源量の問題から足りなくて、山梨あるいは群馬から導入した経緯がございます。そういったことを考えれば、やはりそういった状況を踏まえて、自分の所有山林にシイタケ原木を植えるかどうかというのは、それぞれの経営戦略の中で位置づけられるものであるかと思っております。

また、町有林の場合は長期的な視野の中で、そういった政策をして、その補完的な資源確保に努めるという手はあろうかと思いますが、基本的には民有林政策として杉、ヒノキを転換して、シイタケ用原木を植えるかどうかというのは、それぞれの戦略にアろうかというふうに思っております。町といたしましては、そうした苗木の生産とか、あるいはそういう栽培技術、そういったものは当然指導していきますけれども、どういう山にしていくのか、どういう資源内容にしていくかというのは、それぞれの経営の状況により、あるいは労働力の確保の状況により変わっていくのではないかと思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） やはり空回りを始めたようなので、少し視点を変えていきますが、こういう制度の活用にあたりましては、関係諸団体、先ほど申し上げましたけれども、森林・林業・木材産業関係、学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図らなければな

らないんですが、全協のときの質問では、川根本町の川根本町林業振興対策協議会で了解がとれていると、こういうふうに説明がありました。彼らにどのような説明をして、どのような了解がとられていたかということ、この事業に関してお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 林業対策振興協議会では、こうした要望があって、それを森林・林業・木材産業づくり交付金による事業として行うというような説明をしております。10月21日の会議において、特用林産物活用施設整備事業の事業計画の説明という形で説明をしております。その際、皆さんから特段これに対する意見というのは聞いておりません。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） それでは、これは来年度予算に申請をしていきたいということで今進めているところなんです、そういうことでは、整合、まだ関係機関との調整がとれていないというように受けとめるんですが、私は具体的にこういった企画をするときに、当然ながら、最低こういった協議会、林振協というところに重きをおいて協議を重ねてするべきだと思っているんですが、森林組合おおいがわ、大井川地区林業研究協議会だとか、建築・大工組合だとか、あるいは林業家とか、こういった方々の意見というものを相当組み込んだ形で、制度を活用していく必要があると思うんです。まさしくこれは森林・林業・木材産業の活性化というところでやるんだということに基本がなければいけないと思うんです。ですので、林振協とは今後どのような形で協議を進め、調整をし、協力を仰いでいくか、その辺についてはどうお考えでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今、言ったように、林業振興対策協議会では、この計画に対して特に異論というのは出てこなかったということであり、今後、例えばこの組合がこの事業に関して、中・長期的な展望も含めて地元の原木調達の意向とか、あるいは原木シイタケとの販売の連携とか、そういった話が出てくれば、当然そうした中で議論をしながら、町としてどういうふうにそれを連携していくのか、議論をしていきたい。現時点では、とにかくこうした新たな菌床栽培の取り組みができたことに対して、皆さん、頑張ってもらいたいというように、そういう御意見でありました。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 活性化プロジェクトにつきましても、これは裾野を広げていって地域振興に役立たせていくんだということで、例のてん茶の騒動につきましても、恩恵をこうむる農家は数百軒にも達するんだというようなところから、基本的には賛成していくんだというそんな空気があったわけなんです、今回のこれにつきましても、やはり裾野が広がっていくんだと、林業家あるいは木材を扱っている業者さん、そういった方々に最終的には恩恵がある、ひいては地域振興になっていくんだということではない。このような政策をしていく必要があるだろうと思うんです。ですから、私はこの事業そのもので、仮に今、町長がお

っしゃったそれだけのその範囲で進めていこうとするならば、同時進行で、あるいは並行して、本当の意味の森林・林業・木材産業、ここに携わる業界の方々の振興策を同時に考えていくべきだろうと思っておるんです。その辺についてはいかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 当然この美味しいたけ組合の事業とは別枠の中で、全体として当町の林産、あるいは森林の振興を図っていかなきゃあかん。その中の一つとして、こうしたシイタケ組合の取り組みがある、あるいは林業そのものの木材生産に対するさまざまな取り組みがある、いろいろな中の総和としてこの地域の活性化が図られるというふうに考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 完全に遊離したものをそれぞれ進めるのではなくて、一体化してこういった事業に取り組んでいく必要があるだろうと思うんです。制度を活用するこの工場は、その工場でもちろんいいわけなんですけど、例えば混交林をつくっていこうではないかと、後ほどちょっと触れたいと思うんですが、今、鳥獣害被害でこの町内もいろいろなところで被害をこうむっているという現状もあつたりしますと、今、杉、ヒノキだけの世界をもっと混交林化していく必要があるだろうと。鳥獣被害も抑えていく必要がありますし、森林レクリエーション等にも活用していく山づくりをやっていかなければならないだろうとか、そういういろいろな多面的に山を使っていこうという、そういったようなものとあわせてこの事業が推進されるということが、望ましい姿ではありませんか。その点についてどうお考えですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） この組合の方がこの地域でこうした事業を起こし、それが定着されて経済的にも安定し、あるいは担い手育成にもつながり、あるいは地域の雇用につながる、そういったことのそれぞれの頑張りが、地域全体の底上げになっていくというふうに思っておりますので、このシイタケが現在の計画の中で頑張ってください、また、将来さまざまな連携ができてくれれば、さらに地域に対する経済的な意味での、あるいは地域づくりの波及効果は大きいと思っておりますので、頑張りを期待しているところであります。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 非常に観念的な、抽象的なそんな答弁のような気がしてしょうがないわけなんですけど、自然発生的にそういった雰囲気ができ上がってくればうれしいということではなくて、やはり積極的にこういったチャンスを使って、町の指導性というものを発揮していくべきではないのかと。林業経営、林業振興に関してちょうどいい千載一遇のチャンスだという形でやっていくべきではなからうかというふうに思うものですから、このような質問を繰り返してまいりました。

町長がメンバーの一員として参加されました山村の再生に向けて、サブタイトルが、環境

教育・健康に着目して21世紀を支える山村づくり、この研究会の中では、多分に私が今申し上げたようなことも含めたような議論もされたのではないかと考えています。その一つに、このような見出しがあります。地域経済の活性化という大きな目的の中で、農山村の雇用の創出ということで、120万人の小学生を農村に受け入れる子供農山漁村交流プロジェクトの推進というのが、大きな柱として載っております。実は、静岡県はまだこれに対して乗り出していないわけなんです、こういったようなものもこの地域としては取り組んでいく必要があるかなというふうに思うんですが、町長、参加されてこういった議論もされてきていると思うんですが、この辺のところについてちょっと、ついでと言っては申しわけないんですが、お伺いをしたいと思っています。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） この議論の冒頭、卒業式第1回目は私、欠席いたしましたけれども、その議論の中で、やはり山村のよさというものを生かした政策展開をしていかなければ、山村はおくれている、あるいは山村を都市に近づけようという発想では、これからの山村再生はならないということで、第1回の議論が集約されております。私も同感でありますし、そのようなレポートも第1回目提出しております。そういった中で、環境のよさを、山村のよさを生かす施策として、どういうキーワードがあるかということで、このたくさん議論されましたけれども、集約されれば健康・教育・環境という、そういったもので集約されるのではないかと、これを生かしたまちづくり、地域づくり、山村づくりをしていこうということで、さまざまな施策について話し合われたところであります。

そうした中で、これを受けて主管が林野庁でありましたので、今後の林野庁の施策に、あるいは農林水産省の施策に予算化して頑張っていきたいというようなことで、この検討会の成果が生かされるということで聞いております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） このくらいに、子供たちもこの農山村へ来てもらって、新たな雇用に創出していこうではないかというところに、地域経済の活性化というところで大きく取り上げられているものであるわけなんですね。ですので、先ほどのところにまた戻りますけれども、このシイタケ栽培というようなことになりますと、やはりそこにパートさんが誕生するから雇用の拡大につながるんだというような、そんな狭義な話ではなくて、狭い話ではなくて、山が生きてくるんだと。この94%もの山が、森林が大いにこれから生かされるチャンスが今、到来したんだというところから考え方が必要だろうと。そういうことで、この戦略会議、あるいは山村の再生に向けての中間報告の中には、地域の雇用増加に結びつく森林整備、保全や森林資源の活用への支援と、こうなっているんです。

ですから、ここのところへ一番基本を置いた林業政策がなければいかんのではないかと、そんなふうに思うわけなんです。私は余りに耳をふさぎたくなるような言葉にトンネル予算なんていうことがあるんですが、国からいただいた税金を、この事業者に渡すと。渡すだけだ

ったら確かにトンネルなんです、今回のようなケースは、確実にそこに政策が入っていないかならぬと思うんです。ですから、その政策導入というのをどうしてもやっていただきたいというふうなお願いをしていきたいと思っております。

この中で、やはり関係してくるんですが、先ほど町長の話の中にも、鳥獣被害防止ということで、実は昨年林野庁でつくられた鳥獣被害防止特別措置法というのがあります。こういったようなこともこれから導入しまして、適用してもらって、その山の木の被害だけでなく畑の被害も相当出ているというふう聞いておりますので、こういったところへも手を入れていただきたいと思っておりますが、この点について1点お聞きしたいと思っております。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 鳥獣害特措法に関しては、町も計画申請をするつもりで、今、準備を進めております。また、当然、特措法の適用を受ければ、やらなければならないという部分もございますので、当町の実情に合わせた計画づくりをしていこうとして検討しております。最終的に完全にそれを申請するかどうかというのはまだ決定しておりませんが、申請する方向で検討をして、鳥獣害被害というものを極力減らしていく対策を講じていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） その点については、ぜひよろしくお聞きしたいと思っております。

先ほどのお話の中で、森の力再生事業という話を出させてもらいました。こういった事業と連携をした形で、先ほどの菌床シイタケ栽培工場との循環をつくっていったらどうかというふうに、私は頭の中では思っているわけなんです、この森の力再生事業のことについてちょっと触れさせてもらいます。

現在、当町でこの森の力再生事業が適用できる山というのは、民有林2万haのうち2,300ha余りということで、約1割強というふう聞いております。こういったところを、この事業へもっと民間の業者が参入していくというような形で、雇用の拡大にもつながっていくのではないかと考えておりますが、現状の森の力再生事業に関して、町長はこれからのように進めていったらよいというふうに思っておりますか、見解をお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 私も森の力再生事業には、その当初の段階から加わっており、また、どういった経緯でこの制度ができたかも十分承知しております。最初は、何で個人の山に支援をしなければならないというところから始まった制度でありますけれども、ようやく県下の御理解を得て、上下流、あるいは都市と山村という間の中でこういう支援体制ができたということで、大変評価している制度であります。また、これは5年後に見直すということになっておりますので、その見直しがいい方向に進むよう、単年度ごとしっかりと対応を山側の山村としてもしていかなければならぬというふうに思っております。私も当初から

この事業を積極的に活用することがまず必要で、また、その次にそれを有効に活用することが大事であり、また、その後もしっかり波及効果が出るように山村として受けとめることが必要で、その3点を注視しながらこの事業に取り組んできております。事業量も確保してまいりましたし、実際手入れの行き届かなかった山が、この事業によってきれいになったり、あるいは作業道がつけられたりということではいろいろな効果が出てきております。特に大きな効果と言えるのは、議員も御心配されたように、地域の雇用がこの事業によって生まれてきたということでもあります。

もちろん森林組合はこの事業の消化に大変苦慮している部分もありますけれども、その分、農家、林家の方、あるいは新たな労働力の確保でその事業に対応して、そういう雇用が生まれてきたことと、公共事業が大変厳しくなっておりますので、新たな建設業、あるいは工事関係者の企業が、そういった分野でもノウハウがある企業が進出をしておりますし、また、進出を計画しております。もちろん資格の取得とか講習会等手順を踏まなければなりませんけれども、そういう新たな雇用が生まれてきたということは、この事業の大きな成果ではないかというふうに思っております。また、全県下的に見ると、大変コストだけで参入して、結果として山を荒らしてしまったというような新たな産業というか、企業の参入もありましたので、それでは本末転倒でございますので、そうした経費だけ、要するに事業量を確保して収益だけを目的としたそういう山林施業が行われないよう、川根本町としても十分注意していきたいと思っておりますが、現時点ではそういった傾向は見られておりませんので、新たな雇用の創出、あるいは新たな団体の森林に対する参入の契機として、大変うれしく思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 先ほど申し上げましたように、民有林2万haのうち約1割強だと。これはどういうところが該当するかといいますと、これは幾つかのゾーン分けがあって、水土保持林だとか、資源循環利用林だとか、いろいろなこの呼び名があるんですが、この水土保持林というところの中で、保安林に指定されていないところがこの森の力再生事業に該当するということになるわけなんです。それが私から言わせると2万haのうち2,300、約1割強、これでは少な過ぎるといいますか、こういう制度をうまく使って、このゾーンというものを変更するなり、こういった手続を経れば、もっとこの対象枠が広がってくる、そして業者も参入しやすくなる、そんなような働きかけも必要ではないかと思うんです。森林・林業に雇用の拡大を図っていくという形の中でいろいろな取り組みがあると思うんですが、このゾーニング変更についてのお考えを示していただきたいと思っております。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） ゾーニングの問題を単純にこの森づくりの事業、森の力再生事業だけの観点から論じるのは、少し課題があるかなというふうに思っております。本来、こういった森の活用、森の力を多面的な力を生かすために、こういうふうには三つのゾーニングに分け

てきた。もちろんゾーニングの分け方自体は、まだ大変短期間でゾーニングをしたという経緯がございますので、見直しをする必要はあろうかと思えますけれども、森の力再生事業が受けられないから変更するというような考えは持っておりません。また、今後、新たな森林計画を作成するときに、中長期的な視野の中でゾーニングを変更する場合は当然出てきますけれども、そうした一つの事業を対象とした変更というのは、では、次の事業ができた場合に、また対象の変更という堂々巡りになってしまいますので、中長期的にゾーニングは考えていきたい。また、この森の力再生事業が何で水土保持だけに対象とされるかということに関しては、冒頭言ったように、大変この制度ができるときに都市側の方との議論があって、そういう中でみんなが合意する方法として、大変公共性の強いと認定された水土保持林、土砂の流出を防ぎ水源涵養をする水土保持林を流域全体、県全体で守っていこうということで、この制度になっております。また、資源循環林は、木材生産する中で山を守っていくのが本来ではないかということで外れた経緯もございます。また、共生林は共生林で制度がございますので、そうしたところでやっていく。そういった経緯があるということも御理解をしていただきたい。

ただ、5年後に見直しになっておりますので、あと2年ですか、そういう形でありますので、そのときには今までのそうした皆様の意見を県の森林審議会等でも反映させながら、本来みんなが納得する、より効果的な制度に改めていく、そういう意味での意見交換は必要かと思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 私は、この森林・林業を取り上げておりますのは、この地域に雇用の拡大をもっと図るべきだという、そういった考え方からこれをテーマにさせてもらっているんですが、ゾーニング変更について、ゾーニング変更することによって対象林が広がってくる、そこに参入業者が入りやすくするという、これは一つの作戦だと思うんです。ですから、雇用を拡大するためにはどうしたらいいんだと。あの手、この手でそういったようなものを考えていく必要があるんだろうと。菌床栽培にしてもそうなんです。そういったものになっていかないと、裾野が広がっていかないと、幾ら事業を展開したといっても、結果がついてこない、出てこないではまことに残念なことであるわけです。岡部町とか川根町では、この森の力再生事業が始まって以降、ゾーニングの変更をしておるということを知っております。我が町だっても、それに同調する手はあると思うんですね。そういうことをぜひ考えていただきたいと思っておりますが、町長は岡部町や川根町の現況というのを御承知でしょうか。これが最後の質問になろうかと思っておりますので、その辺のところを確認させてもらって、森の力再生事業と先ほどの菌床栽培だとか、こういった森の力を使った事業展開が大いに図られていくことを期待して、質問を終わりたいと思っております。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議員が主題に挙げております森の力再生事業というのは、都市と山村

の根底には信頼関係、連携関係で成り立っている事業でございます。年間8億円の資金が上流に投入されております。これを今後とも維持することは私も大変重要なことと思っておりますし、でき得ればさらに拡大してほしい。そうなれば、上流側の対応というのは大変重要になってくると思います。事業量を確保するだけのためにエリアの変更とかをやっていけば、当然山村側の信頼というのは都市側から得られないというふうに私は考えております。そういう意味では、森林計画策定時に目的を持って、このエリアはこういう状況、あるいはこういう森林内容だから、こういうゾーニングにしていくという明確な目標というか、理屈があって変更していく場合には理解されると思いますが、ただ単純に、議員はそう言っているとは思いませんけれども、森の力再生事業のエリアを拡大するためにゾーニングを変更するというのは、都市と山村の信頼関係に大きな影響を与えるというふうに私は考え、そういう意味での変更は行っておりません。

ただし、冒頭申し上げたように、エリア分けというのが大変短期間に行っておりますし、また、林小班を重点的に、林班を一つの単位として区分されておりますので、今後必要に応じて見直す必要はあろうかと思っております。岡部町、川根町がどのような理由で変更されたかということに関しては存じておりませんが、変更しているということは森林審議会等でも議論になっておりますので、それは十分承知しております。

議長（森 照信君） これで原田全修君の一般質問を終わります。

次に、6番、澤畑義照君の発言を許します。澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） 6番、澤畑でございます。通告に従って、2点ほど質問をさせていただきます。

1点目でございますが、災害対策についてでございます。

これは皆さん御存じのように、7日に防災訓練が各地区で行われている中で、行政としてもいろいろ防災対策について一生懸命頑張ってくれているというふうに私は認識しておりますが、特に本町におきましては集落が点々としてありまして、東海地震等が来た場合にはどうなっていくのかという想定がなされるわけでございますが、報道によりますと、12月2日には焼津で震度1の地震が発生しておりますし、これが震源地が駿河湾と、それから宮城県でも、三陸沖を震源地とした震度3の地震が発生をしております。私たちうっかりすると、まだまだ来ないと、東海地震、来るや、来るやと言っているけれども来ないではないかというふうに思っているわけですが、改めていつ地震が起きるかということを考えて、私はあえてこの質問をさせていただいたわけでありまして、東海地震等を想定した対応計画について、お伺いをしたいと思います。

それから、2点目ですが、これは教育長さんをお願いをしたいんですけども、小中学生の学習指導と家庭生活の課題、最近の小中校生の態度はどうだろうかということをいま一度見直してみる必要があるのではないかと、そういう意味でこの質問をさせていただきました。学校生活が主であります、その学習の態度の状況は、現状はどうだろうか、また、その

課題、今考えていらっしゃる各学校の課題、学習の態度についての課題は何だろうか、それから、家庭生活の実態、どのように把握されているのか。よく教育は家庭からというようなことを申しますけれども、その実態を子供は子供で学校生活を、家庭だからそこに任せるというふうなことではなくて、どのように家庭生活の実態をつかんでいるかということ、それから、それに対してどのように対応をしているかということでもあります。

それから、2点目としては、21年の、来年の4月から学習指導要領が移行されるわけでございます。新学習指導要領が移行されるけれども、教育課程、各学校で組んでくる教育課程編成にどのように生かしていったらいいだろうか。また、こういう地域性もあるわけですから、その地域性に富んだ特色ある学校づくりとの関連をどう図っていくか、こんなことを教育長さんにお聞きしたいと思っておりますが、何せいろいろ考えてみるに、学習指導要領が新しくなるということは、今までのゆとり教育からそうでないもの、詰め込みとは言いませんけれども、時間数も大幅にふえてきますし、それから土曜日もいろいろな形で今後学習体制に入っていくのではないかと私は危惧していますけれども、どちらにしても子供や教師に負担はかかってこないのかどうなのか、こんなことも危惧するわけでございます。

いろいろ申し上げましたが、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

以上です。

議長（森 照信君） ただいまの澤畑義照君の質問に対し、町長及び教育長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 防災対策について、私のほうから説明をさせていただきます。

平成16年10月に発生した新潟中越地震の際、長岡市など7市町村で61集落が孤立し、山間地を襲う地震災害において孤立は避けられない課題になっております。川根本町においても、山間地の町ということで、地震が発生した場合、同じような状態になってしまうことは想像できるところであります。

まず、防災上の課題として孤立対策が挙げられます。孤立集落の対策としましては、平成18年度から県の中部地域防災局と共同し、町内各地域を踏査し、現状の把握に努めてまいりました。特に孤立の場合、山崩れ、がけ崩れ等により道路が分断されることが予想されるため、航空機を使った孤立予想集落へのアクセスを前提に、飛行場外離着陸場等の選定を優先して実施してまいりました。ヘリポートの確認でございます。航空機を所有する陸上自衛隊、県防災航空隊、県警等の訓練で航空機を運用し、町内で訓練を実施したい等の打診には、臨時ヘリポート及び飛行場外離着陸場の検証として積極的に訓練を受け入れ、実施してまいりました。ヘリポートについては、今年度孤立予想集落を有する地区の御協力をいただき、11月には、陸上自衛隊から航空機運用を担当される方に来庁いただき、現地を確認していただきました。さらに来年2月には、県内で自衛隊航空機を使用した孤立対策の訓練が実施され、本町においては小型機1機、中型機の2機、計3機の航空機を使って離着陸の検証ができる機会をいただける予定になっております。

このような現状把握の結果をもとに、孤立予想集落の防災対策をまず第一に、孤立予想集落にお住まいの方、住民の方に、いま一度自分の住む集落が災害時に孤立するおそれがあることを再認識していただくこと、そこから集落が孤立してしまったときに何が必要で、どう対処したらいいか考えていただくため、地区ごとの防災座談会を現在実施しております。この中では、予想される東海地震について、発生メカニズムから、地震が発生した場合に町内でどのような被害が起こりそうなのかを、県の第3次被害想定結果をもとにお話しし、さらに過去の災害の教訓から、防災対策で重要である家具固定、住宅耐震化について必要性を再確認し、各地区の避難場所、防災資機材の備蓄場所、防火水槽の位置、急傾斜地や土砂災害の危険箇所を大きな図面に書き入れながら、各地区の実情に合った防災対策をお話しさせていただきます。

お話をさせていただく中で、各集落間の通信手段がなかったり、資機材で不足しているものがあつたりと問題点が浮き彫りになり、即対応が可能なものについては早期に対応し、時間がかかるもの、金銭的に高額なものについては検討課題として取りまとめをしております。その中で、さまざまな取り組みを過去行ってきましたが、防災資機材の整備事業等を継続に行ってきた結果、各地区における基本的な防災資機材についてはほぼ充足の域に達しているように見受けられます。ただ、地区の構成が単一集落で一つの地区を形成している場合もあれば、複数に点在する集落で一つの地区を形成している地区もありますので、地区の人口などから見ると充足していても、地区の中央部に集中し、点在する集落には何も無い場合もあります。過去の地震災害等でも、山間地集落の孤立は必ず起こり得る現象であり、今後は地区の中でも適正な資機材等の配置など、活用方法を重点的に実施する必要があると考えております。

町の施策としては、孤立対策として自助、共助ができ、万一孤立しても地区集落の中で活動が可能な地域防災組織の育成を目標に、防災対策を進めてまいりたいです。しかし、これは災害が発生した後の対策であります。今後の防災対策としては、今まで取り組んできた災害発生後の対策に加え、災害が起こってしまったときの被害軽減を目的とした予防の防災に重点を置いて取り組むつもりであります。災害が発生した場合に最優先されるのは人命の確保であります。町を構成する最小単位は各家庭であります。現在まで各種訓練を通じて町民の皆様には3日分の食料、飲料水の備蓄など呼びかけてまいりました。まず各家庭において災害が発生したときに被災しない方法として、家具の固定、住宅の耐震化の推進が挙げられると思います。家具の固定につきましては、18年度から町内在住で高齢者、未就学児童、体の不自由な方がいる世帯を対象に補助事業を実施し、今年度まで200世帯、852カ所の固定を実施しております。住宅耐震化については、県の事業である「T O U K A I - 0 (とうかいゼロ)」を通じ、耐震診断、耐震補強工事の補助事業に取り組んでおります。

防災訓練の話が出ましたが、町内各自主防災会においては、毎年2回行われます防災訓練に関して、その都度、県の防災訓練に関する重点項目を提示されますので、その重点

項目に沿った形で各自主防災会に訓練を計画していただき、事前に計画書、事後に実績報告をしていただいております。各自主防災会の規模、地理的条件により訓練内容は異なりますが、それぞれの自主防災会の抱える問題について反復して訓練を実施していただいていると認識しております。

焼津の地震の話がございましたけれども、各地で起こる地震については気象庁から発表され、県を通じ、町へ情報をもたらされます。地震についてはさまざまな研究をされている方が多くいらっしゃり、無数の地震情報があふれております。行政としてはさまざまな情報の中から情報を選別し、皆様にお渡ししている責任があります。そういったことから、特に国の観測機関である気象庁の情報は重要視しており、気象庁から発表される情報の中に、現在のところ東海地震に直結するような変異等の発表はありません。いつ起こるかわからない東海地震でありますので、日々発表される地震情報については、情報を確認しているところであります。

以上であります。

議長（森 照信君） 教育長、澤村迪男君。

教育長（澤村迪男君） 議員からの質問に順次回答いたします。

1点目の一つ目ですけれども、小中学生の学習態度の現状と課題です。

小中学生の学習の態度は大変いいです。現状をごらんいただくのが一番わかりいただけるかと思っておりますので、ぜひ足を運んで見ていただきたいと思います。どなたさまに見ていただいても、決して恥ずかしくない学習態度で授業に取り組んでおります。しかし、個々においては幾つかの課題もあります。一、二挙げますと、自分の意見に自信が持てない場合など、声に元気がなくなる、正しい答えをしなくてはならないとの意識のもと、発言に二の足を踏むことがある。忘れ物があると授業に集中できない。追求心、探究心がやや弱いなどです。個に応じた指導や学級指導などを通して一層力量を高めるべく、各学校で努力しているところであります。

2点目は、今の質問にはなかったんですけれども、通告のほうにありましたので答えさせてもらいます。

二つ目は、子供と教師との対応に問題はないかというものであります。子供が教師に暴力を振るうとか、教師が子供に体罰を加えるとか、それらのことはありません。子供も教師も互いに生きている人間ですので、時には嫌な思いをしたり、感情的になったりすることも皆無とは言えないでしょう。しかし、それも生きていく上での学びになるのではないかとこのように考えます。ただ、お互いの心に傷をつけるような言動は決してしないように、厳に戒めております。

三つ目の家庭生活の実態を把握し、どのように対応しているかです。

家庭生活の実態と申しましても、余りにも範囲が広過ぎます。教育委員会としては、いわゆる家庭実態調査などは実施しておりません。各学校では年度当初に家庭の状況調べをした

り、必要に応じて必要な部分の実態把握をしたりしています。それらの中から、課題となるようなことなどについては、定例の校長研修会の中で話題として提供され、また、家庭生活の中に大きな変動等があったときなどは、随時報告があります。

また、先日実施した全国の学力・学習状況調査の中には家庭生活にかかわるものがありますので、一部を述べます。設問に対して、当てはまる、どちらかといえば当てはまるを加えた数で、小学校、中学校の順に申し上げます。単位はパーセントです。

「朝食を毎日食べていますか」98.2%、96.1%、「学校に持っていくものを、前日かその日の朝に確かめていますか」89.3%、87.2%、「毎日同じくらいの時刻に寝ていますか」69.6%、61.6%、「毎日同じくらいの時刻に起きていますか」85.7%、89.7%、「家の人とふだん月曜日から金曜日、朝食を一緒に食べますか」69.7%、56.4%、「家の人とふだん月から金曜日、夕食を一緒に食べますか」89.3%、85.9%、「家の手伝いをしていますか」67.8%、58.9%、「近所の人に会ったときあいさつをしていますか」96.5%、93.6%であります。

大きな二つ目の新しい学習指導要領の関連の御質問です。

まず、議員は重々御承知のことだと思えますけれども、確認のために3点について申し上げます。

第1点目は、新しい学習指導要領は、平成20年3月28日に告示されましたが、学習指導要領の基本理念である「生きる力」をはぐくむということは変わらない。2点目は、今回の改定における主な改善事項は、言語活動、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動、外国語教育の6点の充実であります。3点目は、平成20年6月13日に学習指導要領の移行措置に関する告示がなされました。小学校では平成21年度、22年度に先行実施、いわゆる移行措置が実施され、平成23年度から全面实施になります。中学校では23年度も移行措置が続き、24年度から全面实施であります。平成23年に小学校、24年度に中学校が新しい学習指導要領に移行するのですが、移行措置のその詳細はかなり複雑で、各学校では教務主任を中心に全職員で移行措置に関する告示や各研修会等で学んだことをもとにして、次年度の教育課程の編成に取り組んでいるところであります。

長くなって恐縮ですが、現場の苦勞を少し知っていただくために、一つの例を申し上げます。算数で、平行や垂直についての学習があります。新しい学習指導要領では4年生に、現学習指導要領では6年生にあります。現5年生は、現の学習指導要領によって来年度6年生で学習します。現3年生は、移行措置によって来年度4年生で学習します。これを忘れてしまったり学習しないと、現3年生は平行と垂直について学習しないで卒業してしまうということになります。つまり、来年度、21年度は平行や垂直に関しては4年生と6年生が学習することになります。同様に、22年度は現4年生は6年生で、現2年生は4年生で学習します。23年度からは全面实施なので、現1年生は4年生で学習することになります。

一つの例を申し上げましたが、算数、数学、理科を中心に、これらの項目が100項目以上

あります。平成21年度、22年度においては一つのやり残しや重複のないように、全職員で神経を使うところであります。

さて、私たちは、児童生徒に知・徳・体の調和のとれた発達を願うところであります。これは学習指導要領の基本理念である生きる力の概念と軌を一にするところであります。つけ加えますと、次の3点を重点として取り組んでおりますし、これからも取り組みます。生涯学習を生き抜くために必要な読み・書き・計算・コンピューター活用能力の育成、読書活動等を通して、豊かな言葉と心の育成、生きる力の基本としての健康・体力の増進であります。新しい学習指導要領になったらということですが、基本理念は変わらないし、現在本町で目指しているところは、改革の方向と軌を一にしているのであります。したがって、継続しつつさきに述べた改善事項6点について、追加、重点的に取り組むよう指導していきます。その中で、教育課程の編成権のある各学校に特色のある学校づくりに励んでいただけるように、できる限りの支援をしていく所存であります。

それから、最後の時間、時数の問題でありますけれども、この時数に新しい授業時数が増えるものについては、以前の鈴木議員の質問に対して回答してありますけれども、6年間で278時間増加します。今のは小学校の場合です。小学校の場合は、1年生、2年生では週当たりだと70時間、つまり、こま数で言うと2こま、高学年だと35時間、こま数で言うと1こま増やすことによって解消できる、または夏休みを少し狭めて対応することも可能ということでもあります。それらについては各学校が工夫しているところであります。

また、つけ加えますと土曜日の件ですけれども、土曜日については基本的には学校週5日制を堅持するという方法でありますので、基本的には土曜日に授業をやるということはないと思いますけれども、ただ、総合的な学習の時間等で必要に応じてやることは、時数にカウントすることも可であるということでもありますので、つけ加えます。

以上であります。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） まず最初に、町長に再質問をさせていただきます。

るる細かく御説明いただいて理解ができました。ただ、全地区の防災訓練の7日に行われた町長さんとしてどのように把握しているか、それから、今の訓練の内容で課題はないだろうか、その辺についてお願いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 冒頭申し上げましたように、計画書並びに実績報告書をいただいておりますが、その中で各区の内容は把握しております。また、過日の防災訓練に関しては、私と副町長、教育長、総務課長が分担いたしまして町内を循環し、状況の把握に努めているところであります。計画等を見ますと、毎年同じような計画をされているところもある。あるいは住民の方に参加はしていただいておりますけれども、実際に手にとって、あるいは実際に動いている方がどれだけいるのか、そういった部分で形だけになっている部分もあるので

はないか、そういう危惧をしておりますので、今後とも全員が参加というか、体験できるような工夫とか、あるいはそれをまた持ち帰って、各家庭で家庭の方が確認するような誘導とか、そういったことが必要ではないかというふうに思っております。

東海地震が言われて、もう30年近くたっておりますので、そういう意味では防災訓練等が危機感が少し薄れてきたような気もいたしますので、そういう意味ではテーマを与えるという事でより明確にしながら、対応をしていきたいというふうに思っております。また、それぞれ各地区を回りますと、各地区で工夫をされた防災訓練をやっているところもございますので、そういったことに関しては防災研修会を通じて情報交換をしながら、いいところは各地区でまねというか、実践していただければいいかなという、そういう情報提供も行っていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） わかりました。いろいろな各地区の行事のとり方といいでしょうか、訓練の仕方というのがあると思うんですけども、ただ、それがあそこではこういうふうな訓練をしている、この地区ではこういう訓練をしている、その訓練が実際の地震が起きたときの想定にちゃんとつながっていくかどうかということが、私心配になるわけでありまして。これは各家庭に配られた自主防災組織の防災対策チェックとあります。これが回覧板で回ってきたんです。御存じですか、町長さん。

この中に、裏側にはチェック欄があるんです。非常持ち出し品チェックリストというのがあったり、それから、貯蓄ですか、赤ちゃんのいる家庭だとか、歩くと便利なものだとか、いろいろな項目があって、それをチェックしていくようになっているんですね。これは総務課かどこかで出されたんですか。防災、総務課ですね。これはチェックはいいんですけども、それからがやはり実態把握が必要ではないでしょうか。例えば、まださっき町長もお話あったように、水と3日の食料を確保しようと、こういうお話がありましたが、そういう実態を、家庭で必ずやっているかどうか、それから、ここにあるチェックのようなことが家庭でできているかどうか、これをやはり行政のほうで総括しなければならないことだというふうに思うんです。

したがって、では、防災訓練はこのようにやっていかないといけないのではないかとというふうな一つの実施案が出てくるんだと思います。ですので、もしこれがただ家庭へのチラシだけですね、まとめてはいないですね。また、これからはそういうような体制をひとつぜひともお願いして、本町全体の危機意識、地震対策に対する、または防災、災害に対する意識をこのように持っている。もっと上げようではないかというふうな教育指導がなされるわけですので、ぜひともそういうふうになっていただきたいなと。今もやっていないというわけではないですけども、さらにもお願いをしたいと思っております。

町長さんに対しての再質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

それから、教育長さんのほうですか、お願いしてあります。

まず、不登校はないですか。どうでしょうか。

議長（森 照信君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） お答えします。

不登校は今、3名います。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） 今、3名ほどというようなお話で、人数だけお知らせいただいたんですが、その子供たちに対する指導体制といいましょうか、その辺はどうなっているのでしょうか。

議長（森 照信君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） どうなっていると言われてもなかなか困るんですけども、担任あるいは学校職員は家庭を訪問したり、それから学習課題を届けたり、できる範囲のことはやっております。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） ぜひ健全にうちから学校へ通えるような体制を、強力にやっていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目ですが、家庭生活の実態、また学校教育、学校生活からも同じことが言えると思うんですが、先ほどの教育長さんのほうの言語活動が大事だということが、今回の新しい要領の6点の中に入っているわけですね、言語教育というのが。そういう意味でも理科教育とか、そういう中でも毎日読書する、毎日書くという。例えば日記指導は、これは生涯にわたっての思い出づくりという視点からも、子供にとっては大切な継続的な指導ではないかというように思うんです。ですので、日記指導、どうですか、今やられていますか。どうでしょうか。

議長（森 照信君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） お答えしますけれども、日記指導をやっている学級が何クラスあるとかという実態は把握しておりませんけれども、やっているところもあるだろうし、当然やっていないところもあると思います。日記指導にかわるものとして、例えば生活ノート等にその日の生活を書いて学校へ提出して、担任が目を通して、それぞれの指導をしているということは、特に中学校では十分あります。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） 最後になりますけれども、学校と家庭との連携といいましょうか、これは今までずっと叫ばれてきたわけでありましたが、どうも私、今までの家庭と学校との連携のもとに教育を推進していくというのか、余り進展していないなと個人的には感じているんですけども、やはりこれから家庭と学校と子供というのが三つのリンクをするというのは、同じ高さに子供をレベルに入れると、学校イコール家庭というのではなくて、イコール子供というのを三つサイクルにするというのは、どこが上になってもいいというふうなサイクル

で子供づくりをしていったらどうかなというふうに、私は個人的に考えるわけですが、現在、学校と家庭との連携のあれは、PTA総会、それからほかに学級会があるのか、どうでしたかね。どんな状態ですか。連絡される場というのは、連携する場といいたいでしょうか。

議長（森 照信君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） PTA総会とか学級懇談会をやるばかりが家庭との連携とは考えておりません。あらゆることで、ちょっとしたことがあったりしたときには家庭へ連絡するし、家庭からも連絡できるような状況になっていると私は認識しているんですけども、議員さんがそれがうまくいっていないとおっしゃるようでしたら、私はまた再確認をしていかなくてもならないと思うんですけども。当然、子供あつての学校でありますし、地域あつての学校ですので、地域、学校、それから家庭というのは三つの輪としてお互いに連携をとり合いながらやっているつもりではあります。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） ありがとうございます。大変本町の教育の成果を上げていらっしゃる教育委員会であるということも私も認識しながら、いろいろ御質問させていただきました。ありがとうございます。これからも子供と学校、家庭一緒になっていい学校づくりに励むように、また、教育委員会のサポートをお願いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（森 照信君） これで澤畑義照君の一般質問を終わります。

ここで2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番、佐藤公敏君、発言を許します。佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） 2番、佐藤でございます。通告に従って、一般質問をさせていただきます。

今議会に議案第56号として提案された川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、第1常任委員会に付託され、既に第1常任委員会では賛成多数で可決され、この後、本議会での採決を待つということになっております。私は、第1常任委員会の採決では賛成をいたしませんでした。賛成はいたしませんでしたが、必ずしも反対ということではございません。積極的に賛成する気持ちにはなり切れなかったというのが偽りのないところであります。

3年前の9月に川根本町が誕生いたしました。その合併協議の中で最ももめたといいま

すか、最も大きな問題となったのが事務所の位置の問題であり、それにかかわって総合支所の建設をどうするのか、あるいは本庁舎と総合支所の関係、つまり、総合支所にどのような機能を持たせるかということでありました。当時、私は合併協議会において新町の名称と事務所の位置決定に深くかかわっておりました。中川根町の皆様との協議にも苦勞をいたしたわけですが、本川根町の議会、あるいは町民の皆様の御理解をいただくということについて、より大きな苦勞をしたということをお覚えています。

合併後3年を経過し、来年4月には地域振興センターも完成し、ようやく総合支所として名実ともに地域振興の核となり得ると思った矢先に、今回の行政組織の見直しということがあります。町の一体化も進みつつあり、職員数も年々減少し、行財政の改革が急がれる中で、まだそんなことを言うのかと思われるかもしれませんが、私自身、行政改革推進委員のメンバーとしてこの3月には、効率的な組織を目指せというような意味の提言書も町長のほうに差し出しているわけではありますが、合併協議での苦勞が大変大きかったこと、そして今回の行政組織の見直しによる課設置条例の改正に対して、主には旧本川根の皆さんということですが、どんな反応を示すのかと考えたときに、行政組織の見直しの必要性を重々感じながらも、素直に起立できなかつたのであります。

提案理由あるいは第1常任委員会等でのやりとりを通して、町長のお考えや思いについてはある程度理解はしておりますが、これからは私たちが町民の皆様に対して御理解をいただいているような説明をしていかなければなりません。そのために条例改正が合併協議の趣旨を逸脱するものではなく、合併協議を尊重し、かつ協議の趣旨に沿った中で改革を進めていくのだという明確な説明を町長からいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（森 照信君） ただいまの佐藤公敏君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

今回の見直しは合併協議に沿ったものなのかという御指摘であります。

平成17年9月の合併から3年が経過しましたが、この間、住民の熱意と努力や協力により、全国茶品評会での産地賞や農林大臣賞の受賞、カヌー競技においては各種大会での活躍、また全国規模のイベントの開催や住民主導の地域活動が積極的に展開され、川根本町としての特色が確実に形成されつつあると考えております。これも合併の実現に尽力された関係各位と住民の理解によるものにほかならぬもので、改めて衷心より感謝を申し上げる次第であります。

さて、川根本町の行政のまちづくりは、平成16年10月に調印された合併協定書と新町建設計画を踏まえた第1次川根本町総合計画が平成19年3月に策定され、現在過疎地域自立促進計画や各種計画とともに計画的に施策や事業を進めております。しかしながら、町の財政は合併当時から財政力の強弱をあらわす財政力指数は低く、財政の弾力性をあらわす経常収支

比率は高い状態になり、財政の健全化は早急かつ継続的に対応すべき課題でありました。

この課題への取り組みとして新町建設計画では、効率の高い行政運営を進めるとされ、合併を機に積極的な行政改革を進め、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、生産性の高い行政運営を目指すと記されております。また、機構改革にも触れ、合併による合理化効果を高めていくため、計画的な人事管理や組織の合理化の過程にあわせて、変化していく行政需要に対応した機構改革を進めるとされております。また、この数カ月の世界的な金融不安や経済の後退は、地方分権の進展、国・県の厳しい財政事情、少子高齢化対策に加え、今後、町の行政に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

このような状況から、集中改革プランや定員適正計画は確実かつ着実に遂行しなければならないと考えております。今回の見直しは、先ほど述べましたように、合併協定の新町建設計画に記された内容に沿ったものであり、合併し3カ年が経過し、行政課題や行政需要も変化し、職員数の削減も進んでいることにより、機構改革の必要性が生じたためのもので、合併協議の際の合併協定書と新町建設計画に沿ったものと考えております。また、私は、町長としてこの合併協議にもかかわっておりましたが、合併協定書をつくるということは、もちろんその内容を着実に実行するとともに、合併に際して住民の不安を少しでも取り除こうという、そういう意図があると私は認識しております。

そういう意味で合併協定書を着実に守るということは、住民の不安を解消することと同義語にとらえております。そういう意味で、今回の行財政改革の中の課の見直しというのが住民に不安を与えるようでは、合併協定書が求めた本来の趣旨に反するという気持ちも持っております。今後は、この趣旨を行政といたしましてもしっかりと住民に説明をし、また、本来この行政改革で我々が求めている住民サービスは低下させないというような本来の考えを着実に実行するために、役場、中でも事務の引き継ぎ、あるいは職員の意識改革等も進めていかなければならないと考えております。

また、実際に住民から具体的な課題として不安という声が上がってきた場合には、それに対する的確に対応する、あるいは説明をする、あるいは対応策を講じるということも必要かというふうに考えております。この議案が可決されれば4月1日からこういった形でスタートをするわけですが、特に当初は住民に対して不安がないよう十分に配慮するとともに、今後の対応についてはしっかりと、課題が生じた場合には対応をしていかなければならないというふうに考えております。

以上であります。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） 今、議論を少し展開していく上で、そもそもその総合支所というのはどんな方式を言うのか、そこら辺から町長のお考えを伺ってまいりたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 役場の事務というかを考えた場合、その方式として、この事務所のあ

り方として本庁方式、あるいは分庁方式、そして総合支所方式というふうに大きく分けて三つのやり方というか、形があるかと思っております。本庁方式は本庁ですべてのことを賄い、出先では、支所では窓口業務を処理するというのが、いわゆる一般的な本庁方式というように考えております。分庁方式というのは、それぞれ役割分担しながら議会、あるいは行政組織、そういったものが分散しながら全体として役場の機能を維持するというような形にあります。総合支所というのはその中間に位置するというふうに考えております。総合的な政策決定は本庁で行いながら、それぞれの支所で管内の事務を行う、あるいは全庁的にわたる課を設置しながら、全庁的な事業も行うというようなものであろうかと思えます。

自治法上は、総合支所というのは明確には規定されておられませんけれども、本庁で政策決定を行い、政策決定機能は本庁に置き、窓口業務のみならず地域振興等を総合支所で行うというふうに考えております。本町の場合、現時点でも、今後の改革案でも商工観光関係は総合支所にあるということでありますので、そういったことも含めて総合支所方式というふうに考えております。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） 今、御説明をいただきましたけれども、総合支所とは、一般的には市区町村に設置される出先機関のうち、本来の市区町村役場とほぼ同等の機能を有することで、ほとんどの事務処理が内部で完結し得る機能を有するものを言うということであります。しかしながら、各市区町村の条例に基づいて総合支所が設置され、具体的な権能等についてはそれぞれの事務分掌規定等で定められるというものであり、総合支所という統一的な定義が存在するものではないということであります。しかし、合併に際して、このような方式がとられる事例は決して少なくないというふうに伺っております。これは最初の町長の答弁の中でもございましたが、なぜそのような総合支所がとられるのかということについて、もう一度お伺いをしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今回の合併に際して、住民の方々のいろいろな御意見、そういったものが合併協議会の中で反映されて、あるいはそれぞれの両方の町の行政機関の考え方、そういったものが総体的に各種団体の意見も踏まえてこうした形になったというふうに私は認識をしております。その中で、住民の不安を取り除くためにこうした形でとられたというふうに思っております。そうした中で合併、もちろん合併というのは当然あの時点でも、今でもしなければならぬというふうに私は認識しております。その中で今、まちづくりが、あるいは財政運営がなされると思っておりますので、その過程でさまざまな議論の中で総合支所方式ということでそれぞれが納得して、ここの現在に至っているというふうに考えております。

また、その時点の合併するときは184人でありますけれども、合併する前の平成16年度末では相当な退職者がおりますので、合併前はそれぞれ合わせて200名近い職員がいて行政運

嘗がされて、合併時には184人、そして現在、年々減ってきて21年では163人ということであり、その中で、本来その合併の協定書の根底であります住民サービスを維持し、そして不安をなくすということで、それを遂行するためには、現時点ではこういう組織が望ましいんだらうということで提案させていただいたところであります。もちろん総合支所方式とは何ぞや、本庁方式とは何ぞやという議論も当然あるかと思えますけれども、今一番肝心なのは、限られた人材で、限られた財源で住民サービスをどう維持していくのか、あるいは住民の期待にこたえていくのか、その仕組みを考えて実行したのがこの機構改革案だというふうに私は認識しております。その中でこれを提示し、そして、先ほど言われたように、当然今後も人員削減等、あるいは社会情勢の変化でこの機構は改革していかなければならんと思えますけれども、私は現時点、当然課題があって提案するわけではありませぬので、課題はカバーできるというふうに思っておりますけれども、課題が生じた場合には、またそうした限られた人材の中でやりくりをしながら対応をしていく、そういったことをしながら最終的な仕上がり形の形である130人体制に順次移行をしていくことが、現時点で私に課せられた仕事かなというふうに思っております。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） 総合支所方式を取り入れた背景には、その合併時の混乱を防ぐということ、それから行政サービスの低下を防ぐ、先ほど町長が言った住民不安を取り除くということだろうというふうに思っております。しかも、この場合、各地で総合支所方式を取り入れた事例があるわけですが、合併当初の暫定措置として導入しているケースが多いわけです。そういう意味で、これを見直していくということは何ら差し支えないというふうに思っております。時代に合わせて行政機構を改革していくということについては、全く異存がないわけですが、今130人体制というお話がございましたが、現実にはまだ164人いるということでもあります。

それから、今回の見直しの中で、きょうのお話にはございませぬでしたけれども、今までのお話の中で、役場の中に同じような課を複数持つことによって、命令指揮系統これが一貫性を欠いて、逆に2つあることが事務効率を悪化させるといいますか、その手間暇がかかっているんだというふうなお話も伺っておりますけれども、そういう現実があるんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これは考え方によってさまざまな言い方、あるいは見方があるかと思えます。現実問題としては管内の中だけで決済できるというような状況というのは非常に限られておりますので、そういった意味では、最終的には本庁にある課の決済も受けなければ決まっていけないということを考えれば、二重行政の部分もあるというふうに考えております。そういう意味では、室という体制をとっても、現在の対住民サービスというのは、大きく変化するものではないという形を想定をしております。議員御指摘のとおり、課が2つあることによって、非常に複雑な、例えば書類一つにとっても決済経路、あるいは同じこと、

同じ御存じの予算審議をやるにも、お二人の課長、あるいは職員という形で、それは年間を通して限られた時間でありまして、庁内の意思決定の場合でも、一つのことを決めるにより多くの組織の人間が集まってこなければ最終的な決定ができないというような、そういったものもございますし、今後、こうした合併を経て、さまざまな事情を周知して、今、私は人事交流というのを積極的に行いながら、ある一定の期間には総合支所も本庁も経験するというような人事異動をやっておりますけれども、そういったことがわかれば、庁内の実情のわかった職員が当然大半を占めてきますので、そういう意味では、状況を説明するためだけの職員をそこに会議の中に入れるとかそういったことがなくなってくるので、より効率的な会議の運営、意思決定ができるのではないかと考えております。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） 現に同じような課がありますと課長が2人いるというわけですが、それぞれ課長頑張ってこられたと思いますけれども、2つあることが不都合であったということになると、課長の苦勞はどうだったのかなというような心配もするわけですが、ここにはマネジメントのあり方といいますか、そういう面での問題もあったのかなというふうにも考えられるわけですが、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 決して、不都合であったということではなくて、当然合併のこの期間3年間の中では、それぞれの事情に詳しい課長がいて、あるいは特に本庁から離れた管内の事情を把握している課長がいて、それぞれ合併当初の意思の疎通を図ってきたという効果は十分あったというふうに思っております。ただ、職員が減ってくる中で、あるいはさまざまな年齢の方の構成を考えると、21年度が一つの改革をする時期だというふうに思っている部分もあって、今回改革を上程させていただいております。決して、すべてが、現在までの2つ課があるということがマイナスというふうには思っておりませんし、十分機能をしてきたというふうに思っております。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） 2つあること、今の総合支所方式にもプラス面があったということでもありますけれども、いずれにしても先ほど申し上げましたように、今後見直しというものはどうしても必要になってくるんだろうと思います。そこで、一番見直しの理由となってくるのが、もちろん財政の問題もございますが、職員の数が今後大幅に減っていくということがあります。ただ、先ほどのお話ですと184人から136人ですか、しかし、現実にはまだ164人ですか、4月1日時点でのいるわけです。そういう意味で見直しをするにしても、急激に変えるということが、地域住民にどのような不安を与えるのかということになりますと、とりあえずはその164人体制でとれる総合支所方式、130人台を想定していくことは当然でありますけれども、現状164人いるということで、今が見直しのタイミングとして果たしてベストなのかということでもありますけれども、そこら辺のタイミングについてお話を伺いたいと

いうふうに思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） もう議会にも行政見直し案というのを提示してありますけれども、それでなくても、例えば窓口業務の拡充とか、子育て支援に対する拡充とか、あるいは包括支援センターとか地域の在宅介護支援センター機能の充実とか、行政がこれから積極的に取り組んでいかなければならない課題というのが多くあるわけで、正直申し上げて、どういう形で130人体制に持っていくかというのが大きな課題で、それだったらこの164人でいけばいいではないか、現状でいけばいいのではないかという、議会からはあれでしょうけれども、一般の方からそういう御指摘があろうかと思っておりますけれども、経常収支比率を考えれば、限られた投資的な経費ですので、これを少しでも維持拡充するためには、やはり人件費を削減していかなければならない。

当町のような1万人以下9,000人の規模ですと、やはり面積の大小はありますけれども130人台、あるいは小さな面積だと110人台という全国的な例でございますので、苦労はあってもそこに住民の理解を得ながら持っていくことが、行政の長としての責任かというふうに私はとらえております。当然、住民と一緒に汗をかいてもらう部分もありますし、あるいは住民だけで頑張ってもらう部分もありますし、一緒にやっていく部分とか、さまざまな役割分担といいますか、協働のまちづくりをさらに進めていかなければ、130人台でこの体制で住民の暮らしは守っていけないというふうに思っております。現時点でも、相当現場の室に人を配置しながら実務をこなしていかなければ、役場の組織は回っていかないし、新たな行政需要に対応できないという状況でございます。その中で考えたのが、現在の提案されました課の設置条例と、提案ではございませんけれども、その室の事業の見直しでございます。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） 類似団体との比較の中で、恐らく何人が適正かといったときに、その問題は難しいと思っておりますけれども、恐らくは、その類似団体を比較しながらその定数を決めていくということになるかと思っております。そういう意味で、この町の規模からいって、あるべき職員の数を目指して、今後ともさらに削減を続けていくということは当然必要でありましょうし、その中で組織のあり方も考えていかなければならないということは、当然だというふうに思っております。

そこで、このような問題を取り上げるのは、先ほど申し上げましたように、合併にかかわって苦労したという背景が一つあるわけですが、その町民の皆様にとっても、本庁舎がどこにあるのか、あるいは総合支所がどうなるのかというのは、大変当時から大きな問題であったわけです。それは役場から離れたところになりますと、地域がさびれるといいますか、第1常任委員会の中でも、その入札の場所等の問題がございましたけれども、そこに役場があるということによって、その周辺に立地する商店なり飲食店があるわけです。本庁がありますと、そこへ訪れる行政関係の人々、あるいはその企業の営業マン、そういう方たちが静岡

なり都市のほうから来るわけで、奥まで入ってきますと、恐らく昼食をそこでとるとか、そういうことによって商売を何とか継続してきた、そういう方々もあるわけでありまして。

そういうところにたまに伺いますと、さびれたよというお話を聞くと大変辛いわけでありまして、泣き言を言うわけではありませんけれども。ただ、行政を進めていく上で、そういう皆様方のせつない思い、それをやはり共有しながら施策を展開していくということが大事なんだろうというふうに思っております。そこで、そういう方々、あしたの商売もどうなるのか不安を感じている方々、そういう方々に町長としてどう思っておられるか、そこら辺をちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議員御指摘のとおりだというふうに、私もそういう不安を周辺、例えば総合支所の周辺の方々もお持ちであろうというふうに私も思っております。行政改革を進めなければならないから、もうどんどん事業を削減して、あとは知らないよということは絶対避けなければならないし、ともに悩みというのを行政としても共有していかなければならない。我々としては、限られた人材で行政能力を最大発揮してさまざまな行政課題にこたえていくことが、まず第一義的な課題だろうというふうに思っております。それをやっていくのがまず組織の役目であるだろうと。

ただし、その改革の中でさまざまな痛みが生じてきますので、その痛みというのを、これは改革だからしょうがないということではなく、どうやったらその痛みを共有できるか、あるいは仮にその対策が講じられなくても、痛みが生じているということを十分承知しながら他の分野で頑張って、それにこたえ、その痛みを耐えてくれる方に総合的にこたえていくということが必要かというふうに思っております。確かに、総合支所の課がなくなれば、そういった意味での業者の訪問等がなくなるかもしれませんが、そういった場合には、では、全体の観光振興の中で千頭駅を拠点とした、あるいはさまざまな施設を拠点としたいいわゆる交流人口の増大を図ってその分をカバーしていくのか、あるいは本来ならば通過していくようなその方々を、どうやって千頭に、あるいは役場周辺にとめていくのか。もちろん役場周辺だけの話ではありませんけれども、そういった交流人口を増大していくかということをとともに考えていく、あるいはそういうことを進めていく以上、それも一緒に考えていく、そういう姿勢が、最終的には住民の御理解を得るんだろうというふうに思っております。

我々としては、行政効率、あるいは限られた財源でやるためには、そういったことをやっていかなければならないということを、やはりいろいろな場で説明しながら、また住民の不安とか影響についても耳を傾ける姿勢を持ち続けていかなければならないと思っております。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） こういう話をしていきますと議論が暗くなっていきますので、もう少しそういう話が続くかもしれませんが、今回の見直しでございますけれども、見直すに当たって庁舎内の合意は当然十分得られているというふうに思いますけれども、そこら辺

はいかなものでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） どういう部分が合意かということに関しては、それぞれ立場によって違うかと思えますけれども、例えば、人事異動とか予算の策定、あるいはこうした行政機能の見直し等に関して、それぞれ立場立場で意見があり、あるいは希望があり、また、自分の後ろには当然町民がいますので、なかなかそれぞれの方々に御意見を伺っても、最終的な最終案というのはまとまらないのが今までの私の経験であり、実際そうだというふうに思っております。これに関しては、私のほうから行政改革室に命じましてたたき台をつくらせて、それを課長会議等で発表しながらいく。もちろんその過程では、担当にこうした業務の割り振りはどうだというふうなヒアリング等はしておりますけれども、例えば庁舎内で検討委員会を設けてやるというような、そういう手法はとっておりません。そうすると、やはりそれぞれの立場の意見のぶつかり合いで素案がまとまらないということは、予算のとき、あるいは人事異動も5人でいいですか、6人でいいですかと言われれば、やはり6人のほうが欲しいという理論で話が進みますので、それと同じように、私の責任でこの案はつくらせていただきました。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） いろいろ意見を諮れば、いろいろな異論、雑音が出てまいりまして、なかなか改革は進みにくいという側面ももちろんありましようし、必ずしもその合意を得なければならぬというものでもないかというふうには思います。ただ、合意を得られた上で進めていくことと、合意を得られないまま進めていくということでは、その結果として生じてくる効果と違いますか、せっかくその行政組織を見直してこうしていくんだというときのその成果があらわれにくい。あらわれやすくするためには、その合意形成を図りながら進めていくことのほうが、よりいいのではないかということでお聞きしました。今回は町長の考えといたしますか、こういうふうに進めていくんだという町長のリーダーシップのもとに、今の行政組織の見直しを図ったということであります。

それが、ある意味では杉山流といたしますか、そこに杉山町長のよさもあるんだろうと思えますけれども、なかなか理解を得られない部分もそこにあるんだというふうに思っております。いずれにしても、町民の皆様は今後理解を得ながら進めていかないとなかなか、今回の組織の見直しばかりではなくて、町民の皆様とまず基本のところ、町長よく情報を共有して協働でいくんだというふうなお話でございますけれども、お互いにその共通する意識を共有し合う部分、その部分でそういうあれが欠けますと、せっかくのいいものを持っていながら、なかなか考えがありながら、具体的な施策の中であらわれてきにくいという部分も生じるのではないかというふうに思いますので、そこら辺は今後もう少し幅を持ってやっていただければ、よりいい成果も上がるのではないかというふうに思っております。

それから、今回、条例改正を今目指しているわけですがけれども、この条例の中で幾つかの

課を設置するということであるわけですが、今回の条例のそのものの中では、必ずしも課の設置場所といいますか、そこまでは規定していないと思うんです。ですから、そこに至る中で、例えばもっとわかりやすく言うと、何か一つぐらいはさらに総合支所の中に課を置くとかそういうことというのは、運用の中でできるものかどうか、やろうと思えば、そのところをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 設置場所を外してありますので、制度上は可能かと思っております。

もう一点、運用上の話でありますけれども、正直申し上げまして、こうした総合支所方式をとった中で、政策決定の過程で少しやりにくい部分も感じております。というのは、即緊急対応、あるいは情報収集のための会議というのがなかなかできにくい、あるいはやる場合でも移動時間がかかるというようなこと、あるいは会議までいかななくても、これはどうなんだいという話が、なかなか現時点では観光関係、あるいは教育関係とできにくいということで、そういった意味では課題が生じておりますので、私としては現在お示したこうした組織の中で、4月以降実行できればということを中心に基本的には考えておりますし、それをお願いしたいというふうに思っております。

やはり住民サービスも低下しない、そして、政策決定がスムーズに行くように、あるいは意思の伝達がスムーズに行くようにということも含めて行政組織の見直しをしておりますので、私としては現在、全協等で示したこの課の割り振りでいきたいというふうな気持ちを持っております。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） できれば、そういうこともあくまでも暫定的ということですが、考えていただければというふうな思いは持っております。いずれにしても、行政の見直し、これはいろいろな面から今後進めていかなければならない、進めていく必要があるものだというふうに思っておりますけれども、急いではことをし損じる、急がば回れというようなこともございますので、合意形成を図りながら、改革するということは急激にやりますとそれに伴って必ず弊害も生じやすいという面もありますので、できるだけそういう弊害を避けるといえますか、そういう面からも合意形成を図りながら、議会なりにも相談をいただきながらやっていただければというふうに思っております。

それから、第1常任委員会の中でも板谷議員でしたか、せっかく変えるんだと。変えることには変えることの意味があるんだろう。だから、もう少し後ろ向きの議論ばかりではなくて、変えることの意味合いをもうちょっと議論したらどうだというお話がございました。まさしくそのとおりだというふうに思っております。そういう意味で、町長からもう一度、変えることのプラス面、その面についてお話をいただければというふうに思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） お答えの前に、私の改革も含めて行政運営の進め方に、やはり急ぎ過

ざる部分があるという御指摘でございました。そのことに関しては、今後そういった御指摘がないように、私としても情報の共有とか、あるいは行政で相談というのがうまく表現できるかわかりませんが、いわゆるそういったことをしっかりやりながら合意形成に努めて、本来の改革が実りあるものになるように自分自身の行政姿勢についても、改めるところは改めていき、その改革、今求められている改革がより町民に受け入れられて、それが実行力のあるものになるよう、自分自身の対応の仕方についても十分反省しながら、今後運営に努めていきたいと思っております。

この見直し案に関しては、繰り返しになりますけれども、限られた人材で、より効率的な運用をするために、こうした課の編成をさせていただきました。また、係を室にしたということは、午前中の答弁でもいたしましたけれども、今後、室の中で仕事を共有しながら、時期的な対応とか、あるいは時間的な偏在がないように、みんなで仕事を共有して行って、室のことはどなたが来ても対応ができるような、そういう限られた人材で住民サービスを維持するために、こうした対応をとってきたと。これを毎年になるかもしれませんが、常にこの組織というのは、基本的には職員の数に合わせて対応をしていかなければならないと考えておりますので、その町民のサービス、あるいはスムーズな意思政策決定ができるような組織に心がけていくというのが、今回の行政組織の見直しの基本だというふうにとらえております。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） わかりました。今は変えることというよりも、まず、自分自身が変わるという意識を持つことが最も大切なのかなというふうに思っております。しかし、変わりさえすればいいかというところ必ずしもそうではなくて、変わることは必要でありますけれども、変わるからこそ失ってはならない、守らなければいけないそういうものもあるんだろうというふうに思っています。保守というところに身を置く者として、改革、改革ということが最近盛んに言われるわけでありましてけれども、歴史ですとか伝統ですとか、その地域なり町固有のものもあるわけでありまして、町長は日ごろそういうことをよくおっしゃっておりますので、十分御理解いただいていると思っておりますけれども、変えるに当たっては変えないものといえますか、その大切にしていけるものが当然あるんだということを、ぜひ頭に置いて進めていただきたいというふうに思います。

それから、最近のこの改革ばやりの中で、弱い立場にいらっしゃる方がどうかすると切り捨てられていく傾向にあります。わずか8,000余の人口の中でそういう人が少しでもあってもはいけないわけで、町民の暮らし向き、最近金融危機のようなお話も一般質問の中にもございましたけれども、大変これから先、経済的にもかつてない厳しい時代が目の前に来ているのではないかとこのように思っております。恐らく来年度の予算の中で、税収の話がありましたけれども、町は固定資産税等が主ですから、まあまあ影響は少ないのかもしれませんが、国家財政においてはかなり現実的にマイナスになってくるんだろうというふうに思います。

そういう中で、地方交付税なりあるいは交付金、補助金、そういうものにもかなり影響が出てくるんだらうというふうに思っております。そういうことを念頭に置きつつ進めていかなければならないというふうに思っております。

そういうことで、最後に21年度の当初予算その中に、弱い立場の人、先ほど来いろいろと出ておりますので、そういうことを念頭に置きながら予算編成、そして新年度の事業の執行に当たっていくんだというところを、もう一度、最後に町長から簡単に結構ですと言っていただいて、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 大変重い内容でありますので、簡単にお答えできるようなのではないですけども、冒頭の失ってはいけない気持ちというのは、やはり合併するとき、合併はしなければならないということで、これは町民も、行政も、議会も判断してこの2町合併したわけで、でも、そのときに基本的には本庁舎がという形で、役場がそのままのような形で残った南部の地区と、やはり総合支所という名前がついても支所という形になった、その北部地区の方、そのときの住民の方々の不安というのが、本当に役場がなくなっているいろいろなものがさびれるのではないかという不安をお持ちになったというのは事実でありますので、それをやっぱりそうだったと思われぬように、合併して本当によかったね、あるいは行政機能は窓口サービスいろいろなものが変わらないねというように言っていただけるようにしていかなければならない。それはやはりどんな機構改革をするときにも、そうでなければ、私が再三言っている住民参加のまちづくりというのはできないだらうというふうに思っております。もちろん行政改革をしながら人は減っていきますし、そういう改革はしていきますけれども、根底にはそういう不安を解消する、あるいは不安が増えないように、増長しないようにしていく、その気持ちは持ち続けていかなければならないというふうに思っております。また、町の厳しい財政状況というも踏まえながら、あるいは人員削減ということの実態も、情報を提供しながら御理解をしていく、そういうことも常にやっていかなければならんというふうに思っております。

それから、そういうことがありますので、私はさまざまな議論があった総合支所の建設に関しても、やはりこれはしっかり造らなければいけない。もちろん温度差があるので、ここには十分議論をして、南部の方にも、北部の方にも理解いただけるようなものにしようということで、時期はおくれましたけれども、ようやく現在の形になったというふうに、これもやはり根底に合併に伴って不安というものを解消しなければいけない、そういう意味で、これはシンボリックな意味も含めて、かといって、幾らシンボリックだといって、無用に大きなものを造るような状況ではございませんので、必要なもの、必要な規模でシンボリックなものであるから、これはしっかり造るんだということで自分なりに努力してきて今があるという、皆さんの御理解をいただきながら今があるというふうに思っております。この気持ちというのは、今後とも変えないでいかなければならない。現時点、私は川根本町の町長ということ

で、川根本町全体を見据えているいろいろなことをやっていかなければならんというふうに思っております。

それから、3年間、大変皆様にも御協力していただいて予算を圧縮してきましたけれども、一応の規模まで下がってきましたので、金融危機という不確定要素がまた始まってしまいましたけれども、それを踏まえても今後は、特にこういう経済状況の影響を受けやすい弱者、あるいは中小零細の企業の方々に対する、そういったような目配りができるような行政運営にしていきたいなと思っております。もちろん、財源が限られておりますので、どんどん町の補助金を出すというような形ではありませんけれども、ともに考え、ともに悩みを共有しながら対策を講じる、そういう本当に身近な役場でありたいというふうに思っております。

議長（森 照信君） これで佐藤公敏君の一般質問を終わります。

次に、10番、板谷信君、発言を許します。板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、一般質問をさせていただきます。

それこそ、ただいま佐藤議員の話にもあったんですけれども、支所のことについてはちょうど合併のときに、私も議長やったり、副議長やったりという形で反対側でいろいろな議論をしてきた者ですので、重く受けとめなければいけないなと、そんなふうに思いました。

それでは、早速通告に従って質問をさせていただきます。

今まで何回かしつこいぐらいに財政問題について町長に質問をしてきた中で、ここまでの中で出てきたものとしては、大まかに言うと2つの点が明らかになってきているというふうに認識しています。1つの点は借金の部分、公債費の部分ですけれども、この部分についてはこの町は財政健全であると、財政健全化法の指標にのっとっても健全であるというような認識を持っております。ただ、経常収支比率、毎年使う必ず義務的に支払わなければならない経常的な部分については、他の自治体と比べても極めて弾力性を失っているというような状況、この2つの点が大きな我が町の財政上の特徴だと思います。数字的なものも幾らか最小限上げさせてもらおうと、財政健全化法の指標に平成19年度の決算ですけれども、実質公債費比率が10.7%、これは早期健全化基準が25%でありますので、かなり低い健全な指標が出ているということです。

それから、将来これからどれだけ負担をしていくかという将来負担比率についても63.3%と、早期健全化基準が350%という中では、かなり少ない数字になっている。これは県下でもかなり少ないほうではないかなと、そんなふうに思います。ただ、先ほど言いましたように、毎年固定的にかかる経費の部分、人件費だとか物件費だとか補助費とか、その部分についてはやはり97.1%とあって、大体県下の平均が83から4ぐらいのところにありますので、この点ではかなり財政力が硬直化しているなど、そのような認識を持っています。これが今まで町長と討論を続けてきた中でここまでの過程の評価という点です。

それで、もう1つ、これからこの川根本町の行財政をやっていく上においては、借金の部分だけではなくて、実際にこれから行政サービスをやっていくには必ずかかってくる部分と

いうところがあって、例えば今言ったように人件費とか物件費は当然かかってくる分で、それで、ここの部分のところはまた経常収支のところでもやりたいと思いますので、また、時期を改めてという形になると思うんです。きょうは、ここの部分でこれから例えば設備投資していく、当然いろいろな形のもの、いろいろなものをつくったり、それから道路を直したりとか、橋を直したりとかいろいろなものをしていくときに、その前の前提として、今までは川根本町はどれくらい設備投資が進んでいるのかという、ここら辺のところを押さえておきたいなど。かなり設備投資が進んでいるということになると、これから将来に向かってはこの部分が余りもうお金をかけなくもよいという話になる。

ただ、その設備投資をかけた部分のところは、耐用年数がかなり近くなっているということになると維持管理費、その分がちょっとふえてくるということもあるんですけども、そこら辺のところをちょっと押さえておきたいという点において、資本の整備というか、設備投資の部分のところは我が町はどんなふうな状況になっているのか、また、そこら辺のところをどういうふうに町長は評価しているのかなという点について、最初に聞きたいと思います。

それから、このどうしてもさっき言ったみたいに経常収支比率の部分は何とか改善していかないと、この町はやはり一番の問題だという話をしたんですけども、今、行政改革推進室会議、ここのところでもこの部分についてもかなり熱心に検討がなされているということで、今回の私の質問では、これに沿ったような形の中で、現在行われている推進会議がどんなところを協議されているのかなという部分と、それから、この通告にもありました役場組織の見直し、それから補助金等の見直し、それから公の施設の見直しについて、行政改革推進室の進捗状況と、それからこれに対する町長の考えというのを、まず最初にお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） ただいまの板谷信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、板谷議員の質問にお答えいたします。

財政状況の確認と経常収支比率の改善というのが、2つの大きなテーマというふうにとらえております。

公用、公共用財産の整備状況という御指摘でございます。

当町の公共用財産の整備状況ですが、現在大きな事業として、現総合支所地において地域振興センターを建設中であります。この建設事業費につきましては、庁舎建設基金、合併特例事業債、県の合併特例交付金を充当しております。その他の施設としましては、小中学校施設、役場庁舎、文化会館、福祉センター、山村開発センター及び海洋センターなど、当町におきましてはおおむね整備されていると考えております。これらのことを踏まえまして、現段階では新たな施設の建設につきましては、予定がございません。町長個人としては図書館を含んだ複合的な施設というの、これからのまちづくりを考えればサロンのような施設の設

置とともに必要と思いますが、とてもそんなことが口に出せるような財政状況ではございませんので、私の心の中に封印をしております。

しかしながら、整備されております施設につきましては、維持管理費はかかり、施設の修繕につきましても年数が経過すれば大きくなることが予想されます。これらのことから、今後につきましては、状況の変化や維持管理費の状況を踏まえ、施設等の整備を考えていくことが重要であると考えております。現時点では新たな施設の建設等については、できないというふうに考えております。あるいは一定の整備状況にあるという認識であります。

経常収支比率の改善であります。

まず、個別に4点ほど今全般的な説明でありますけれども、経常収支比率の改善についてですが、経常的経費を構成する主な経費として人件費、公債費、扶助費、物件費及び維持補修費等があります。御指摘のとおりであります。これらの経費につきましては、毎年の予算編成時や執行において、節減及び見直しにより予算の圧縮を図っております。大きな割合を占める人件費につきましては、定員適正化計画を踏まえ、退職者への補充を抑えることで人件費が減額となっておりますが、今後についても引き続き抑えることで改善を図っていく一方で、住民への行政サービスの低下にならないよう効率的、機能的な運営のため、現在組織の見直しを提案させていただいております。

また、公債費につきましては、引き続き交付税措置のある有利な起債の活用はもとより、将来負担比率だけではなく、経常収支比率の改善を見据えた借入れにより対応していきたいと考えております。先ほど施設整備関係で述べさせていただきましたが、施設等の維持管理費につきましても、現在、将来の経常収支比率の動向に大きな影響があります。施設ごとに経費節減に向けて物件費等の見直しを進めていますが、現在行政改革推進会議におきましても、公の施設の見直しという大きな観点から検討をいただいております。現状を踏まえますと、経常収支比率は次年度にすぐ改善される数値ではありませんが、継続的な事業の見直しや、行政や住民の皆さんとの役割分担等により、効率的なサービスの提供により、改善を図っていききたいと考えております。

少し個別にまた、答弁させていただきます。行政改革推進委員会の進捗状況であります。

行政改革推進委員会は、町の附属機関として平成19年度から設置しており、委員長に静岡文化芸術大学の片山先生に就任いただき、委員には町内の有識者9人の計10名で構成されております。所掌事務は集中改革プランの進捗状況の確認と、これに関する意見・提言及び町長の諮問に対しての調査・審議となっております。平成20年度の開催状況は、6月23日に第1回委員会が開催され、これまで5回開催されています。今年度は集中改革プランの進捗状況のほか、私が諮問しました公の施設のあり方の討議を重ねています。この答申は今後数回の委員会を経て、年度内にはあろうかと思っております。このほか、来年度からの試行予定の行政評価システムについても協議いただいております。委員会からの答申は今年3月にありました中間答申と同様、重く受けとめ、行政運営に生かしたいと考えております。

役場組織の見直し、先ほどと少しダブりますけれども、今議会に提出しました課設置条例の一部を改正する条例により、平成21年度から役場組織の見直しを進めたいとするものであります。これは定員適正化計画に沿い、町職員の適正配置と職員数に応じた組織体制を整理するもので、集中改革プランの取り組み項目、効率的かつ効果的な組織の整備と整合性を図りつつ、今年度中に課の統廃合による組織再編の検討と、平成21年度からの実施に向けてのものであります。職員数は合併時の187人が平成21年4月には164人に、六、七年後には130人台へと、定員管理の一つの目安としている同級他団体規模に近づく見込みです。

見直しには住民サービスが低下しないことを十分配慮し、簡素で効率的な組織、行政課題に的確に対応できる組織等に留意し、検討したものであります。町職員の定員適正化計画を進め、現下の行政課題に対応できる組織の見直しを行うことは、経常収支比率の改善と健全財政を構築し、自治自立のまちづくりには必要と考えております。

補助金等の見直しであります。

町が交付する補助金は、団体等が行う特定の事業等に対し、行政目的に合致し、公益上必要がある場合にその事業の実施に資するため、反対給付を求めることなく、金銭的給付を行うことにより、行政目的を効果的かつ効率的に達成しようとするものであり、地方自治法では、その公益上必要な場合においては補助をすることができると規定されています。行政改革大綱では、行政改革の方策として効率的な財政運営の確立を掲げ、補助金の見直しを重点項目の一つとして位置づけ、集中改革プランの具体的取り組みとして、町合併に伴う各種団体の統合、整理の進捗状況とあわせ、補助金の役割、使われ方について精査し、見直しに努めるとしてあります。厳しい財政状況を踏まえ、集中改革プランの着実に確実な推進と一層の事務事業の見直しを行わなければなりません。補助金についても例外でなく、より効率的、かつ効果的な執行を強く望むものです。

平成20年3月の行革推進委員会からの答申でも補助金の意義に触れ、見直し基準の策定と定期的な見直しについて必要性が求められました。これを受け、町は補助金の適正化についての方針を定め、平成20年度中に既存の補助金も含め、すべての補助金について見直しを行っています。この見直しのあり方としては、1、交付基準の策定、行政と団体との役割分担の明確化、運営費補助から事業費補助への移行などであります。平成20年度当初予算には104件、3億2,366万円の補助金が予算化されており、一定の公益的効果を上げていることは認識しますが、補助金も町民の税金をもって交付されているものであり、すべての補助金は町民に情報開示し、透明性、公平性、公共性が確保されなければなりません。今年度中の補助金交付要綱の改正と、平成21年度からの執行に取り組みます。

最後に、公の施設の見直しであります。

地方自治法では、地方公共団体の多数の住民が利用し、住民の福祉の向上に欠かせない公共サービスを提供する施設を、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設、すなわち公の施設として定義されています。また、管理形態も平成15年の法改正によ

り指定管理者制度が創設され、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応し、民間能力を活用できることとなりました。町も多くの公の施設を有し、住民サービスの向上と経費の節減が図られる施設については、指定管理者制度へ移行していることは周知のとおりであります。今年度は、現在直営の6施設について、行政改革推進委員会へ施設のあり方を諮問したところ、委員会の状況を事務局に確認したところ、施設ごとに見直しの視点から必要性、有効性、効率性を検証し、見直しの方向性として廃止、譲渡、存続の討議を重ねているところであります。年度内の答申になろうかと思いますが、これを重く受けとめ、行政運営に生かしたいと考えております。

以上であります。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、再質問を順にさせていただきます。

まず、最初の部分のところでは、役場組織の見直しについて再質問をさせていただきます。これは先ほど、佐藤さんの質問のところにも出てきたんですけども、なぜこのところですっきりしないのかという部分で、委員会でも全協でもやったんですけども、総合支所という言葉があって、総合支所という言葉は同じ言葉なんだけれども、人それぞれによって持っているイメージが違くと。僕なんかの考え方だと、総合支所と云って実態は支所だよと。また、支所になっていかないと機構改革できないよというふうな基本的な考え方はあるんですけども、それではなぜそうではなくて、総合支所というのは、もともと本川根町にあった役場の機構をそのまま受け継ぐものだよというふうな感覚でとらえられているのかと、そのところはそういうふうにとらえている人の勘違いなのか、そういうふうにとらえるだけの理由があるのかという点について、まず考えて、このところをまず整理していかないと、次の議論に入れれないではないかというような気がしています。

というのは、先ほど僕も携わったと言いましたけれども、実際においても幾つかの文面の中で、合併前の本川根町の議会だとか、それから、住民の説明会とかそういう中ではどういう説明がなされたかということを考えると、当然総合支所というものに対して、今ここで議論しているより、かなり性質の違うものという認識の中で議論されてきたではないかということは、その当時の会議録とか、それから新聞とか。新聞なら静岡新聞で5課設置であるとかいうのを打ち上げてあったりして、そうすると、住民のほうとしては、そうなのかなと、総合支所というのはそういうものなのかなというような、町長の言い方で言うと誤解になるかもしれませんが、そういうふうなふうに思われたことについてのそれなりの理由があると。

ただ、これからやっていくにはそうではないんだと。その部分の総合支所ではないんだというのを、ここではっきり出していかないと議論が前に進まない、また混乱を生じると、そんなふうに思いますが、その点について町長の考えを伺います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 行政が常に考えていかなければならないのは、住民に対する行政サー

長の説明がないと、前に進んでいかないのではないかなと、そんなふうに思います。町長の答弁を求めます。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 行政組織のこの再編でありますけれども、議員おっしゃるように総合支所を建設するときに、どういう規模が必要だということで現状の職員数、あるいは将来の見通しを立てて、床面積等を勘案して現在の規模にしております。また、現在の区長会の開催の状況等も踏まえて、会議室の面積、あるいは必要なさまざまな機能というのを提供しております。当然その中で、当初こういった陣容のものが欲しい、想定されるということで、あくまでもそれは想定ですがということで面積を提示して、現在の規模ができています。また、もちろん当然減っていきますので、今後支所としてはさまざまな活用方法もできるように、カウンターの移動等が可能なような設計等も考慮しておりますので、現時点では当時のスペースがそれほど過大なものだというふうには、私は認識しておりませんし、今後、さまざまなこの機構改革によって人が減っていけば、それをさまざまなスペースとして活用していく、そういうつもりで設計をしたつもりであります。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） そういうふうに言ってしまうと、どうしても突っ込みたくなっちゃうという部分がありまして、性格もそうだが。というのは、今、町長とやったこの建設委員会の話というのは1年前の話ですね。1年前のときに、これだけの人数が必要だから、これだけの建物が欲しいんだよというのでその図面も見せてもらった中で、どういうふうにいすを並べてみたいなのを出した中で出ていると。それが1年ぐらいの間に、その部分がすごく減って、それで東藤川のほうにある教育委員会を入れて、それで大体その計画のときの人数になるというような形になって、そこが10名ぐらいあるので、かなり3分の1ぐらいの人数が1年前の説明と変わってきていると。

変わったことが悪いと言っているわけではないし、僕の基本的な考え方としては変わるべきだと思っているが、ただ、その部分のところでは全然変わっていないのだよと、総合支所の考え方とか、単なる流れだけで来ているのではなくて、1年の間にそれだけ大きな機構改革をするためには、それだけの理屈と理念がなければならないという意味において、やはり総合支所という当初の考え方そのものが、もう変わってきているのではないかと、そんなふうに思います。

例えば、川根支所ですね。川根支所だと全部で27人います。それで、支所と言っている。支所も総合支所も余り議論の価値はないなと思うんですけども、ただ、理念としてはきちりと理念が変わったんだよという部分においては、すごく大事なことはないかなと思っています。それで、こちら側は教育委員会を除けば21名ということで少ないと。それから、この前、川根支所へ行ったとき、課長と話したとき、ここから島田の本所まで行くのにどれくらいかかると言ったら、30分くらいかかるという話で、結構遠いんだねみたいな話をした

んですけれども、多分、ここの川根本町の本所と支所というのは大体そんなにはかからない。15分くらいのものだと思うが、それなら、それで何で総合支所になるんだというようなところがあって。そうではなくて、やはりこれから組織改革していくなら、その部分にこだわったり、そのところをごまかしたりするのはやめて、そうではなくて、総合支所と当初言っていた、合併のときに言っていたことと全然理念が違うんだと。ただ、サービスの点においては窓口業務とか相談業務なんかをきっちりやって、住民の人には迷惑はかけない、そのところは安心してくださいと、そういうふうに説明していくべきではないかと思うんですが、町長の考えを伺います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 説明の受け取り方にそれぞれ違うかもしれませんが、やはり総合支所を造ったという理念というのは、今後とも継承すべきだろうと。内容に、その人員配置等に関しては、それぞれその時代にあって変わっていくんですけれども、総合支所というネーミングにしたこと、そして、それでその時点で合意できたこと、こういったことは尊重していかなければならないというふうに。改革は進めていきますけれども、理念というのは必要ではないかというふうに思っております。

また、その総合支所のこの前の想定でありますけれども、やはり30人から31人、34人ですか、そういったことを想定しながら議論が進められていったと思っておりますけれども、それに関しては、あくまでも機構改革前ではありますが、現在の人口から職員数から想定すればこういう形になるということで、仮定の数字だということで御理解を得て決まってきた部分。あそこをクリアしないと、幾ら仮定でもなかなか議論が進まなかったということで、機構改革をやらない前に将来の組織体系を出すということは大変無理があったわけですけれども、やはりより皆さんが理解できるというためには必要だということで、仮定であります、その時点で組織図というかに基づいた人員を出させていただきました。その点には御理解いただきたいと。

また、その後、中途退職者が出ましたので、その分も人員削減が進んでいて、そのときの数字とは違う部分があるかと思えます。くだいですが、やはり合併したときのその不安を解消するために総合支所というのを造ったその気持ち、理念というのは持ち続けなければならないというふうに思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） その町長がよく言う住民の安心という部分なんですけれども、言葉は変わらないけれども、実態はどんどん変わっていくと。1年もたたないうちに物すごく大きな改革をしたと。改革したことに対しての説明もしっかりしないと。それで住民の人に安心をと言っても、ちょっとここの部分は、まさにそこら辺のところをしっかりとやるのが、住民に安心をしてもらっていいところではないかと思っておりますけれども、時間が、ほかのものもやらなければならないもので次へ移ります。

2番目は、補助金の見直しについて幾つかお伺いしたいと思います。

今、この補助金の見直しについては、町長の答弁にもあったんですけども、積極的に行政改革推進会議でやっているということなんですけれども、ここのところで補助金交付基準というのを策定して、それに合ったような形で、今ある要綱も全部見直して直していきたいと。また、今ある補助金も見直し基準を設けてやっていきたいと。そして、それを21年の予算に反映したいというようなことのようにですけども、こちら辺についての、それでは具体的に補助金交付基準というのはどういうものなのか。さっき若干あったんですけども、全体的なところを聞きたいと思います。

それから、要綱の見直し、それから予算に反映する部分のところをどんな段取りでやっていくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 交付要綱それぞれいろいろな形がありますので一概には言えませんが、その補助金の現状と問題点という認識の中で、一つは、まず基準そのものが不明確であったという部分、あるいは補助金が長期化して、この団体にはこれだよということで、行政側も受け取る側もその金額が当たり前になっているというような部分、いわゆる既得権。ちょっと表現はきついんですけども、既得権化してきたというような状況。あるいは補助金があるからいいわということで、団体の自立という部分にも、ある意味では阻害をしているのではないかと、あるいは団体等の決算額に対して、町からの補助金が高いものが見られているというそういう部分、あるいは一番課題だったと私も認識したのは、補助金は出すけれども、具体的な形で検証が、どう使われたかということ。決算はもちろん書類をいただきますけれども、その検証が行われていない部分があったのではないかと。そういったことも含めて、もう一回補助要綱からしっかり見直して、運営費ではなく、その必要な、行政が支援すると必要と認められた事業に対して支援をしていこう。それに対してはその事業費の何分の1とかという基準を設けてやっていこうと、そういう方向で交付要綱を策定しながら見直しを進めていくと。

ただ、課題は相手があることですので、やはり相手にもその状況を説明して、あるいは町の方針というのを説明していかなければなりませんので、それを現在、役場で基本的なものをつくりながら、相手と協議しながら進んでいく。中には、なかなか相手方の御理解とか対応が難しい部分もありますし、そういう意味では一生懸命今説明をしながら対応をしているところであります。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） この内容的な部分のところで、特にここでちょっと町長の考え方を聞いておきたいと思うのは、見直しの中に出ている町からの補助金を、運営を補助するところから事業補助のほうに変えていきたいというようなのが、議論の中になかなか中心的な課題として出ているんですけども、それとついでのところの前々から思っていたんですけ

れども、補助金というのはやはり目的持ってやることなので、当然状況によって変わってくるので、しっかりとした期限をもって、5年なら5年というようなしっかりと期限をつけた中でやって、漫然と長期にやっていると。

さっき町長が言ったみたいに、漫然に長期にやっていると、漫然に長期でもらっている補助金の団体が育たないというだけではなくて、もっと育てたい団体を育てられなくなる。新しい補助金の事業展開ができないという点が、一番まずいことではないかなと、そんなふうに思いますので、2点、運営補助から事業補助にシフトしていくんだという部分はということなのかという部分、それから期間の設定ということについて、町長どういふふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） やはり補助金を交付するには、公益性の確保、あるいは効果性の確保、そして本当に補助金を与える適格性があるのか、その3つを中心に見直していかなければならないというふうに思っております。運営費というよりも、先ほど言ったように公益性を確認するためのその事業に対して、公益性が認められる事業に対して、一定の補助をするということが必要ではないかというふうに思っております。また、期間に関しては、今回の見直しは一律3年というのを原則としてやっております。もちろん3年でやめるという意味ではなくて、3年たったら見直す。必要があれば継続するし、必要があれば見直すし、必要がなければその時点で補助金としての役目を終えるという、そういう3年ということを中心として見直しをやっております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 今の説明の中で、なぜ運営補助がいけないのかという部分のところももう少しわからないので、説明をお願いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 運営の場合、やはり効果性とか公益性が、私は不明確になる部分があるだろうと。また、やはり運営そのものは任意団体でありますので、それは自分たちの資金というのでやるのが本来の形ではないか。ただし、その中でその仲間、あるいは組織が集まって、では事業をしましょうと、あるいは先導的な新たな取り組みをしようといったときに、やはり自分たちの自己資金だけではできない。でも、これはこの町のために必要だ、あるいは逆にそういう自主的な団体が、さまざまな取り組みをしていただくことが町の活性化につながると思いますので、それに対して、事業に対して一定の割合で補助をする。

私は明確でありさえすれば、立ち上げの段階にはそれが10分の9になったり、3分の2になったり、あるいは高率の補助でも、私は効果さえ認められればいいというふうに思っております。いずれにしても、その事業に対して補助するということで、本来の補助金の透明性や公平性や公共性が確保できると考えております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番(板谷 信君) 今、2つの説明を受けたんですけれども、次にこのところでも出てきた公平、公益性の部分、公益性というのは当然補助金を交付する時の一番の中心のところなんですけれども、この補助金を決定する、また、補助金が適正に行われていると、それから、これからも同じように補助金を出したほうがいいとかという判断するところが、例えば補助金をもらう団体の衆のところであったりとか、それから、また行政の担当課だけでいいのかなという部分とかあって、細かいところを決めるのは行政の担当でもいいんですけども、やはり住民の税金を使って補助金を出しているという部分においては、この補助金がどういうふうに適正に使われているかという部分については、しっかりとした中立的な第三者機関を置くことが大事ではないかと思うんですけれども、その点について町長の考えを伺います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 基本的には、役場の中でも何段階もそうしたチェック機能が働いて、最終的な予算編成までにはいろいろなチェックがかかりますので、どこかの特定の部署だけでかかるということはないと思います。また、最終的には議会の中で承認という、あるいは決算で確認ということがありますので、そういった意味での公共性、公平性は保てるというふうに考えております。ただ、問題は枠取りの中でまちづくり基金とかその中で、行政の裁量の中で人づくり基金で申請があった場合、現時点では行政の中で判断しながら対応、もちろん一定の基準がありますけれども、一定の基準の中で対応していくという部分がある。

現在までの中では、すれすれの対応とかというのはなかなかそんなに課題はないわけなんですけれども、そうした中に第三者の意見を取り入れていくもの、そういった仕組みも、私はああしたまちづくり基金とかいうものを活用したさまざまな研修事業というのは積極的に進めていきたいので、それが行政の意向で左右されないように、第三者機関の判断を仰ぐということも必要かなというふうに思っております。

ただ、行政の場合は仕事の中で、では、きょう4時から集まるぞということで会議ができますけれども、第三者の場合は、なかなかそういう機動的な対応ができない。また、当然報酬等もありますので、そのバランスもありますけれども、より効果的な運用をするにはそういったことも必要ではないかというふうに考えております。

議長(森 照信君) 板谷信君。

10番(板谷 信君) 提案しているのは、それも一理あるよではなくて、ぜひやってもらいたいと思っています。というのは、やはり一番大事なのは公益性が保障されているということが一番の中心であって、それはだれがやっても、これ公平だよみたいなことは一応言えるけれども、そのことが重要ではなくて、だれが公平性を判断したんだと。その部分のところすごい重要であって、いまだかつて確かに補助金に対して第三者が、結局は何の補助金に対しても全くそれに関係のない人が、それでもこの補助金は出すべきだと判断してくれる、これがまさに公益性の保障になると思います。それが役場だとか関係団体の衆が、これはど

うしても大事だよと、例えば基幹産業の中でどうしても大事だと、それは答えとしては合っているかもしれないけれども、公益性の保障にはなっていないと、そういう意味においても公益性の保障という点においては、どうしても事後的でもいいから、第三者機関を設けて、全然関係ない人にこの補助金は町にとって必要な補助金だと。そういうふうに認めてもらう、ここの部分の過程がどうしても必要な過程ではないかと、そんなふうに思います。もう一度町長の考え方を伺います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 私が必要だと思ったのは、行政の中で裁量でやれるそうした申請に基づいた補助金の申請に関してでありまして、一般的なその予算書に載るようなものに関しては、行政改革、現在では行革の委員会の指摘も受けておりますし、また、当然定期的な監査も受けておりますし、こうした議会の中で議論もいただいております。そういう意味では、私は公平性は保たれているというふうに思っております。私が言っているのは、内部で判断ができるものに関して、行政の判断も偏りがないように第三者の判断を仰ぐことも必要ではないかということで答弁させていただきました。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 監査も議会も検査しているのでと言われると、何かねらい撃ちされているような気もしますが、やはり制度的な保障ということがすごく大事ななというような感覚がしています。議員にしても、それから監査委員にしても、ある程度限られた人がなっているという部分において。そうではなくて、全然関係ないところの人のごく自由な意見、公平感というのが必要になってくるのではないかなど。また、その部分についてなぜ言うのかというと、この行政改革推進室の今やっている中で、見直しとか、それから交付基準とかという中にも、例えば多くの町民の目を通じて、補助金の適正化の方向が導かれるようにしなければならないだとか、それから、補助金の審査会等客観的な審査のできる組織の設立が必要であるとか、そういうような方向づけを持ちたいというような文面があるので、そういう点においても、これをなるべく言葉だけではなくて、きっちりとした具体的なものに、形にしていてもらいたい。そのことによって、だれからも補助金が限られた衆に特に有利に使われているんだよみたいなことは思われたい。それから、役場の衆が決められているのでみたいには思われたい、そういう住民に対しての信用感という点においても、その第三者機関を設けるということを検討していただきたいなと思います。この点について、もう一度聞きます。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 補助金がどのように使われて、どのような効果を生むかということに対しては、補助金がどのように使われているかに関しては、「かわねほんちょうことしの仕事」にも、補助金の部分が網羅されて町民に配布してありますし、そうした中で、それがどのような効果があったということも、今後しっかり広報、あるいは情報提供していかなければ

ばならんかなというふうに思っております。また、その補助金のチェックについては、ここでつくる、つくらないというよりも、そういった要望があったということを踏まえて、今後議論を重ねていきたいというふうに思っております。そういう趣旨の必要があるということは十分承知しておりますけれども、新たな組織をつくるのか、あるいは既存の組織の中にそういった役割をしっかりと明確にするのか、さまざまな手法もあろうかと思っておりますので、議員の御指摘をしっかりと踏まえながら検討をしていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） いつも町長が言っている住民参加のまちづくりという点においては、住民の特性、民間の衆の特性を生かしていくという点においても、その衆に行政に入ってもらおうと。あるところを担ってもらおうと。また、その人が入るのが一番公平というか、中立性を保つみたいの部分のところへは、積極的に住民の力を活用していただきたいと思っております。

それでは、最後の質問になるんですが、公の施設の見直しのところを質問したいと。この公の施設について、それこそ再三言いますが、推進会議でも熱心に検討されているというのは見せていただいたんですけども、移転の発想からしてみると、今現在で必要性だとか、効率性とかを議論、それは物すごく大事な議論なんですけれども、そうするとどうしても余分なものではないとか、これはこれで意味があるんだという結論になりやすい。それはある面においてはなるに決まっていると。そういう目的でつくったものなので、その必要性が急になくなるなんていうことはないのです。でも、そこの発想のところこそでなくて、それはそれで大事なんですけども、耐用年数が過ぎちゃったとき、もう一回この建物をつくるという部分がすごく大事だと思うのですよ。もう一回自前でつくっても必要なほどの施設なのかどうか。もし、そうでないとしたら、耐用年数が過ぎちゃったら、もう補助金も来ないし、そこのところでやめるよというならば、最後のほうの何年間というのは、利用者はどんどん減るけれども、維持管理費ばかりどんどん上がっていくと、そういうのが何年も続いて、それで最終的に、これは幾ら何でも公共のためには使えないということで、ばさっとやめてしまうことになると思うけれども、そうすると、この最後の部分のところなんか物すごくもったいないなというところと、それから、多分そのところをもっと早い段階で切り上げれば、新しい次の事業に転換できるのではないかとというふうに思って、そこの部分のところ、例えば早い段階で、これはもうもう一度作り直さないよというものに対しては早く手当てしていくという部分が必要になっていくのではないかと思います。

例えば、そこの部分は使い道がなければ普通財産に戻して、それでそのかわり必要最小限度の保管をしていくと、管理をしていくというようなことも必要になってくるのではないかなと思うんですけども、この点について町長の考えがあればお願いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） その施設が耐用年数、あるいは使用に耐えられない状態になったときに建て替えるかどうかというのは、やはりそのときの情勢とか、あるいはそういったものに

対する支援制度があるのかどうか、いろいろな条件の中で決まってくるだろうというふうに思っております。ただ、目的のないままその運営を継続するというのは、あるいは利用者が激減する中で、耐用年数があるから利用を継続するということはあり得ないと思います。そういうものも含めて、現在とりあえず6施設に関してあり方について御検討をいただいておりますので、それをやはり御検討いただくというのは、行政だけで考えるよりも、幅広く町民の方々の意見を聞いた上で方向性をしっかり考えていただきたいということで諮問しておりますので、その答申を受けて対応をしっかり考えていきたいというふうに思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 今、行政のほうで行政改革推進室のところで一生懸命議論してもらっている部分のところで、ただ、行政改革推進室でこの必要性だとか効率性を考えていくときに、どうしてもネックになっているなどと思う部分は、目的、それぞれの公の施設はなぜ建っているかという目的がしっかりしていないと。本来は設置条例の目的というところを見れば、物すごく明快に答えが出るわけなんですけれども、では、具体的に設置条例の目的のところを見ればわかるかというところほとんどわからないと。極めてわかりにくいという形になっていると。例えば資料館だと、教育・学術・文化及び地域の振興に寄与するため、これではなかなか必要性とか、それから継続性というのは判断しにくいのではないかと思います。音戯の郷なんか、教育・文化・産業及び地域の振興に寄与するため、ほとんどこれだと目的というのがそういうことを判断する機能をなしていないのではないかというふうに思います。そういうふうな点から、まず最初のところで設置条例の目的をもう少し明快に直すと、その中でいろいろなやり方を目的に沿ってやっているかどうかというのを、町長がよく言う、さっきも言った民間の人に評価してもらおうと、そういう形にしていけないと、これからあと行政評価もやっていきたいというような話もありましたけれども、そういう点においても、まず評価しやすいものにしていくと。いろいろな、ここでは施設になるんですけれども、そういう点において、まず設置目的をもう少し明快なものにしていくというような考え方はないかどうか、お聞きします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現時点で、そのことに対して明確な庁舎内での合意というのは得られてというか、まだその時点まで話し合っておりませんが、今後その行革推進委員会からこれに対する判断が出てくる。判断するというのは、当然、行革委員会が設立目的も加味しながら、現時点での意義、そして将来にわたる意義というのを加味した上で判断をされる、あるいは答申をいただければと思いますので、当然、そうしたことを加味しながら、よりこの施設はこういう目的で運営していくんだということをよりわかりやすくする方法は、しっかり考えていかねばならん。その一つとして、その設置目的の条例等の改正も含まれてくるだろうし、さらに別な意味で、その目的を共有するという方法もあろうかと思いますが、当然、今後これを維持管理していくのだったら、こういうことで管理していきますと

いうことは明確にする必要はあろうかと思えます。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） さっき補助金のところでも言ったんですけども、公の施設でも全く同じ部分だなど思うのは、そのところがはっきりしないと整理もできないし、整理もできないと新しい事業展開ができないと。これは物すごく町にとって不利なことだなど、つまらないことになるのではないかと思う。

それから、多分最後になると思いますがけれども、6つほどあった公の施設をそれぞれ意見もあるんですけども、それがとても言えるような残りの時間ではありませんので、最後に音戯の郷についてだけ、若干勝手な私論を述べさせてもらおうと、音戯の郷については建物は新しいと、平成10年なので一番飛び抜けて新しいのではないかというふうな感じがしています。それだけに利用方法というのをしっかり検討していかなければならんなどという中で、音戯の郷は条例の改正も含めて、目的を変えてこの町に合うほかの目的のものに変えていくべきではないか。そのことを来年からやれではないんですけども、中期的な形で検討をしていくべきときに、もう来ているのではないかと、そんなふうに思います。

それから、もう1点は、音戯の郷でやっています音の彫刻コンクール、これは来年にでももうやめるべきだなど、そんなふうに思いますので、この2点について町長のお考えを伺います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現在、諮問しておりますので、その議論内容、あるいは答申内容を含めて、今後のことについては考えていきたいというふうに思っております。また、人的なつながりというのは、これからのまちづくりの中で大きな要素を占めていくだろうというふうに私は思っています。今回の音戯の郷コンクールに関しても、いわゆる日本で知られた方々が審査員に名を連ね、また、それぞれこだわりを持って審査に加わり運営に携わっていただいております。そういったことが委託経費とのバランス、あるいはその他の波及効果でどうなるかということをも十分踏まえながら、対応を検討していきたいというふうに思っています。人的な広がり、あるいはそういったものも私は必要な部分があるかという認識で、今まで携わってきましたけれども、もちろんそれを許す財政状況というのは、今後急激な悪化の中で、それすら許されない状況もあるのかもしれませんが、私としては要するに活用、活用という言い方は失礼ですけども、生かし方次第ではないかというふうな部分も持っております。ただ、これは私だけが判断できるものではありません。やはり公のお金を使ってやる話ですので、幅広い議論の中で方向性を出していけばいいというふうに思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） これで終わるつもりですが、答弁をもらった中で、はっきりとした答えをもらおうとすると、行革推進室にまだ諮問中なのでというような答えが出てくると。

私は、行政改革推進室の委員の人の意見を聞きたいわけではなくて、町長の意見を聞きたいから聞いていると。それから、行政改革推進室も頑張ってくれているけれども、町長も、そして議会もそれをバックアップしているというか、同じ目線で議論をしていかなければ、結局、いい答えが出てもものになっていかないのではないかとこの点においては、行政改革推進室の諮問とは別に、町長の考え方を伺いたかったという点と、それから、もう一つ、音の彫刻コンクール、これは必要だというような言い方でしたけれども、あるものには甘く、あるものには辛いでは、やはり旗を振って行政改革をやっていく立場の町長としては、まずいではないかなと、そんな感想を持ちました。

これは答弁求めません。もしあるなら。これが最後です。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 音戯の郷の運営費というのは、私がこういう立場になったとき、4,000万円以上の額でございました。それを現時点2,000万円台まで落としてきたと。その中で必要なものは残し、不必要なものはなかったわけですが、我慢してもらったところは我慢しながら、そういう改革をしてきたつもりで、その中で残ってきた事業であるということ。

それから、私はしかるべきときには、当然音戯の郷について自分の考え、あるいは長としての考えを述べなければならぬと思っておりますけれども、現時点、ここでその答申中に私の意見を述べる必要はないというふうに思っていますし、この6つの施設を私が行政改革委員会に諮問したということと、その答申は重く受けとめるということに関して、そういうことで御理解をしていただきたいと思っております。

議長（森 照信君） これで板谷信君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

会議時間の延長

議長（森 照信君） 本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長をいたしますので、あらかじめ御了承をください。

ここで暫時休憩をし、直ちに全協を開きます。

休憩 午後 4時29分

再開 午後 5時08分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2 農業委員会委員の推薦について

議長（森 照信君） 日程第2、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、芹澤徳治君、杉本道生君の退場を求めます。

（芹澤徳治君、杉本道生君退場）

議長（森 照信君） お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員は2人とし、芹澤徳治君、杉本道生君、以上の方を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員会委員は2人とし、芹澤徳治君、杉本道生君を推薦することに決定しました。

芹澤徳治君、杉本道生君の入場を許可します。

（芹澤徳治君、杉本道生君入場）

日程第3 議案第56号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例
について

議長（森 照信君） 日程第3、議案第56号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。鈴木多津枝君。

第1常任委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月3日の本会議におきまして、議案第56号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例について審査の付託を受け、12月3日、定例会終了後、大会議室におきまして審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査をするに当たりましては、町長、担当課長より説明を受け、進めてまいりました。また、第2常任委員会の委員の方も全員傍聴で参加され、質疑や意見表明も認める中で審査を行いました。

今回の改正は、町長事務部局における課を見直すもので、現行の12課1室1局から8課1室1局の組織に変更し、職員数に対応した組織体制にするとともに、組織をフラット化し、課の下に23の室を置き、本庁舎へ7課1室1局を、総合支所には1課と教育委員会事務局、

2課を配置するというものです。

このような中で、委員からは活発な質疑が行われました。その中から主たる内容を抜粋しますと、1条関係の町長の権限に属する課の変更では、総合支所が5課から1課となることについて、本川根側の委員からは、いずれは見直しが必要と思う。1課6室になってもサービスが低下しないというので信じるが、寂しいという気はある。合併時に住民に総合支所とすることで、今まで本川根役場があったのと何も変わらないと説明してきた。今回1課6室になり、今後も定員管理で職員を減らすと、今に振興センターになってしまうのではないかと住民は心配する。住民へ納得される説明が必要とか、合併時に本川根側の住民に説明した総合支所にするという事は、今までの役場の機能をすべてそのまま引き継ぐということだった。合併して行政組織の効率化、スリム化をすることが必要なことは理解できるが、住民はおるか、区長さんたちにも何の相談も報告もなく、議会が決めたといって約束を変更することは許されない。行政組織の縮小は地域が寂れると住民の不安も大きい。合併してまだ3年しかたっていないのだから、もっと緩やかに丁寧に説明をしながら進めるべきなどというのが、主な意見でした。

それに対し、町長や担当者からは、地方分権化が進み、専門性を持つ職員が必要になっている。一方、定数管理による職員削減は、高い経常収支比率を下げて住民の要望にこたえるためにも必要である。指揮命令を明確にするため、意思決定や企画は本庁で行い、サービスは後退させないことが必要と考えている。国や県との対応は直接住民が行うものではなく、町長、副町長、担当課長が直接行うので、本庁に集まっているほうが意思決定がやりやすく効率的。入札も副町長が本庁にいるし、担当課との連携も本庁で行うほうがやりやすく、効率的である。住民に直接かかわる相談業務や窓口サービスは、課が室になっても全然後退しない。総合支所と主要施設を結ぶ巡回バスなど、住民の足を確保するために公共交通機関を整備する取り組みも進めている。住民が本庁まで来なければならないことはほとんどないので、安心していただきたいなどという説明がありました。

一方、中川根側の議員からは、合併以来の大きな組織がえのスタートである。基本的に余り変わらないというところから出発すると、何のための合併かわからない。ここはこう変えるが、必要なことはこうやっていくと、住民にはきちんと目的を説明して納得してもらうべきだ。何も変わらないと言っているが分庁化ではないはず。今までと違うということははっきりさせるべき。合併したのだから、やがては一つにしなければならないというのが多くの声だ。ある程度両方に痛みが出て仕方がないこと。今回はその一歩だ。支所に総合をつけることで、支所という意味が住民にはわからない。はっきりするほうがいい。総合支所の説明でも、何がどう変わるか説明していない。財政問題からも窓口サービス、住民サービスを低下させないために再配置していることを説明していくべき。本庁と総合支所の中の組織を見直すでよいのか。支所でなく、あくまでも総合支所なのかなどの意見がありました。

また、住民説明会を開くべきではないか。パブリックコメントで意見を聞いたらどうかな

どの意見が出され、ほかに質疑もなく、第2条関係の分掌事務に審査を移しました。

主たる意見を抜粋しますと、大井川の水関係が、企画課の環境室に大井川の環境に関することとあるが、観光商工課の商工交流室にも、大井川と長島ダム流域連携に関することと出ている。1つにしたほうがいいのではないかとの質問があり、商工観光課の商工交流室は長島ダム関係だけで、大井川の問題は環境室で扱うとの説明がありました。

国保・年金は町民室で国保税は課税室にしているし、後期高齢者医療は長寿介護室で高齢者のことを全部まとめているが、国保運営協議会では国保と後期高齢者医療は関連している。分けて大丈夫かとの質問に対し、町長より、長寿介護室を設けて、後期高齢者をどうするかをここでまとめて取り組みたい。後期高齢者制度は問題もあり、高齢者に不安がある。足りないところを町がどう補完していくかが必要で、高齢者関係として統一的に考えたいとの説明がありました。

今、国保、後期高齢者を別の人がやっているのかとの質問に、現在も分けているとの答えがありました。ほかに室の名前や教育委員会が本庁に入ることなどにも質問があり、確認がされました。

以上のような審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、議案第56号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、賛成多数で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（森 照信君） これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

私も討論を行いますので、副議長と交代します。

（議長、副議長と交代）

副議長（久野孝史君） それでは、これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。14番、森照信君。

14番（森 照信君） 私は、議長として遺憾千万であります。この議案に反対の立場で討論させていただきます。

合併して3年が過ぎ、総合支所の建設も順調に進んでおります。21年4月より新庁舎での業務が行われる見通しになっております。合併協議会において、先ほども佐藤議員から一般質問がありましたけれども、重要な課題でありました本庁舎の位置、総合支所の建て替え、また事務所の方式として総合支所方式をする、これらの問題が解決して、やっと合併協議会

の話し合いが前に進んだ経緯があります。この方式での事務所の機能配置方法の内容とは、管理部門、事務局部門を除き、従来の合併関係市町村の庁舎における行政機能をそのまま残すというもので、人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かせない面があるにもかかわらず、この方式をとられると住民に、議会にも説明がありました。

重要な合併協議会での話し合った根本的なものが大きく変えられようとしている。しかも、新庁舎ができ、その中で今まで言っていた機能が動き出す予定であったが、総合支所建設がされたが、合併当時の説明と全く違う組織になってしまいます。総合支所での住民サービスは低下しないとの説明がありますが、合意形成的に言って、住民からの要望に素早い対応が可能であるのか。結論が出るまで時間がかかるのでは。説明責任のレベルなど、権限を持つ職員がいなければ、当然とサービスは低下すると考えられます。

混乱は考えられますが、行政はしっかりとした住民に話す説明責任があると思います。議会は最終的な決定機関であります。議会で決着を見てから住民への説明では、順序が逆ではないかと考えられます。今まで3年間一生懸命合併に対する諸問題に努力、取り組んできたことを水に流すようであります。

以上のことから、私は反対の討論といたします。議員各位の御賛同を願います。

副議長（久野孝史君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。9番、中澤智義君。

9番（中澤智義君） 9番、中澤。私は、議案第56号に賛成する立場から討論いたします。

現在、本町は行政改革を進めている中であります。行政事務事業等の見直しに取り組んでおります。先ほど板谷議員からも言われましたが、本町は、経常収支比率が96%と県下で一番悪く、財政が硬直化しております。簡素で効率的な行政組織に改善することが大切ではないかと思えます。また本町の職員の多さは、人口1,000人に対する比率で県下一です。18年度の資料ですが、県下の市町村の1,000人に対する職員の数、市のほうで平均1,000人に対して7.2人です。県下の町の人口1,000人に対する職員の数、平均で1,000人に対して8.9人です。これらの数字に対して、現在、本町の場合は職員の数が増ったといっても、1,000人に対して職員は17人です。これらの数値は、県下の町が平均8.9人に対して本町は17人であるということは、約倍の数字が出ておまして、職員がそれだけ多いと思われま。

いかに本町が面積が広いとか、部落が点在しているからと言われますが、この数字では効率のよい行政を行っているとは言えません。経常収支比率の改善、効率のよい行政を進め、財政の健全化を進めるために、私は議案第56号に賛成いたします。

副議長（久野孝史君） ほかに討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木多津枝です。第1常任委員会の委員長を務めたわけですが、それでもなお、今の状況を見ていますと賛成できないということで、反対の立場から討論をいたします。

この議案が配られたとき、総合支所の大幅な変更、特に5課を1課にするのを見て、いよいよ組織のスリム化で本川根側の人たちのおおむねの了解が得られたのだなど。合併してし

まった以上は、宿命とも言える行政組織のスリム化に、ようやく本川根側の皆さんに納得をいただいたのかと、正直ほっとしたものです。しかし、委員会審査では、本川根側の議員より、課が室になると地域が寂れる、不便になるなどの意見が出され、町長や担当課職員からは、課を室にしても住民へのサービスは後退しない、バスやタクシーなどの公共交通機関を整備して住民の利便性は確保するなどの説明が繰り返されました。また、合併時に総合支所とした意義を強調する質問も繰り返される一方で、中川根側の議員からは、合併したのだから変わることを示すべきだと、行政のあいまいな姿勢への批判が繰り返されるなど、両方の議員に行政の不満があることを感じました。

質疑も途絶え、採決の結果を見て、まだまだ矛盾は深く、採決すべきではなかった、委員長としての配慮が足りなかったと後悔すると同時に、事前に議員の皆さんがどんな意見を持っておられるかなど、何一つ耳に入らず、委員長としての力のなさを痛感せずにはられませんでした。住民が主人公の日本共産党の議員として、住民の代表である本川根側の議員の皆さんが、住民の了解を得ていない、約束が違うと判断している状況で、数の多数で押し切って可決することは議会制民主主義の点からも、やってはならないこととの思いが日増しに強まり、町長に出会ったところで2回ほど、住民説明会か、せめて区長さん方への説明会を開いてから採決すべきと要望しましたが、行政組織を変える問題は住民に聞くことではないと耳をかしていただけなかったのが、本当に残念です。

議会の多数で押し切れるという考えは、住民不在そのものです。これまで議会の多数で押し切られたことの中に、どれだけ取り返しのつかない過ちがあったかを、一番多く体験した者として、議論を尽くすことの重要性を主張せずにはられません。たとえいつかはやらなければならない合併の宿命である行政組織のスリム化であっても、住民が主役を守るべき行政が、議員の数だけを頼りに押し切るやり方を認めるわけにはいかないと、反対討論をするものです。

課の変更に期限などないはずですが、まずは、日ごろ真っ先に何かとお世話になっている区長さん方へ説明をし、住民への説明会も開いて、今、このような組織がえをやることの必要性を率直に説明し、納得していただけるか、どんな不安があるかなど十分に意見を聞き、手を尽くすべきです。当初は反対するなど考えていなかった私ですが、肝心の本川根側の住民はおろか、その代弁者である議員の皆さんさえ納得されていないことを知り、数で押し切ることは議会制民主主義に反する町民不在のやり方で、賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

副議長（久野孝史君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 4番、小藪です。

議案第56号について、賛成の立場で討論いたします。

議案が提出されてからいろいろな議論もあり、第1委員会にも付託されて、そこでも議論されました。きょうの本会議でも何人かの議員の一般質問の中でいろいろな懸念、あるいは

意見が出され、それに対して答弁も聞いておりました。私も現実に一般質問をしているわけでございます。その中で、合併当時186人であったものが来年3月では163人になる見込みということで、12.37%の減ということでございます。先ほどの中澤議員もおっしゃっておいりましたけれども、経常収支比率が97.1%という、本当に、本当に厳しい現実、これは県平均の83.6%と比較しても本当に厳しい数字だなというのを実感として、あるいは町の財政として感じるわけでございますけれども、この改定、川根本町課の設置条例の一部を改正する条例についての提案理由の中に、住民サービスが低下しないこと、簡素で効率的であること、町民にわかりやすく利用しやすいこと、指揮命令系統がわかりやすく責任の所在が明確であること、行政課題に的確に対応できること、総合計画を円滑に遂行できること、この文言は先ほどいただきましたけれども、この合併協定書にも全く同じ文言で、順番が4番と6番が入れ替わっただけでございます。合併協定の時からそういうことを念頭に置いたものとして、賛成の立場で意見を述べました。皆様の御理解をお願いいたします。

副議長（久野孝史君） ほかに討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

3番（中田隆幸君） 私は、第56号議案に反対の立場から討論を行いたいと思います。

それこそ、機構改革はしなければならないと思うのですが、本来、このような大きな改革は、十分検討をして行わなければならないと思っております。それもいとも簡単に行政改革という御旗のもとで、行政だけで提案してくることは、民である北部町民の合併時の気持ちを逆なでするように思えてなりません。町民に対するサービスは低下しないからとっておりますが、合併時の約束を3年で変えてしまう、このような行政を信用できるでしょうか。町民は諦めと行政不信をますます増大します。北部町民は役所がなくなったことにより、活気のなくなった街並みとダブって、対等合併とは名ばかりで、今思えば何であったのかと、ますます不信感を増してくるのではないのでしょうか。そのためにも、いま一度議員の各位の奮起をお願いして、私の反対討論とさせていただきます。

副議長（久野孝史君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） 高畑でございます。私は川根本町課設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

本議案は、川根本町役場業務をよりスムーズに行い、経費節減を行って、町民のサービス向上をそこねることなく改正するものであります。課設置の改正に伴い、意思決定、業務執行に今までワンクッション、ツークッションあったものが、ストレートにつながってまいります。18年度、19年度の予算審議を行ってきましたが、1つの課で旧本川根、旧中川根分の二通りの決算報告が今までございました。わかりにくく、また、異なった手順で行われていたものもあります。合併をし川根本町になったからには、1課で予算、決算をすることが望ましいと考えます。川根本町総合支所に現在置かれている住民課、健康福祉課、事業課がなくなるわけでありましてけれども、今でも住民課は町民課で、健康福祉課は健康増進課で、事

業課は建設課、産業課がそれぞれともに協力しながら行ってまいりました。

改正後は、総合支所で行われる業務は、管理室、住民生活室、福祉介護室、産業建設室が受け持つことによって、窓口業務、住民サービスは後退をすることはないと信じます。合併をして3年がたち、旧本川根、旧中川根の事業のすり合わせの中でも、お互い譲り合い、理解し、厳しい財源の中で無駄を省き、効率よく行ってきた努力をしたところだと認識しております。行政は、議員は、住民サービスに支障が出ないようにするのが責務であると考えます。本庁、支所でも無駄を省き、そこで出た経費を住民サービスに充てていくことだと信じております。

以上のことから、私はこの本案に賛成といたします。

副議長（久野孝史君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（久野孝史君） これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

副議長（久野孝史君） 起立多数です。

したがって、議案第56号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

それでは、これで議長と交代いたします。

（副議長、議長と交代）

日程第4 発議第2号 川根本町議会定数条例の一部を改正する条例 について

議長（森 照信君） 日程第4、発議第2号、川根本町議会定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案の朗読を求めます。

事務局長（大石守廣君） 川根本町議会定数条例の一部を改正する条例。

川根本町議会定数条例（平成17年9月20日条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「14人」を「12人」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、同日以後、初めてその期日を告示される一般選挙

から適用する。

議長（森 照信君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） それでは、発議第2号の提案理由を説明いたします。

6月定例会において、議会議員定数検討特別委員会を設置し、3回にわたり開催され検討を行ってきました。

今回の定数見直しについては、行政改革大綱集中改革プランの中にも盛り込まれ、行政組織においても機構改革がなされる中、また、近隣市町においても昨年の島田市、また、ことしの牧之原市についても行われてきました。また、前述の市においては、区自治会、また商工会議所等の要望で行われてきましたけれども、行財政改革推進が急がれる中、当議会のみずから行うものであります。

検討の結果は委員会報告にあるとおりで、さまざまな多くの意見がありましたが、当町の人口規模、また今後の議会運営等を考慮し、住民の代議員たる議員それぞれが町民の意見を勘案し、判断をもって12人としたものであります。

以上です。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありますか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ただいまの久野議員の提案理由の説明の中に、12名にする理由を、行革とか近隣の市町の状況とか言われたんですけれども、最後に町民の意見を勘案して12名とするという説明があったんですけれども、町民の意見を勘案しというところを、どういうふうな意見で、どういうふうに確認をしたのか、そして12名というのをどうやって決めたのかを、説明をお願いいたします。

議長（森 照信君） 13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） まず、第1点ですけれども、町民の意見ということでございますけれども、6月より委員会を設置し、半年間あります。また、この中で委員はもとより、各議員の皆様も設置の報告と、それぞれの意見を伺ってきたものと判断しております。また、特別委員会の報告の中にも、いろいろそういった御意見があります。ただし、確かに議員を減らすことだけが選択肢でないとか、10人にすべきであるとか、そういった意見があります。その中で、10人から12人ということが適当でないかということが出まして、12人になったわけですけれども、その12人も、近隣の市町とかそういったことを聞かれますけれども、当町と同規模の県内自治体を見ますと、当町の議員1人当たりの人口が642人、また同規模自治体で東伊豆町が689人、河津町が692人、南伊豆町834人、この各町は12人としております。

確かに、当町は面積が広く集落が点在はしておりますけれども、県内平均1,433人ということもつけ加えまして、そのような委員会の中の結果が、12人程度が妥当であるという結論

が出たとしております。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 反対の立場から討論をいたします。

合併して丸3年が過ぎました。今回の議員の定数削減は、一体どんな必要性があつて行くのでしょうか。議員の数は議員の権利ではなく、町民の権利です。合併したとき、広い両町の議員数は22名だったのを、一挙に8名も減らして14名にしたばかりです。議会活動はもう十分だ、議員を減らしてもよいと町民に満足されるほどやれてきたのでしょうか。議員を減らすことは、議員の痛みではなく、町民の権利を削る町民への痛みであることを忘れてはならないはずで、定数検討委員会が約半年間かけて検討した結果、ほとんどの町民が減らせということだった、行財政改革を行っているので、議員もみずから身を削るべきだとか、痛みを共有すべきなどの意見を傍聴のときに聞きましたけれども、一体何人の町民からそう言われたのでしょうか。私は、一人一人に聞いたわけではありませんが、議員の数を減らせという意見は数人しか聞いていません。また、もしそう言われたときは、議員は住民の代弁者で、減らせばそれだけ要求を伝えたり、行政に意見を言う人が減って損だよと言ってきました。そうすると、議員への不満がたくさんぶつけられ、結局、住民の方々が議員を減らせと言われるその真意は、議員の姿勢や活動に不満があることがわかったのです。

減らせと言われて減らすのではなく、町民の不満にこたえ、町民を守る立場で働く議員になること。今、町民の皆さんが心から求めていることではないでしょうか。町民の皆さんから頑張れと言われる議員になるように、全力で努力することこそ重要と、身を引き締めて思っている現在です。今回、行財政改革に協力しなくてはとか、議員も痛みを共有しなくてはならないと言われていますが、2人減らしても財政的には600万円弱の節約です。町の60億円余の一般会計を、14人の力でよく調べ、情報を集めれば、予定価格の100%近い落札額もたくさんありますし、町外にお金が出ていく数々の委託料など、もっと節約や生きた使い方ができるはずで、

しかし、十分調べる時間もない議会の日程や、行政の説明不足、時間不足を慢性化させたり、通り一遍の説明しかない全員協議会、資料不足を何の改善もしない議会では、議員の力が発揮できず、住民の期待にもこたえられなくて当然です。中には無駄な話もあるかもしれませんが、でも、議論を尽くすこと、調査に時間をかけること、国や県に、町や町民を守るための要望や意見をどんどん上げること、そして、町民への情報伝達などなど議員の仕事はた

くさんで、町会議員といえども決して片手間にやれる仕事ではなく、14人の力を発揮すれば、もっと相当なことがやれるはずです。

しかし、今の議員報酬では、ほかに収入がない限り、一家を支える立場の人が議会活動に100%専念するなどということは、到底無理なのも明らかです。年間2,000万円近くも議員報酬をもらう国会議員に、政治家がきれいな政治をするにはもっとお金が必要だと。さらに1人につき4,500万円もの政党助成金が毎年税金で支払われているこの御時世に、月19万円の議員報酬で、どうやって議会活動に専念できるか。このことこそ最も問題にしないでほしいことだと思います。町民に実態を知らせて、だれが議員になっても十分に働ける条件を整えることこそ、必要なことです。今回の議員定数の削減は、町民の真の思いにこたえるものでもなく、真の行財政改革にもならない、単なるリストラ、縮小でしかないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 私は、発議第2号について、賛成の立場から討論したいと思います。

3年前に合併をして、14名の議員という形になりました。これはどこの町でもそうなんですけれども、急激に状況が変わるといえるのはふさわしくないということで、ある程度のそれを配慮したような議員定数でいくという形になっていて、それが14名ということで。それでは合併をしない他の自治体はどういうレベルなのかなというを見てみると、さっき副議長のほうからお話があったように、12名程度という部分のところは適当ではないか。そうだとしたら、そのこととすることでいくべきではないか。もう合併終わって3年たっているのだから、そのところはそういうふうにしていくべきではないかという気持ちがあります。

あと、法律的には自治法の第91条のところ、川根本町のようなレベルの規模の自治体は18人を上限としています。そういう点においても18名のところを12名、かなり減るんですけども、その部分もクリアできるのではないかと思います。

それから、あと、きょうの一般質問のところでも思ったんですけども、きょう、川根本町の議会は8人の人が一般質問に議員が立たれてやったと。まさに住民の代弁者、意見の代弁者という機能を果たしていくには、やはりやみくもに減らすということではなくて、適正な議員の数というのは必要になってくるのではないかと。これからは議会のほうとしては、住民の代弁者という意味においては、質問、それから、一般質問とかいろいろな活動について積極的にやっていくべきではないかと、そんなふうに思います。また、議会本来の仕事である行政をチェックするという部分においても、ある程度の人数が必要だということに認識しています。そのような点を踏まえて、私は本案について賛成をいたします。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから、発議第2号、川根本町議会定数条例の一部を改正する条例についてを採決しま

す。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、川根本町議会定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第3号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業
の健全化を求める意見書の提出について

議長(森 照信君) 日程第5、発議第3号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第3号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

議長（森 照信君） 日程第6、発議第4号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第4号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第5号 子育て支援施策の充実を求める決議について

議長（森 照信君） 日程第7、発議第5号、子育て支援施策の充実を求める決議についてを議題とします。

お諮りします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第5号、子育て支援施策の充実を求める決議についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、子育て支援施策の充実を求める決議については、原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第6号 大井川の流況改善に対する決議について

議長(森 照信君) 日程第8、発議第6号、大井川の流況改善に対する決議についてを議題とします。

お諮りします。

発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第6号、大井川の流況改善に対する決議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、大井川の流況改善に対する決議については、原案のとおり可決されました。

日程第9 川根本町議会議員派遣の件

議長（森 照信君） 日程第9、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件とおりに決定しました。

日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（森 照信君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（森 照信君） 日程第11、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、常任委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

議長(森 照信君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時56分